

第三次伊東市環境基本計画

伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2023-2032

～良好な環境が広がり 快適に暮らせるまち～



伊東市

はじめに

本市では、平成15年3月に第一次伊東市環境基本計画を策定し、これまでに改定や見直しを経て、市民や事業者の皆様、さらには滞在者の皆様の参加と協働のもと、その時代に即した取り組みを実施してまいりました。

しかしながら、昨今の社会経済情勢は目まぐるしく変化し、地球規模で進行する温暖化への対応など、さらなる取り組みが必要となってまいりました。

このような状況下、第二次伊東市環境基本計画は、令和4年度をもって計画の終期を迎え、新たな課題に対応するため、これまでの「恵み豊かな環境の享受」と「次世代への継承」などの基本理念に加え、新たな取り組みを盛り込んだ第三次伊東市環境基本計画を策定しました。

本計画では、望ましい環境像として「良好な環境が広がり快適に暮らせるまち」と定めるとともに、その実現に向け、4つの分野における基本目標に対し10の環境目標、36の環境施策及び20の環境指標を定めました。

また、あわせて地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地球温暖化対策の取り組みを定めました。

これら計画の推進には、市民、事業者及び滞在者の皆様の協力が欠かせません。どうか皆様には、身近なところから、できることから取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

一緒に、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指してまいりましょう。

結びに、本計画の策定に当たり、伊東市環境審議会委員の皆様を始め、多くの方々に貴重なご意見、ご指導いただきましたことに感謝申し上げます。

令和5年3月

伊 東 市 長 小 野 達 也





伊東市「ゼロカーボンシティ」宣言

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されています。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨など異常気象のリスクはさらに高まることが予測されています。

2015年に採択されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、2018年に公表されたIPCCの「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ（2050年カーボンニュートラル）とする「脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。

伊東市においても、第三次伊東市環境基本計画及び伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、伊東市が望ましい環境像として掲げる「良好な環境が広がり快適に暮らせるまち」の実現と、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、市民、事業者及び滞在者の皆様と一丸となって全力で取り組んでいくことを、宣言いたします。

令和5年3月

伊 東 市 長 小 野 達 也

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 第二次計画の総括	4
第3節 第三次計画の概要	6
第2章 環境の現状	8
第1節 市の概況	8
第2節 生活環境	10
第3節 自然環境	13
第4節 廃棄物・地球環境	16
第5節 環境学習等	20
第6節 市民・事業者の意識	21
第3章 計画の目標	27
第1節 基本理念	27
第2節 望ましい環境像	28
第3節 基本目標	29
第4節 計画の体系	30
第4章 目標達成に向けた施策	31
環境分野1 大気環境	32
環境分野2 水環境	34
環境分野3 その他生活環境	36
環境分野4 自然環境	38
環境分野5 身近な自然	40
環境分野6 歴史的・文化的環境	42
環境分野7 廃棄物	44
環境分野8 地球環境	46
環境分野9 環境学習	50
環境分野10 環境保全活動・環境配慮	52
第5章 伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	54
第1節 計画策定の背景	54
第2節 計画の概要	56
第3節 温室効果ガス排出量・再生可能エネルギーの現状	57
第4節 将来推計	59
第5節 削減目標	62
第6節 地球温暖化対策の取り組み	63
第6章 計画の推進	68
第1節 推進体制	68
第2節 進行管理	69
資料編	70



第1節 計画策定の背景

(1)伊東市環境基本計画の策定

私たちを取り巻く環境問題は、事業所などを発生源とする産業型公害から、生活排水による河川などの水質汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染などの都市・生活型公害、さらには地球温暖化の進行などの地球環境問題へと広がってきました。

これらの問題を解決するため、市民・事業者・滞在者・市が連携・協力し、環境問題に対して積極的に取り組むことができるように環境の保全と創造に関する基本理念、各主体の責務及び基本的施策などを規定する「伊東市環境基本条例」（以下、「条例」という。）を2000（平成12）年3月に制定しました。また、同条例第9条に基づき、基本理念「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」の具体化を図るための計画として「第一次伊東市環境基本計画」（以下、「第一次計画」という。）を2003（平成15）年3月に策定しました。

その後、2013（平成25）年3月に「第二次伊東市環境基本計画」（以下、「第二次計画」という。）、2018（平成30）年3月に「第二次伊東市環境基本計画・後期計画」（以下、「第二次計画・後期計画」という。）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。



(2)国内外の動向

近年、SDGs（持続可能な開発目標）の採択、パリ協定の発効、2050（令和32）年カーボンニュートラルに向けた取り組みの広がり、新型コロナウイルス感染症の拡大など、環境の状況や社会情勢に大きな変化が生じています。

■SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの国際目標です。経済・社会・環境を統合した取り組みにより、持続可能な社会の実現を目指すとしています。

発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む目標となっており、日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、民間団体、国民など幅広い主体による取り組みが広がっています。

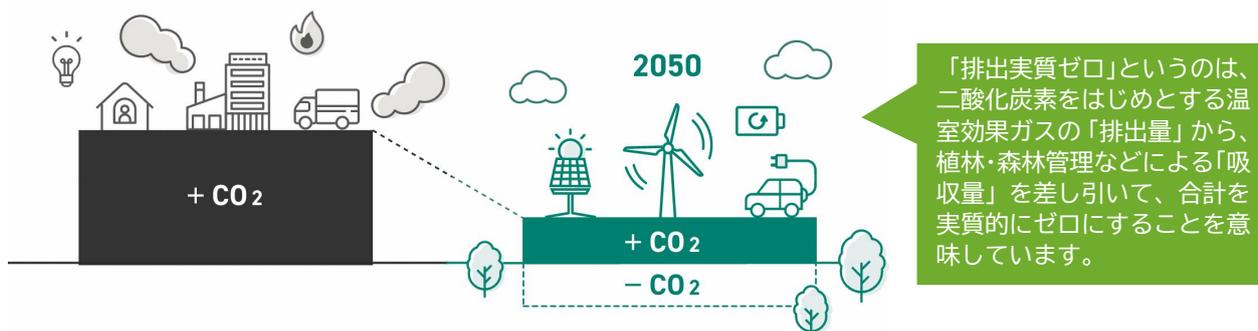


SDGsの17のゴール（目標）

■脱炭素・カーボンニュートラル

気候変動対策の国際的枠組みを決める「パリ協定」が2016（平成28）年11月4日に発効しました。パリ協定は、世界的な平均気温上昇を「産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標を掲げ、先進国・途上国が参加する歴史的な協定となっています。

パリ協定に批准している日本は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指し、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減（50%の高みに向け挑戦）を表明しました。これに対応するため、新たな「地球温暖化対策計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が2021（令和3）年10月に閣議決定されるとともに、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」が2022（令和4）年4月から施行されました。



カーボンニュートラルの概念図 【資料：脱炭素ポータル（環境省）】

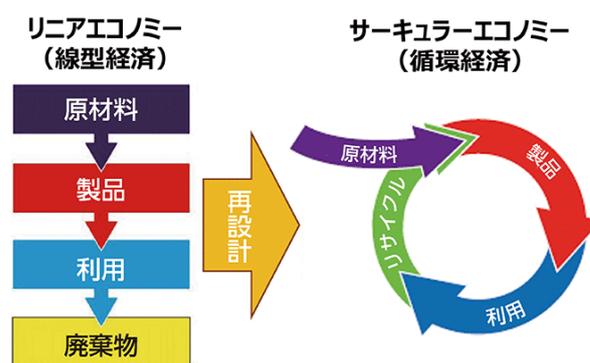
■エネルギー基本計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2030（令和12）年に温室効果ガス排出量を46%削減（2013（平成25）年度比）するため、省エネルギーを抜本的に強化しつつ、同年の電源構成を再生可能エネルギー36~38%、原子力20~22%、LNG（液化天然ガス）20%、石炭19%、水素・アンモニア1%とする目標を掲げました。また、2050（令和32）年にカーボンニュートラルを実現すべく、電力化を最大限推進するとともに、再生可能エネルギーを主力電源化し、水素や炭素回収貯留（CCS）などを活用する方針を示しました。

■サーキュラーエコノミー（循環経済）

近年、課題となっている食品ロスや海洋プラスチックごみなどの課題に対応するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

これらのごみを取り巻く考え方は、従来の大量生産・大量消費の一方通行な経済「リニアエコノミー（線形経済）」から、生産・消費・リサイクルが循環し、究極的には廃棄が発生しない「サーキュラーエコノミー（循環経済）」へと移行しつつあります。



循環経済への移行イメージ

【資料：「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」】

■グリーンリカバリー

2019（令和元）年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、社会や経済に深刻なダメージを与える一方で、テレワークの拡大など移動による環境負荷の低減をはじめ、環境面でも大きな変革をもたらしています。さらに、コロナ禍からの経済回復とともに持続可能な社会を実現する「グリーンリカバリー」という考え方が世界の潮流となっています。

(3)伊東市の動向

「第二次計画・後期計画」の策定後、2018（平成30）年6月には、美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行しました。また、2021（令和3）年3月には「第五次伊東市総合計画」「伊東市第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」「伊東市一般廃棄物処理基本計画」など、環境基本計画にも関連する計画を策定しました。

これらの状況を踏まえ、「第二次計画・後期計画」が2022（令和4）年度で期間を満了することから、社会情勢や環境の変化に対応した新たな「第三次伊東市環境基本計画」（以下、「本計画」または「第三次計画」という。）を策定します。

環境に関連する国内外及び伊東市の動向

年度	国内外の動向	伊東市の動向
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「SDGs（持続可能な開発目標）」の採択 	
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> 「パリ協定」の発効及び日本の批准 	
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 「水素基本戦略」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第二次伊東市環境基本計画（後期計画）」の策定（2018.3） 「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）」の策定（2018.3）
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次環境基本計画」の閣議決定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定 IPCCが「1.5℃特別報告書」を発表 「気候変動適応法」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の施行（2018.6） 「伊東市地域公共交通網形成計画」の策定（2019.3）
2019 (H31/R1)	<ul style="list-style-type: none"> 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（2019.10） 「プラスチック資源循環戦略」の策定 	
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> 国が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言」 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次伊東市総合計画」の策定（2021.3） 「伊東市第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の策定（2021.3） 「伊東市一般廃棄物処理基本計画」の策定（2021.3）
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> 国が2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標として46%削減（2013年度比）とすることを宣言 「気候変動適応計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定 IPCCが「第6次特別報告書」の各部会報告書を順次発表 	
2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」の施行（2022.4） 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（2022.4） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次伊東市環境基本計画（伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」の策定（2023.3）

第2節 第二次計画の総括

(1) 数値目標の達成状況

第二次計画では、4つの基本目標を実現するため、具体的な16の指標を設定して、市民・事業者・滞在者・市が一体となった取り組みを推進してきました。

2021（令和3）年度における指標の達成状況のうち、2022（令和4）年度の最終目標を「達成」（◎印）のものが4指標、「順調に推移」（○印）のものが1指標、「目標達成が難しい」（△印）が9指標、「見通しが不透明」（－印）が2指標でした。

評価)	◎	：達成⇒2022（令和4）年度の目標値を既に達成
	○	：順調に推移⇒過去の推移から2022（令和4）年度の目標達成ができそうなもの
	△	：目標達成が難しい⇒過去の推移から2022（令和4）年度の目標達成が難しそうなもの
	－	：見通しが不透明⇒年度により数値が大きく変動するため、判断が難しいもの

第二次計画の数値目標の達成状況

指標	基準値 (2011年度)	現状 (2021年度)	最終目標 (2022年度)	達成 状況	
▼基本目標1：きれいな空気 おいしい水 心安らぐ 環境のまちづくり					
1-1	光化学オキシダントの注意報発令回数	0回	2回	0回	－
	市内の測定局における二酸化窒素の測定結果	0.02ppm	0.01ppm	0.02ppm以下	◎
1-2	伊東大川下流のBOD測定結果（75%値）	1.5mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.3mg/ℓ	◎
	下水道整備面積（1958年からの累計）	565.5ha	599.9ha	605.3ha	△
	合併処理浄化槽補助事業による設置累計基数（1990年からの累計）	578基	796基	836基	△
1-3	土壌汚染地域の指定件数	1件	0件	0件	◎
1-4	悪臭・騒音・振動の苦情件数	10件/年	8件/年	5件以下/年	－
▼基本目標2：恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり					
2-2	都市計画公園1人当たりの面積	7.25m ²	8.09m ²	8.5m ²	△
2-3	歴史文化に触れた人数	12,611人/年	3,501人/年	17,000人/年	△
▼基本目標3：資源を大切に 環境にやさしいまちづくり					
3-1	1人1日当たりのごみ排出量	1,300g/人・日	1,284g/人・日	1,240g/人・日	△
	一般廃棄物の総排出量に対するリサイクル率	19.6%	18.5%	22.8%	△
	市補助制度の家庭用生ごみ処理機設置世帯数（1994年度からの累計）	1,542世帯	1,794世帯	2,399世帯	△
3-2	太陽光発電システム設置件数（累計）	730件	1,701件	2,500件	△
3-3	伊東市役所の温室効果ガス総排出量	12,616t-CO ₂	13,720t-CO ₂	11,181t-CO ₂	△
▼基本目標4：みんなで学び よりよい豊かな環境のまちづくり					
4-1	図書館における環境資料の蔵書数	435冊	593冊	600冊	○
	環境学習講座の参加人数	110人/年	790人/年	680人/年	◎

注) 2-1、4-2 は数値目標の設定なし

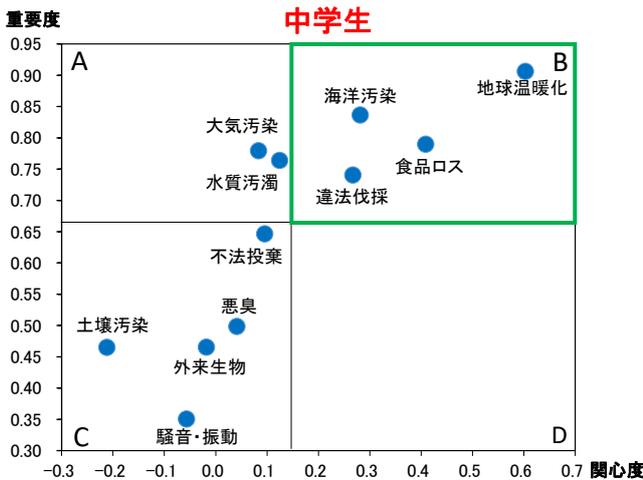
(2) 市民意識調査の分析

2021（令和 3）年度、中学生・高校生・市民を対象とした「環境に関するアンケート」を実施し、環境に対する「①環境問題の関心度と重要度」、「②身近な環境の満足度と重要度」についてのご意見を伺いました。

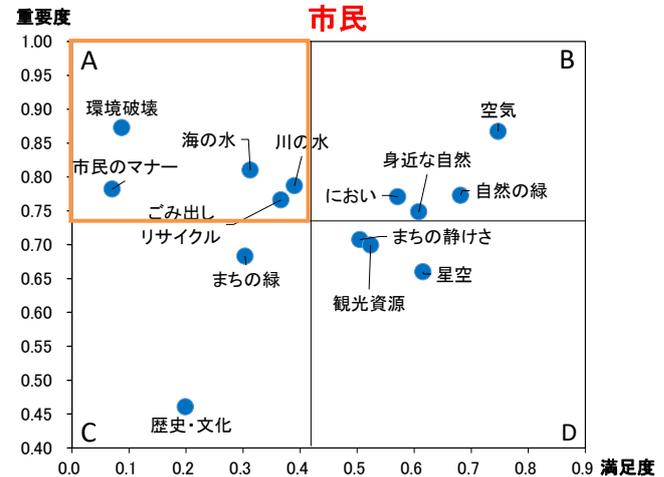
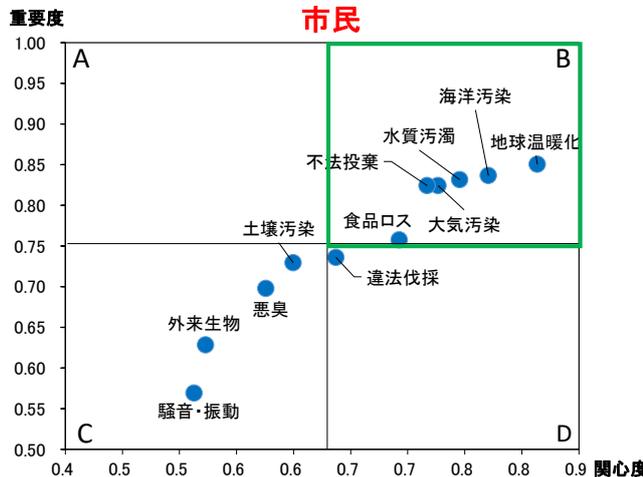
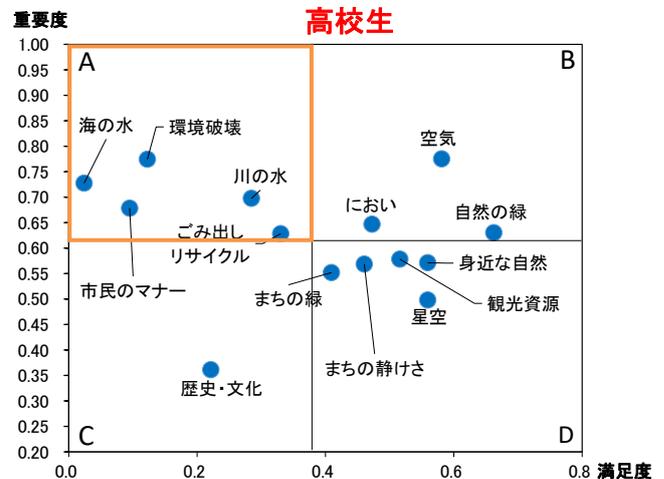
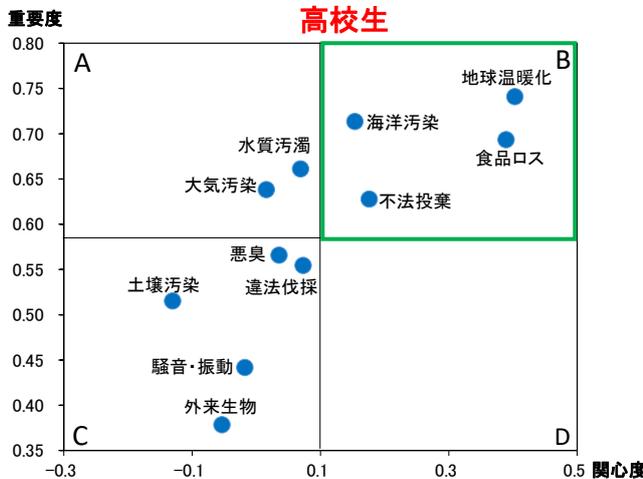
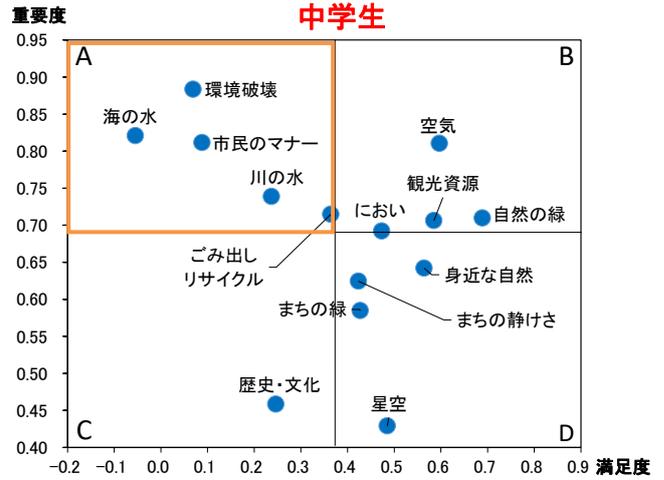
「①環境問題の関心度と重要度」について、関心度・重要度がともに高い **B ゾーン（緑色の枠内）** には、「地球温暖化問題」「食品ロス」「海洋汚染」が中学生・高校生・市民に共通して分布しています。

「②身近な環境の満足度と重要度」について、満足度が低く重要度が高い **A ゾーン（オレンジ色の枠内）** には、「環境破壊による自然災害に対する安全性」「海の水のきれいさ」「川の水のきれいさ」「市民のマナーの良さ」「ごみ出しリサイクルに関する取り組み」が中学生・高校生・市民に共通して分布しています。

【①環境問題の関心度と重要度】



【②身近な環境の満足度と重要度】



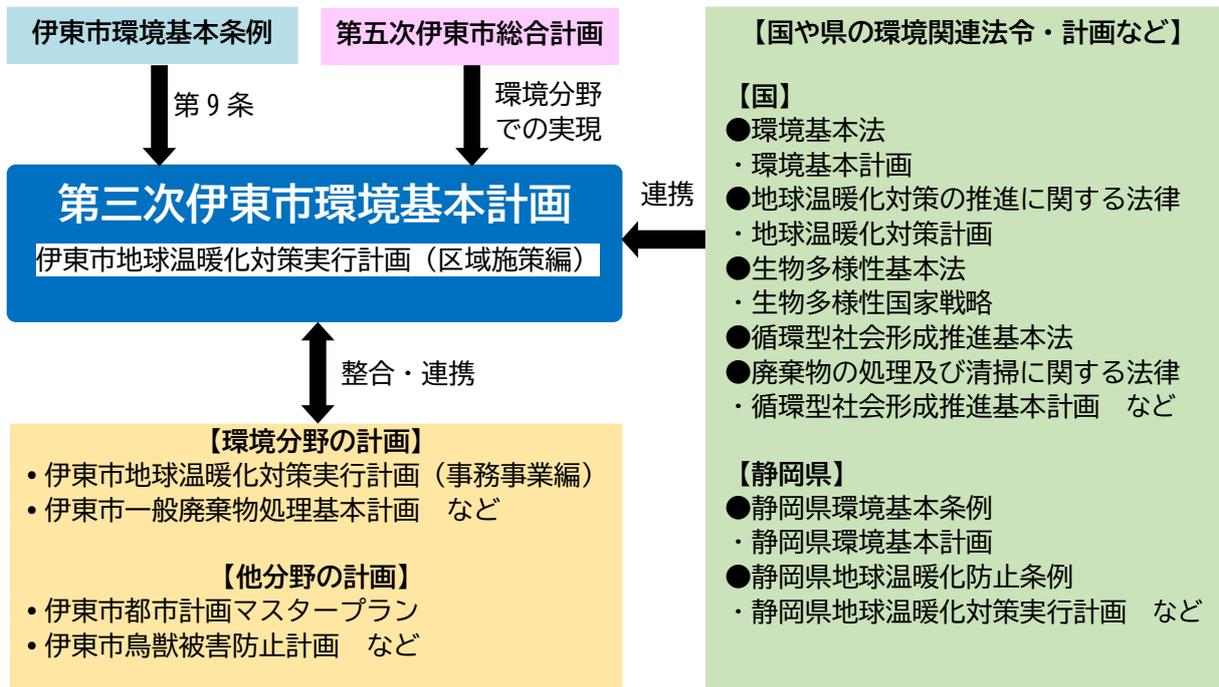
第3節 第三次計画の概要

(1) 計画の役割と位置づけ

「第三次伊東市環境基本計画」（以下、「本計画」または「第三次計画」という。）は、条例第9条に基づいて策定するもので、市・市民・事業者・滞在者それぞれが担うべき役割を明らかにし、様々な主体が連携・協働しながら積極的な取り組みを推進することを目的としています。

また、「第五次伊東市総合計画」に掲げられているまちづくりの将来像『出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いたう ～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～』のために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を第5章に含むものとします。



計画の位置付け

(2) 計画の期間

本計画は、2023（令和5）年度を初年度とし、2032（令和14）年度までの10年間とします。

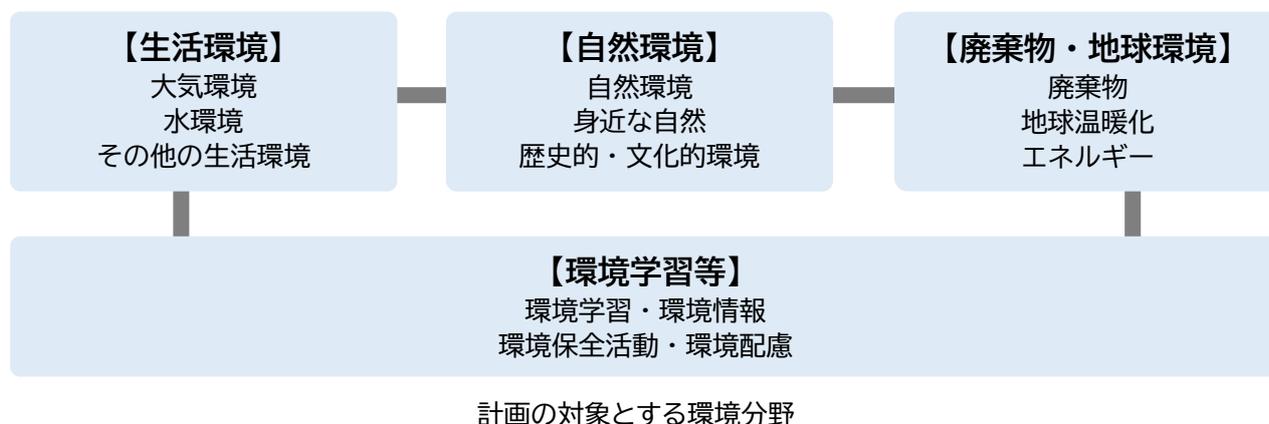
なお、社会情勢や環境分野の変化に対応するため、5年後の2027（令和9）年度に見直しを行います。

計画期間

2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
計画 期間 開始				中間 見直し					計画 期間 終了

(3)計画の対象とする環境分野

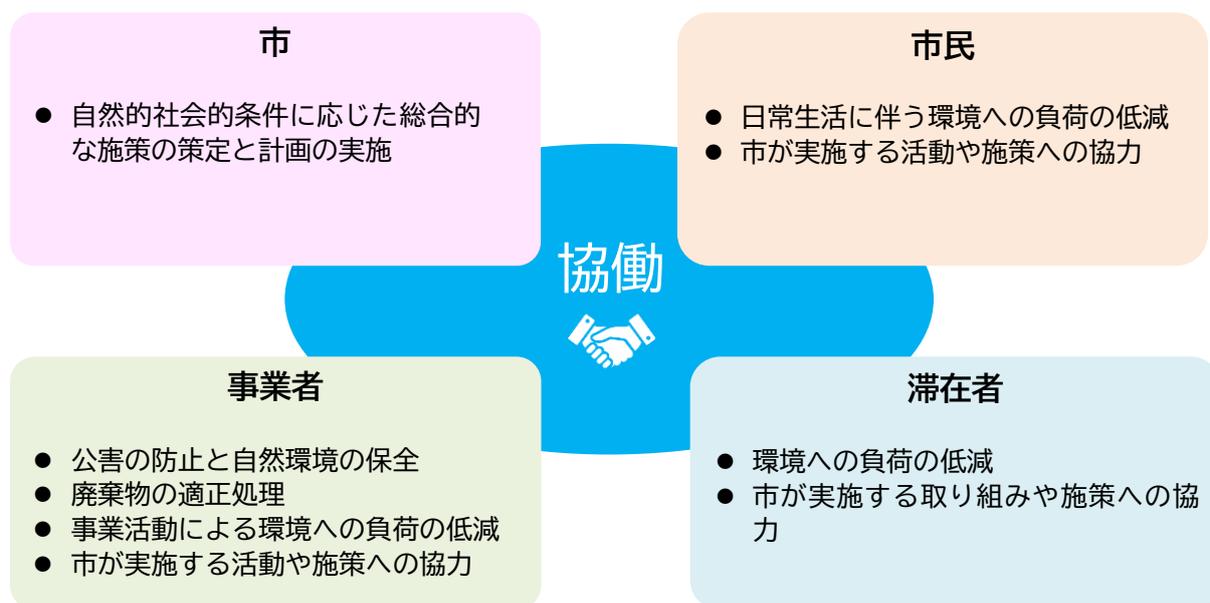
本計画の対象とする環境分野は、以下のとおりとします。



(4)計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民、事業者、滞在者、市とします。

各主体は、「伊東市環境基本条例」に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、協働していく必要があります。





第2章 環境の現状

第1節 市の概況

(1)位置・面積

本市は、静岡県用最東端、伊豆半島の東に位置しており、東は相模灘に面し、北は熱海市、西は伊豆の国市、伊豆市、南は東伊豆町に接しています。市域は、東西 10.45km、南北 20.45km と南北に長く、海岸線はおよそ 40km に及んでおり、面積は 124.02 km² で県下 23 市のうち 13 番目の広さです。

全国有数の湧出量を誇る温泉地である本市は、伊東八景などの地域資源に恵まれ、その雄大な自然は四季折々の色鮮やかな彩りをみせるなど、私たちの暮らしに潤いと安らぎを与えています。

なお、市域の 44.7% が「富士箱根伊豆国立公園区域」に指定されています。

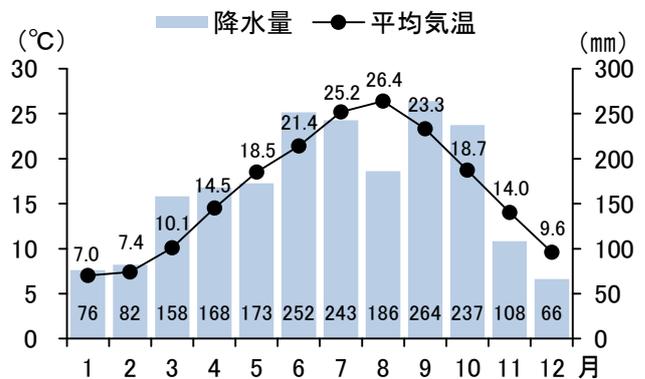


伊東市の位置

(2)気象

網代特別地域気象観測所のデータによると、気温の平年値（1991～2020 年の平均値）は 8 月が 26.4℃ で最も高く、1 月が 7.0℃ で最も低くなっています。年平均気温は 16.3℃ で温暖な気候といえます。

年間降水量の平年値は 2,012.7mm であり、梅雨の 6 月及び台風シーズンである 9 月が多くなっています。



平均気温と降水量

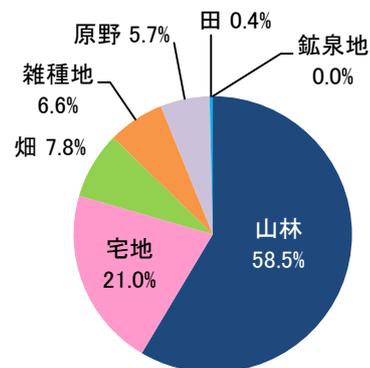
(1991～2020 年の平均値：網代)

【資料：気象庁】

(3)土地利用

本市の土地利用の状況は、2020（令和 2）年の時点で山林（58.5%）が全体の約 6 割を占めています。次いで宅地（21.0%）、畑（7.8%）、雑種地（6.6%）、原野（5.7%）の順となっています。

畑、山林、原野が減少傾向であり、宅地が増加傾向になっています。



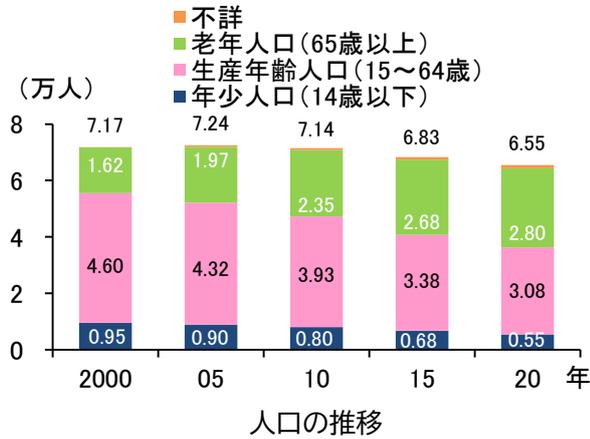
地目別土地利用面積（2020 年）

【資料：伊東市統計書】

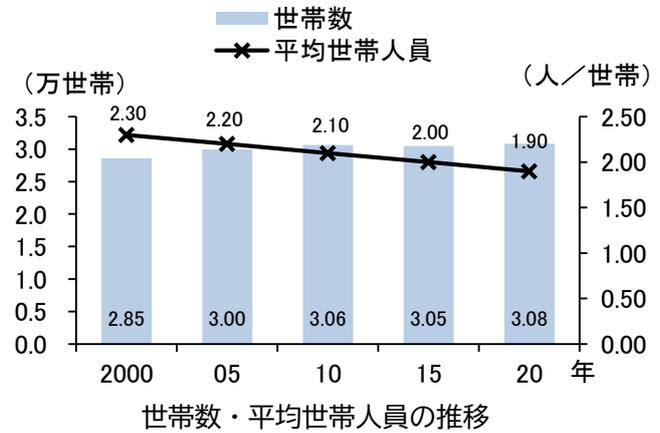
(4)人口・世帯数

国勢調査によると、本市の総人口は減少しており、2020（令和2）年は65,492人となっています。老年人口割合は、2000（平成12）に22.6%でしたが、2020（令和2）年には42.7%に増加するとともに、年少人口は13.3%から8.4%に減少しており、少子高齢化が進んでいます。

世帯数は微増しており、2020（令和2）年は30,820世帯でした。また、平均世帯人員は年々減少しており、2020（令和2）年は1.90人/世帯と核家族化が進んでいます。



【資料：国勢調査】

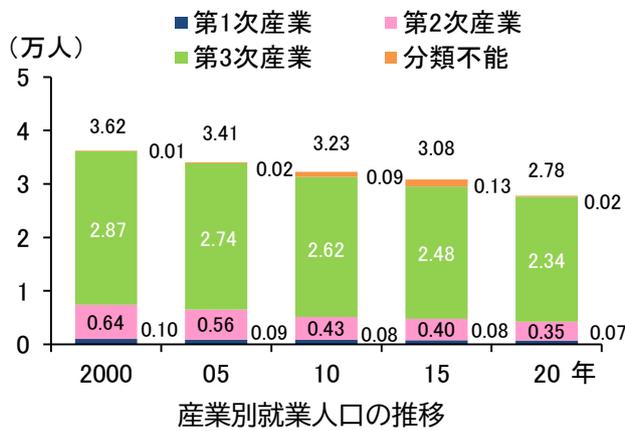


【資料：国勢調査】

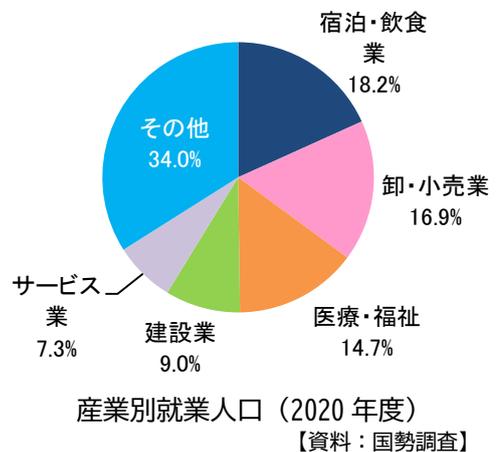
(5)産業

2020（令和2）年の国勢調査によると、本市の就業人口は27,799人で、第3次産業が84.1%を占め、第2次産業、第1次産業はわずかです。

産業大分類別では宿泊・飲食業（18.2%）が最も多く、次いで卸・小売業（16.9%）、医療・福祉（14.7%）、建設業（9.0%）、サービス業（7.3%）の順となっています。



【資料：国勢調査】



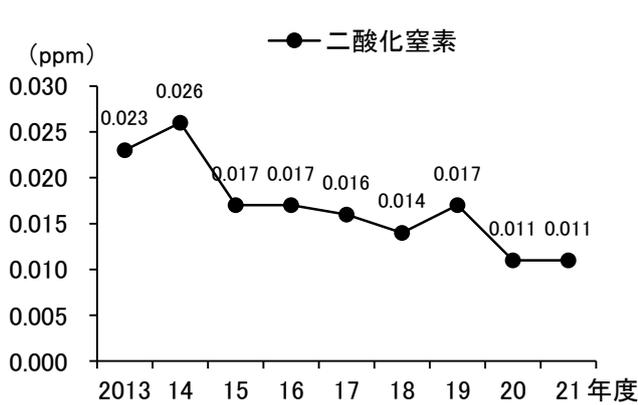
【資料：国勢調査】

第2節 生活環境

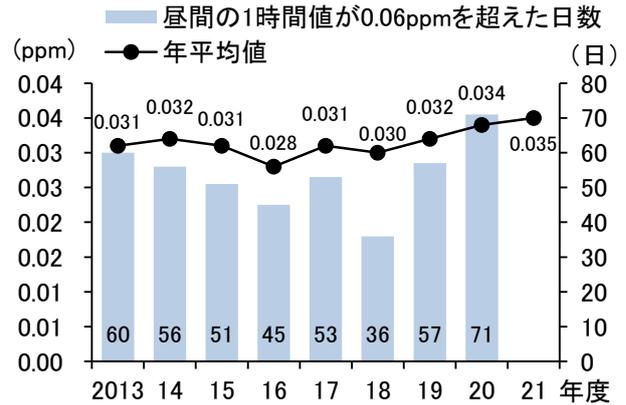
(1)大気

本市では、伊東市役所で二酸化窒素及び光化学オキシダントの常時監視を行っています。測定結果をみると、二酸化窒素濃度はおおむね改善傾向を示しており、全ての年で環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダントは全国及び県全体の傾向と同じく、環境基準を達成していない状況が続いています。なお、2021（令和3）年度は、光化学オキシダント注意報が2回発令されました。

2021（令和3）年度には、静岡県の大気測定車によるPM2.5測定や本市測定局の大気測定の結果から、本市の大気環境が安定的に良好な状態であることを確認しました。



二酸化窒素 (98%値) の状況 (伊東市役所)
【資料：伊東市環境基本計画年次報告書】



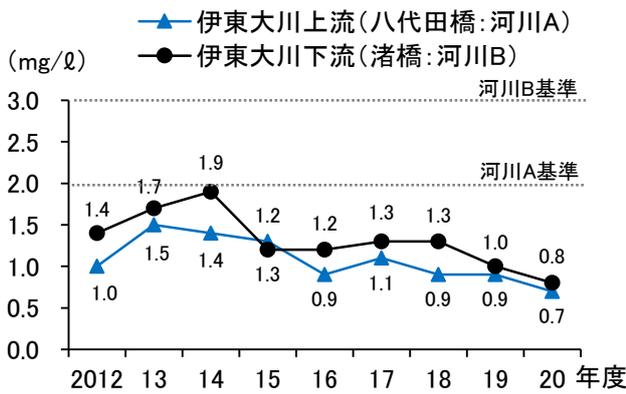
光化学オキシダントの状況 (伊東市役所)
【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況】

(2)水質

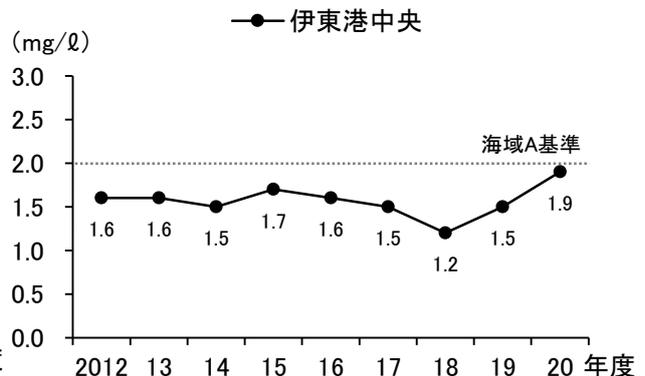
■河川・海域の水質

河川では、伊東大川上流（八代田橋）で河川A（BOD：2mg/ℓ以下）、伊東大川下流（渚橋）で河川B（BOD：3mg/ℓ以下）の環境基準が設定されていますが、BODの数値はいずれの地点も環境基準を達成しています。

海域については、伊東港中央で海域A（COD：2mg/ℓ以下）の環境基準が設定されていますが、CODの数値は環境基準を達成しています。



BOD (75%値) の推移 (河川)
【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況】

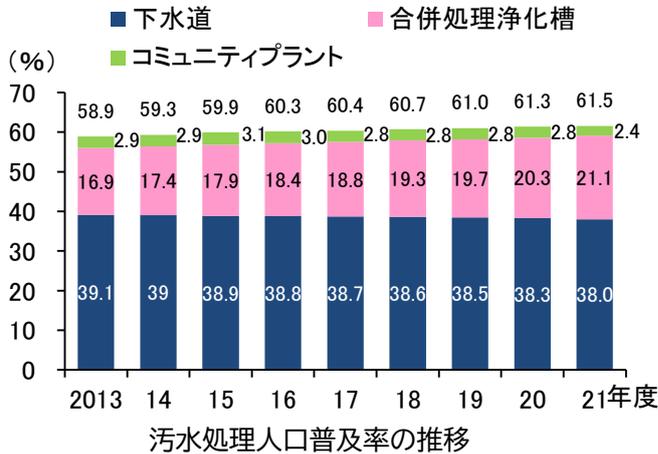


COD (75%値) の推移 (海域)
【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況】

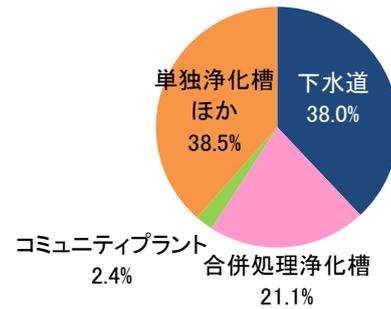
■生活排水処理

本市の下水道普及率は徐々に増加しておりますが、2021（令和3）年度末時点の下水道普及率は38.0%で、静岡県の平均（65.3%）よりも低くなっています。また、本市の汚水処理人口普及率は61.5%（県内27位）で、静岡県の平均（84.3%）よりも低くなっています。

また、生活排水の処理が行われない単独処理浄化槽については、早期に公共下水道や合併処理浄化槽などへの移行を図る必要があります。本市では、2021（令和3）年度末時点で、約38.5%の家庭の生活排水が処理されず、そのまま河川へ排水されています。



【資料：静岡県都市局生活排水課】



汚水処理状況（2021年度）

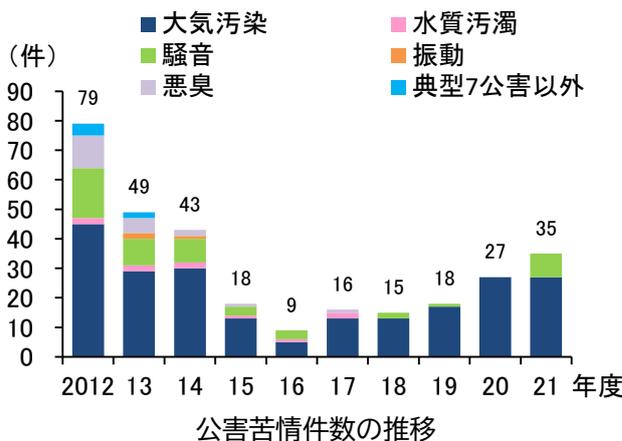
【資料：静岡県都市局生活排水課】

(3) その他生活環境

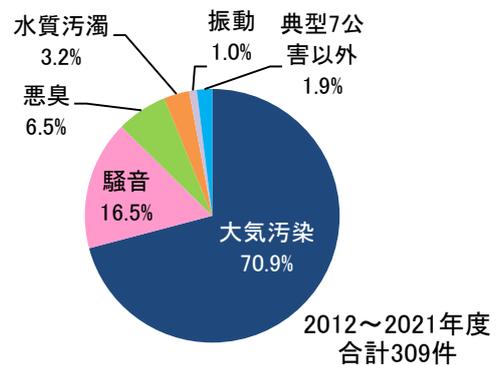
■公害苦情

2012（平成24）～2021（令和3）年度において、市に寄せられた公害苦情件数は合計309件あります。公害苦情件数の割合は、大気汚染（70.9%）、騒音（16.5%）、悪臭（6.5%）などが多くなっています。公害苦情件数は徐々に減少していましたが、2016（平成28）年度以降は再び増加しています。

本市は中小零細企業が多数を占めるため、規制対象になる特定工場等が少なく、規制対象に係る苦情は多くありませんが、空調機、楽器、ペットの鳴き声などの一般家庭からの騒音の苦情が問題になることが増えています。



【資料：環境課】



公害苦情件数の内訳

【資料：環境課】

■騒音

2021（令和 3）年度の自動車騒音の常時監視（面的評価*）結果は、評価の対象とした道路（総延長 15.2 km）に面する地域の住居等（990 戸）の環境基準達成状況は、概ね基準値以内であり、昼夜超過もなく良好でした。

*面的評価：一定の区間ごとに道路の沿道（50メートル以内）に建っている全ての住居等の騒音レベルを推計し、環境基準値を超える個数及び割合により評価するもの。

■悪臭

本市の悪臭発生源は、近年畜産業や水産加工業から、飲食店や動物の飼育、廃棄物の不正焼却等に変化しており、管理者による適正な管理体制が必要となっています。

■土壌汚染

本市では、2011（平成 23）年度に「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染地域として1箇所が指定されましたが、対策を講じた結果、2019（令和元）年度で指定が解除され、現在は土壌汚染地域はありません。

■有害化学物質

ダイオキシン類は国及び静岡県が、県内 136 地点（2020（令和 2）年度）で測定を行いました。全ての地点（市内での測定は無し）で環境基準を達成しました。

廃棄物の野外焼却は煙や悪臭とともにダイオキシンが発生するおそれがあることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により一部の例外を除き、禁止されています。本市では、野焼きの禁止について、ウェブサイトやチラシで注意喚起しています。

■動物愛護

本市では、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、不幸な猫を増やすことなく、快適な生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助しています。

また、飼い犬や飼いねこ、飼い主のいないねこなどのマナー・ルール of 普及啓発を図っています。

colum
コラム

動物の飼い主の責務とは？

「動物愛護管理法」の第7条では、動物の飼い主（所有者または占有者）の責務を定めています。動物を飼う際には、これらの責務をしっかりと守りましょう。



迷惑防止



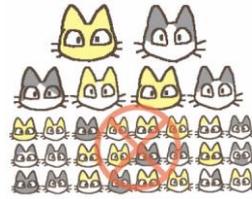
感染症の予防



逸走防止



終生飼育



繁殖制限



所有明示

【資料：知っていますか？動物愛護管理法（環境省）】

第3節 自然環境

(1) 富士箱根伊豆国立公園・伊豆半島ジオパーク

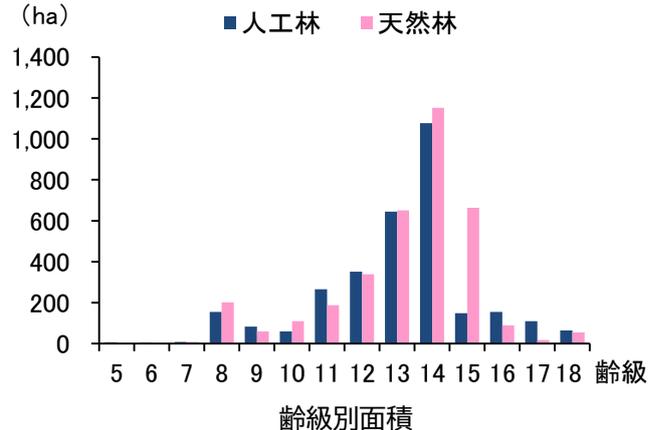
本市は、大室山から城ヶ崎海岸にかけての山地及び海岸線、伊豆スカイライン周辺など、市域の約45%が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されています。

2018（平成30）年4月には「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定されました。市内には50箇所以上のジオサイトがありますが、ビジターセンターの「ジオテラス伊東」や「ジオポート伊東」でこれらのジオサイトの紹介や展示などを行っています。

(2) 森林

本市の森林面積は6,872ha（民有林6,846ha、国有林26ha）で、総面積の約55%を占めています。「伊東市森林整備計画」で対象としている森林面積6,835haのうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積が3,145ha（人工林率：約46%）と約半数を占めています。人工林の約94%は41年生（9齢級）以上で資源として成熟していますが、森林整備の促進による利用が望まれています。担い手不足などにより、森林を集約化した施業が行いにくい状況にあります。

また、市内には市の巨木や名木が分布しており、大切に保護・保全を行っています。

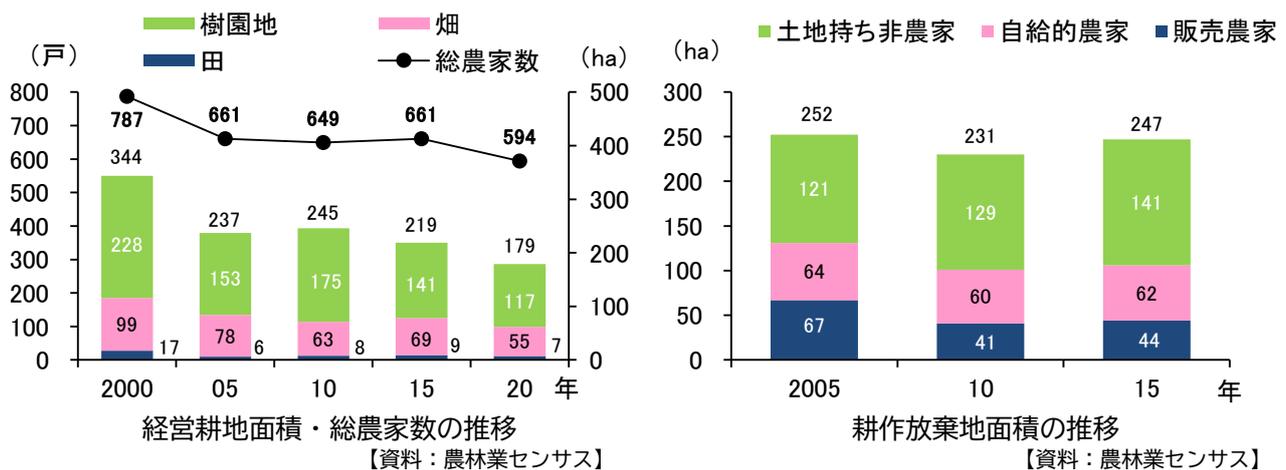


注) 1～5年生を「1齢級」と数える。

【資料：伊東市森林整備計画】

(3) 農地

経営耕地は主に樹園地及び畑からなっており、田はほとんどありません。樹園地、畑ともに面積が減少しており、2020（令和2）年は179haとなっています。総農家数も減少傾向で、2020（令和2）年は594戸となっています。また、2015（平成27）年の耕作放棄地面積は247haでした。



【資料：農林業センサス】

【資料：農林業センサス】

(4) 河川・海岸

宇佐美から赤沢までの市内の海岸線は、延長40kmに及び、その形態は砂浜、磯浜、断崖絶壁など変化に富みます。また、伊東大川、烏川、泉川、北川、落合川、寺田川、小沢川、本郷川、伊東宮川、伊東仲川など市内河川の総延長は234kmに及びます。

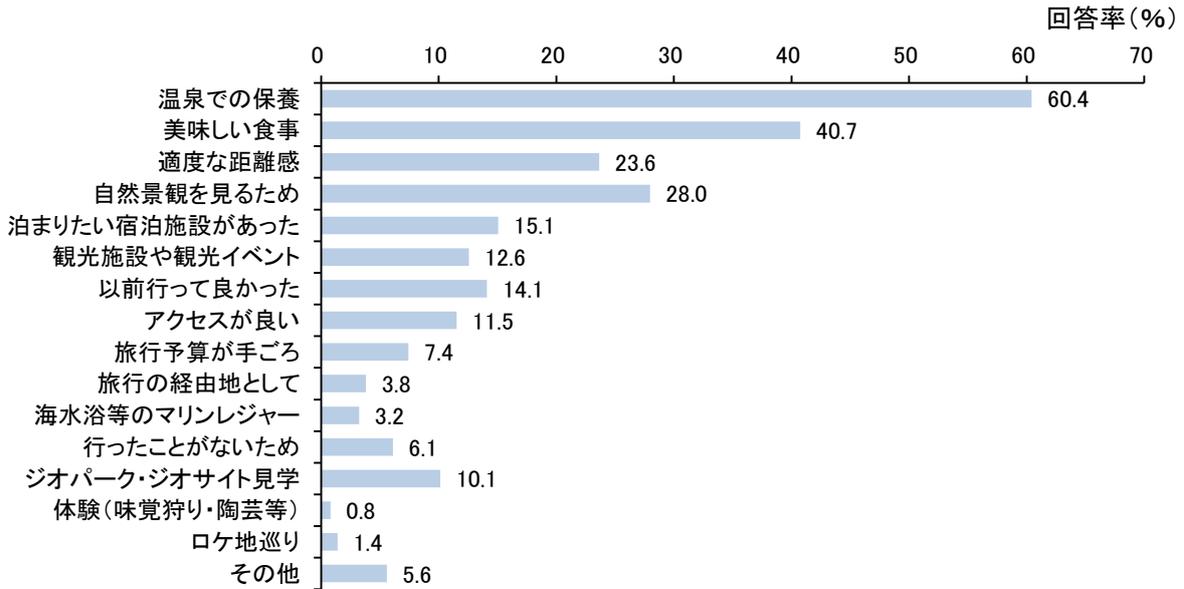
城ヶ崎海岸では松枯れ対策として、地元ボランティア団体と協働による予防剤の注入や松林の清掃活動を行っています。

(5)水資源

本市の水道水源は、湧水、地下水、伊東大川の表流水、奥野ダムの湖沼水です。本市は観光地であり多数の観光客を受け入れることから、同規模の自治体に比べ配水量は多い傾向にあり、1989（平成元）年に制定した「伊東市水道水源保護条例」に基づいて水源の水質保全に取り組んでいます。

また、伊東温泉は、日本有数の温泉場の1つに数えられ、全国有数の温泉総湧出量を誇っています。「令和3年度伊東温泉観光客実態調査」によると、旅行先に本市を選んだ理由として、「温泉での保養」が最も多く、温泉を目的として多くの観光客が来遊していることがわかります。

なお、近年の地球温暖化に伴う気候変動や、開発行為によって水循環に大きな変化が生じていることなどを受け、静岡県では「静岡県水循環保全条例」を制定し、健全な水循環の確保に努めていくこととしています。



旅行先に伊東市を選んだ理由

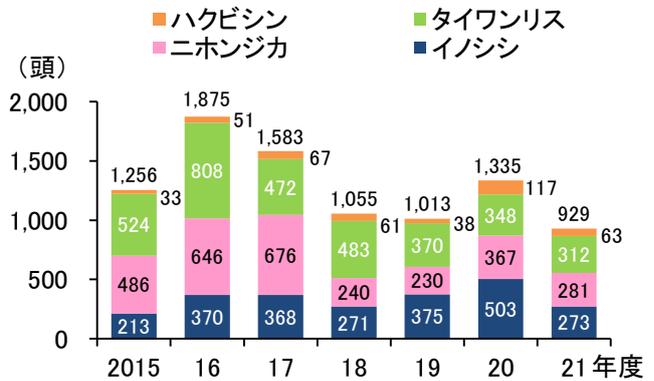
【資料：令和3年度伊東温泉観光客実態調査】

(6)生物

■野生鳥獣被害

本市における2021（令和3）年度の野生鳥獣の被害金額は262.6万円、被害面積は751アールであり、果樹、野菜、いも類などへの被害が報告されています。

また、2021（令和3）年度の捕獲頭数は台湾リス（312頭）が最も多く、次いでニホンジカ（281頭）、イノシシ（273頭）などとなっています。



野生鳥獣捕獲頭数の推移

【資料：伊東市鳥獣被害防止計画】

■外来種

市内では、「外来生物法」の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクや台湾リスが確認されています。これらの特定外来生物は、同法により栽培、保管、運搬、輸入などが禁止されています。なお、「外来生物法」の改正により、都道府県や市町村に対する責務規定が創設されるとともに、防除を行うに当たって必要とされている国への確認手続を不要とし、都道府県による迅速な防除が可能となりました。

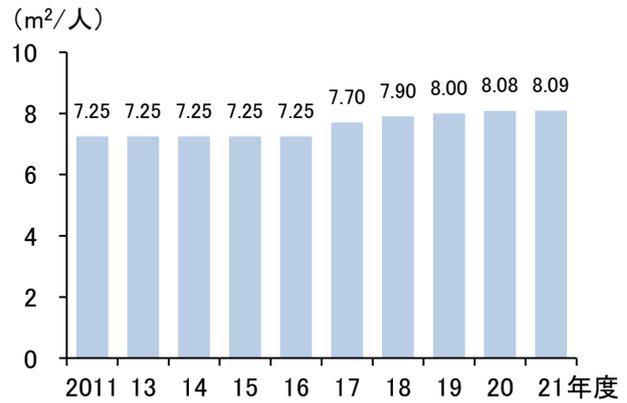
また、市内の南部地域を中心にヤンバルトサカヤスデが確認されています。ヤンバルトサカヤスデは、もともと台湾に生息し、1983（昭和58）年に沖縄県で確認されて以来、分布を広げ、静岡県内でも拡大傾向にあります。農作物に被害や人に危害は加えませんが、時には異常発生し、壁や塀によじ登ったり、家屋の中に侵入したりして不快感を与えることから、不快害虫とされています。

(7)公園・緑化

■都市公園

都市公園とは、「都市公園法」に基づいて設置される公園または緑地のことで、子どもからお年寄りまで、多くの市民の皆さんの活動の場、憩いの場となっています。他にも、地球温暖化の防止などの環境保全や災害時に避難・復興の拠点地になるなど、地域に欠かせない役割を担っています。

2021（令和3）年度の都市計画公園1人当たりの面積は8.09m²/人です。



都市計画公園1人当たりの面積の推移

【資料：伊東市環境基本計画年次報告書】

■緑化

本市では、グリーンバンク制度を活用した緑のカーテンの普及、花の種子・球根・苗などの配布のほか、公共施設の里親制度（アドプトシステム）登録団体への支援などを行っています。

(8)景観

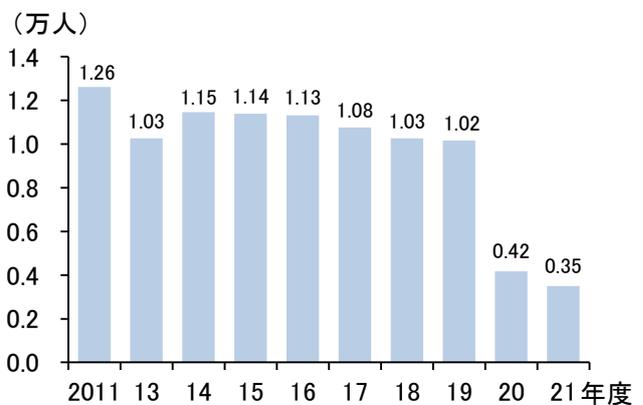
本市は素晴らしい自然環境資源に恵まれています。このうち、大室山、小室山、城ヶ崎海岸、松川、汐吹海岸、一碧湖、オレンジビーチ、巢雲山は、本市を代表する観光名所として「伊東八景」と呼ばれています。また、本市では、1996（平成8）年に「伊東市景観条例」を制定し、自然豊かな景観資源を活かした自然と調和したまちづくりを目指しています。

(9)歴史・文化財

本市の先人たちは、恵まれた自然環境を活用して、産業を興してまちを発展させ、郷土の文化を育んできました。現在では先人たちが築いた郷土文化は、有形・無形の文化財として継承されています。

歴史文化に触れた人数は、毎年1万人程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化施設での入館者数が減少し、2021（令和3）年度は3,501人となりました。

本市には、指定・登録文化財が57件あり、そのうち天然記念物として17件が指定されています。また、多数の埋蔵文化財包蔵地が分布しています。



歴史文化に触れた人数の推移

【資料：伊東市環境基本計画年次報告書】

指定文化財(天然記念物)

	名称
国指定	葛見神社の大クス、八幡宮来宮神社社叢、蓮着寺のヤマモモ、大室山
県指定	天照皇大神社社叢、林泉寺のフジ、比波預天神社のホルトノキ
市指定	ヒメユズリハ群落、音無神社のタブの木、最誓寺のソテツ、山神社のムクの木（群落）、伊吹ビャクシン、高見のシイの木、音無神社のシイの木、かんのん浜ポットホール、大室山スコリアラフト、城ヶ崎海岸燕島（つばくろじま）のアマツバメ集団生息地

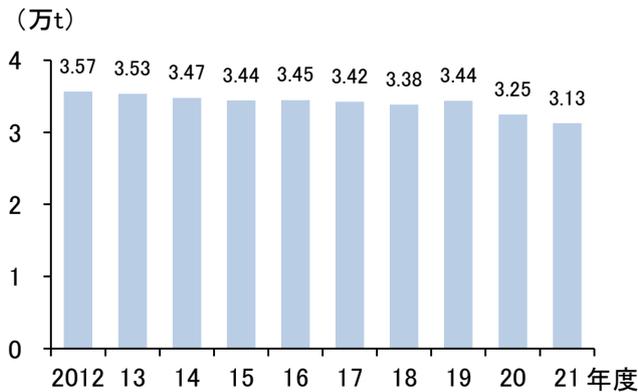
【資料：生涯学習課】

第4節 廃棄物・地球環境

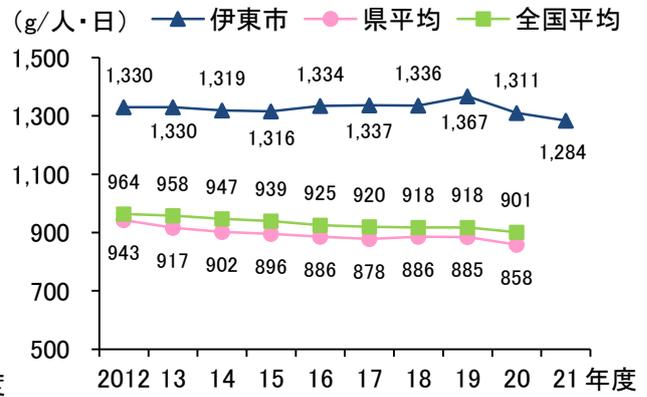
(1) 廃棄物

■ごみ排出量

本市の2021（令和3）年度におけるごみ総排出量は31,259t/年で、減少傾向にあります。また、1人1日当たりのごみ量は1,284g/人・日であり、2020（令和2）年度の県平均（858g/人・日）や全国平均（901g/人・日）より多くなっています。



ごみ総排出量の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査、環境課】



1人1日当たりのごみ量の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査、環境課】

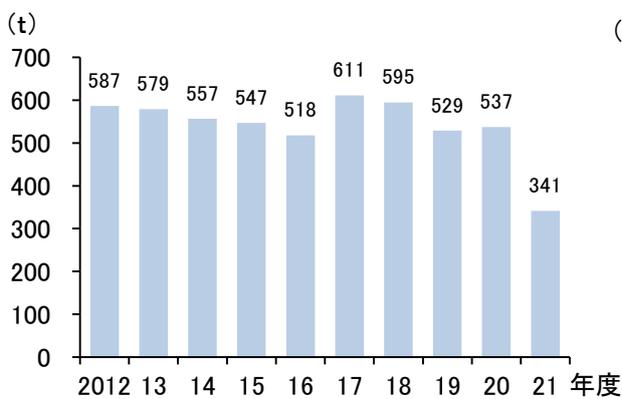
■中間処理・最終処分

環境美化センターでは、可燃ごみや可燃粗大ごみを焼却処理後、焼却灰を熔融固化処理し、無害化された熔融スラグは道路舗装の路盤材などに利用されており、再資源化に努めています。

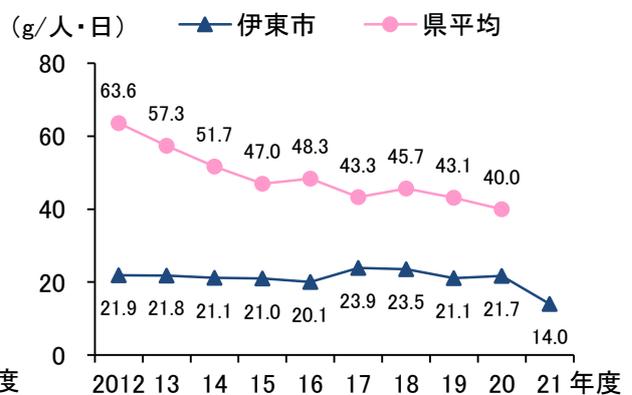
御石ヶ沢清掃工場では、不燃ごみを破碎、選別、圧縮処理などの様々な処理方法により、その後の処理が効率良く再資源化できるよう努めています。

破碎残さ及び埋立ごみは、御石ヶ沢最終処分場にて埋立処分を行っています。焼却灰の処理については、1999（平成11）年4月から熔融固化処理し、再資源化することにより、最終処分場の延命が図られました。

本市の2021（令和3）年度における最終処分量は341t/年で、前年度までと比べて大幅に減少しました。また、1人1日当たりの最終処分量は14.0g/人・日であり、2020（令和2）年度の県平均（40.0g/人・日）より少なくなっています。



最終処分量の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査】



1人1日当たりの最終処分量の推移
【資料：一般廃棄物処理実態調査】

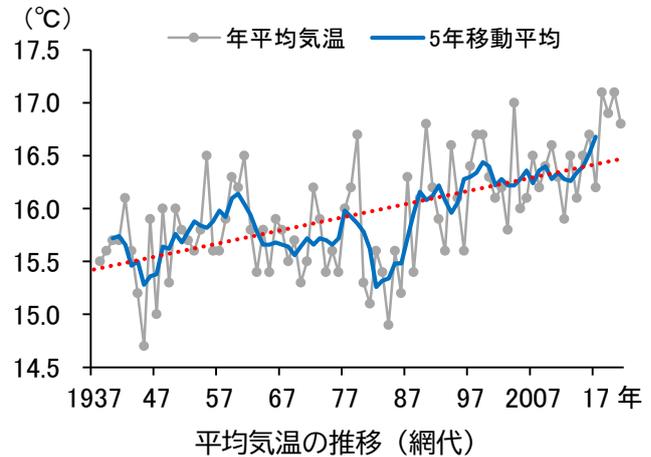
(2)散乱ごみ・不法投棄

本市では、清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境を確保するために1996（平成8）年10月1日から「伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を施行しています。条例では、市民・事業者・市それぞれの役割を定めるとともに、ポイ捨て行為を禁止しています。

市内では、山間部などを中心に不法投棄がみられることから、県等の補助金を活用し、防止柵や監視カメラを設置するなどの対策を図っています。

(3)長期的な気温変化

網代特別地域気象観測所のデータによると、1937（昭和12）年以降、年平均気温が徐々に高くなってきており、80年間で約1℃上昇しています。特に2018（平成30）年度、2020（令和2）年度は17.1℃と過去最高を記録しています。



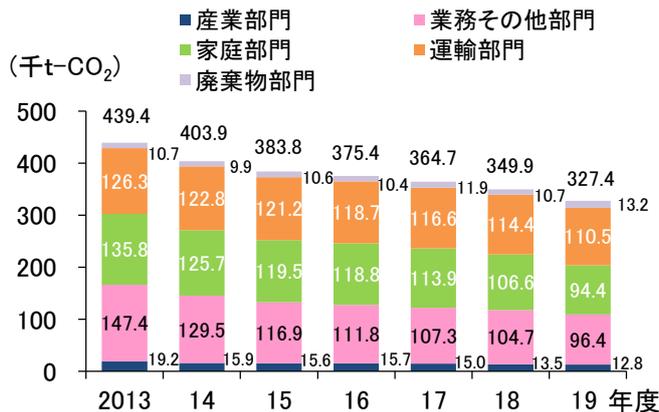
【資料：気象庁】

(4)温室効果ガス排出量

■市域の温室効果ガス排出量

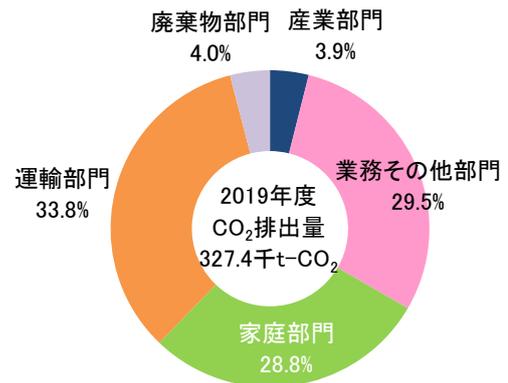
本市の2019（令和元）年度における二酸化炭素排出量は327.4千t-CO₂です。部門別にみると、運輸部門（110.5千t-CO₂、33.8%）が最も多く、次いで業務その他部門（96.4千t-CO₂、29.5%）、家庭部門（94.4千t-CO₂、28.8%）、廃棄物部門（13.2千t-CO₂、4.0%）、産業部門（12.8千t-CO₂、3.9%）の順となっています。

経年変化をみると、二酸化炭素排出量は年々減少傾向にあり、2019（令和元）年度は2013（平成25）年度と比べて25.5%減少しています。部門別では、業務その他部門（-34.6%）、産業部門（-33.2%）、家庭部門（-30.5%）、運輸部門（-12.5%）が減少し、廃棄物部門（+23.7%）が増加しています。



伊東市の二酸化炭素排出量の推移

【資料：環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】



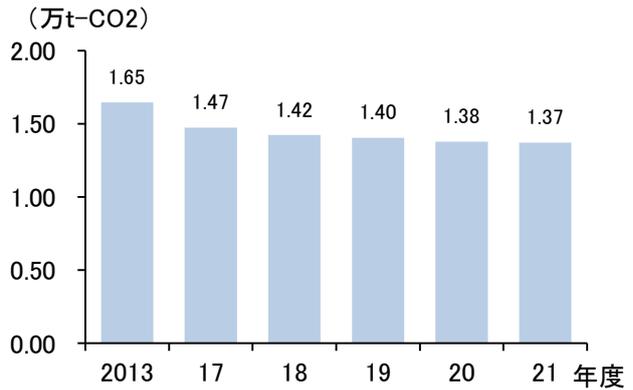
伊東市の二酸化炭素排出量の割合（2019年度）

【資料：環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】

■市の事務事業による温室効果ガス排出量

本市では、「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を進めています。2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で40%以上の削減目標を掲げています。

2021（令和3）年度は、1.37万t-CO₂であり、2013（平成25）年度比で16.6%減少しています。



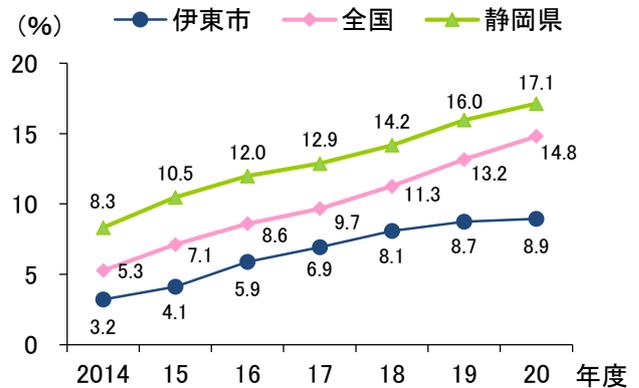
伊東市役所の温室効果ガス排出量の推移
【資料：伊東市環境課】

(5) エネルギー

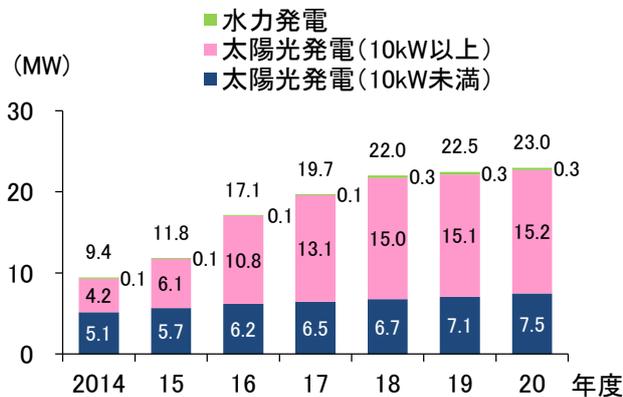
■再生可能エネルギー

「環境省・自治体排出量カルテ」によると、市内の再生可能エネルギーの導入状況は、2020（令和2）年度の導入容量が23.0MW、発電電力量が30.7GWhとなっており、少しずつ増加していますが、そのほとんどが太陽光発電です。なお、本市では、「伊東市住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金」で太陽光発電システムへの補助を行っています。

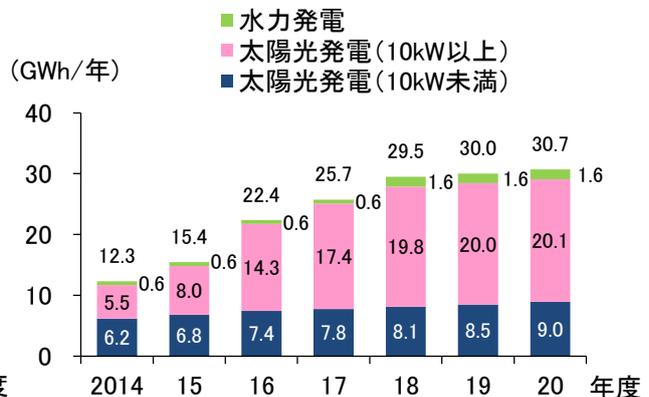
また、2020（令和2）年度における本市の消費電力に占める再生可能エネルギー発電量の比率は8.9%であり、全国（14.8%）、静岡県（17.1%）よりも少なくなっています。



再生可能エネルギー発電量の比率の推移
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】



導入容量の推移
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】



発電電力量の推移
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】

■「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の施行

再生可能エネルギーの活用推進や地球温暖化対策として、市内でも太陽光発電設備の設置が増加しています。しかしながら、大規模な森林伐採や土地の造成などによる、土砂災害の発生、自然環境や生活環境への影響が懸念され、また、地域住民や関係者への事前の説明不足などでトラブルも多く発生しています。

これらを踏まえ、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図ることを目的とする「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を2018（平成30）年3月に公布し、6月から施行しました。

■再生可能エネルギー・省エネルギー機器の設置に対する補助金の交付

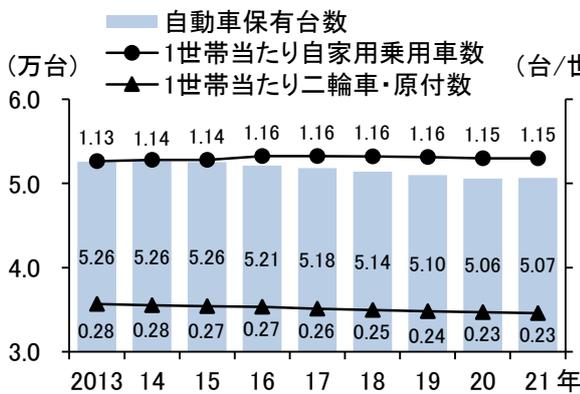
本市では、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の設置に対する補助金を交付しています。2022（令和4）年度の対象は、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、リチウムイオン蓄電池システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）となっています。

(6)交通

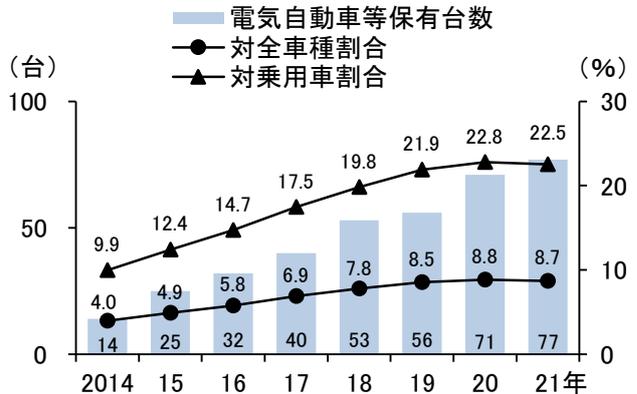
■自動車保有台数・電気自動車等

本市の2021（令和3）年の自動車保有台数は50,657台であり、近年は減少傾向にあります。1世帯当たりの車両数（自家用乗用車）は1.15台/世帯であり、静岡県平均（1.50台/世帯）より少なくなっています。

また、電気自動車等（電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車）保有台数は増加しており、対全車種割合は8.7%（県平均9.7%）、対乗用車割合は22.5%（県平均22.7%）で、いずれも県平均より少なくなっています。



自動車保有台数の推移
【資料：静岡県自動車保有台数調査】

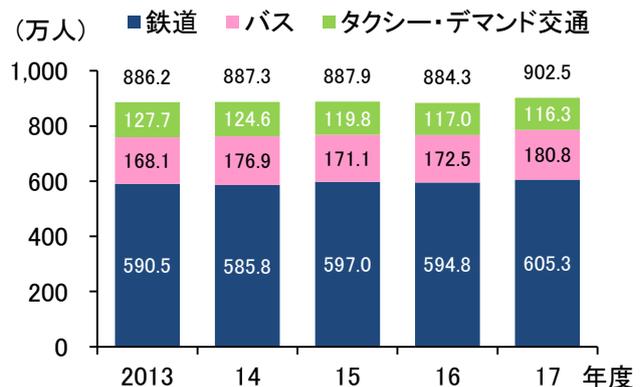


電気自動車等保有台数の推移
【資料：静岡県自動車保有台数調査】

■公共交通

市内の公共交通網は、鉄道（JR 伊東線、伊豆急行）が南北に運行しており、鉄道の運行がない地域では、路線バスが伊東駅を中心に網羅されています。また、伊豆高原から赤沢地域では、路線バスの代替としてデマンド型交通が運行しています。

公共交通利用者数は、2017（平成29）年度は約900万人であり、鉄道（67.2%）が最も多く、次いでバス（20.0%）、タクシー・デマンド交通（12.9%）となっています。なお、鉄道・路線バスでの人口カバー率は、市内全体で70.3%となっています。



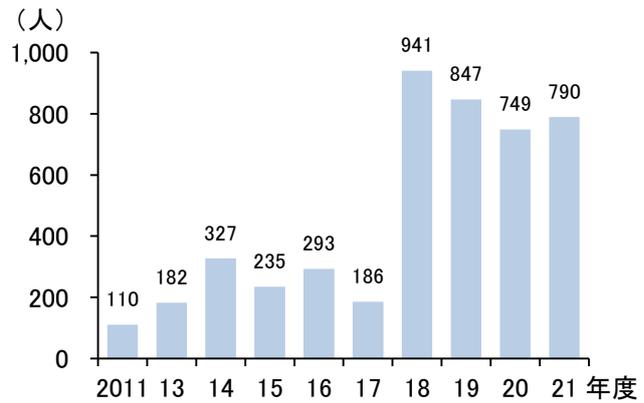
公共交通利用者数の推移
【資料：伊東市地域公共交通網形成計画】

第5節 環境学習等

(1)環境学習

本市では、環境学習に必要な情報については、県や学校と連携を図り、環境関係のリーフレットの整備や情報収集に努めるとともに各種資料を教育現場において活用しています。

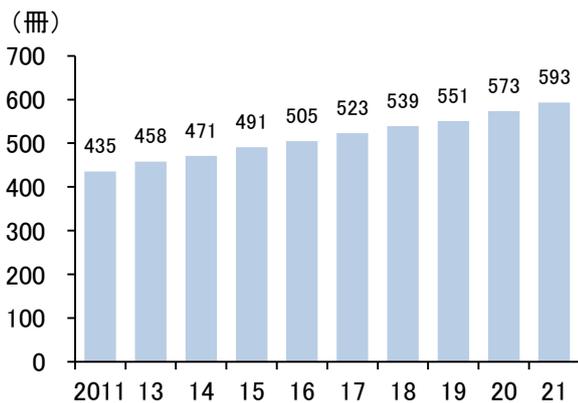
また、毎年、環境学習講座を開催しており、2021（令和3）年度は環境美化センター見学に453人、ふるさと教室に226人、アースキッズ事業に111人、合計790人が参加しました。環境学習講座の参加人数は、2018（平成30）年度から大幅に増加しました。



環境学習講座の参加人数
【資料：伊東市環境基本計画年次報告書】

(2)環境情報

本市では、市のウェブサイトや「伊東市環境基本計画年次報告書」の発行などにより、環境情報の提供を行っています。また、図書館における環境資料の蔵書数は毎年増加しており、2021（令和3）年度は合計593冊になりました。



図書館における環境資料の蔵書数
【資料：伊東市環境基本計画年次報告書】



市のウェブサイト

(3)環境保全活動・環境配慮

■環境保全活動・環境配慮

本市では、河川環境の保全をはじめとした様々な活動を実施する団体との協働により、環境保全が図られています。

市役所では、「伊東市役所地球温暖化対策実行計画」や「伊東市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づく環境配慮を率先して行っています。

■SDGs

本市は、「伊東市総合計画」（2021年度～2030年度）において、SDGsの視点を加え、政策目標ごとに横断的な視点で各施策の推進に当たり、持続可能なまちづくりを推進しています。具体的には、民間と行政の特性や資源を活かして協力連携することでSDGsの推進を目指す「SDGs推進における包括連結協定」の締結、市民活動団体と芸術文化団体が行うSDGsの達成に寄与する地域社会貢献事業を支援する「SDGs推進事業補助金」の創設などを行っています。

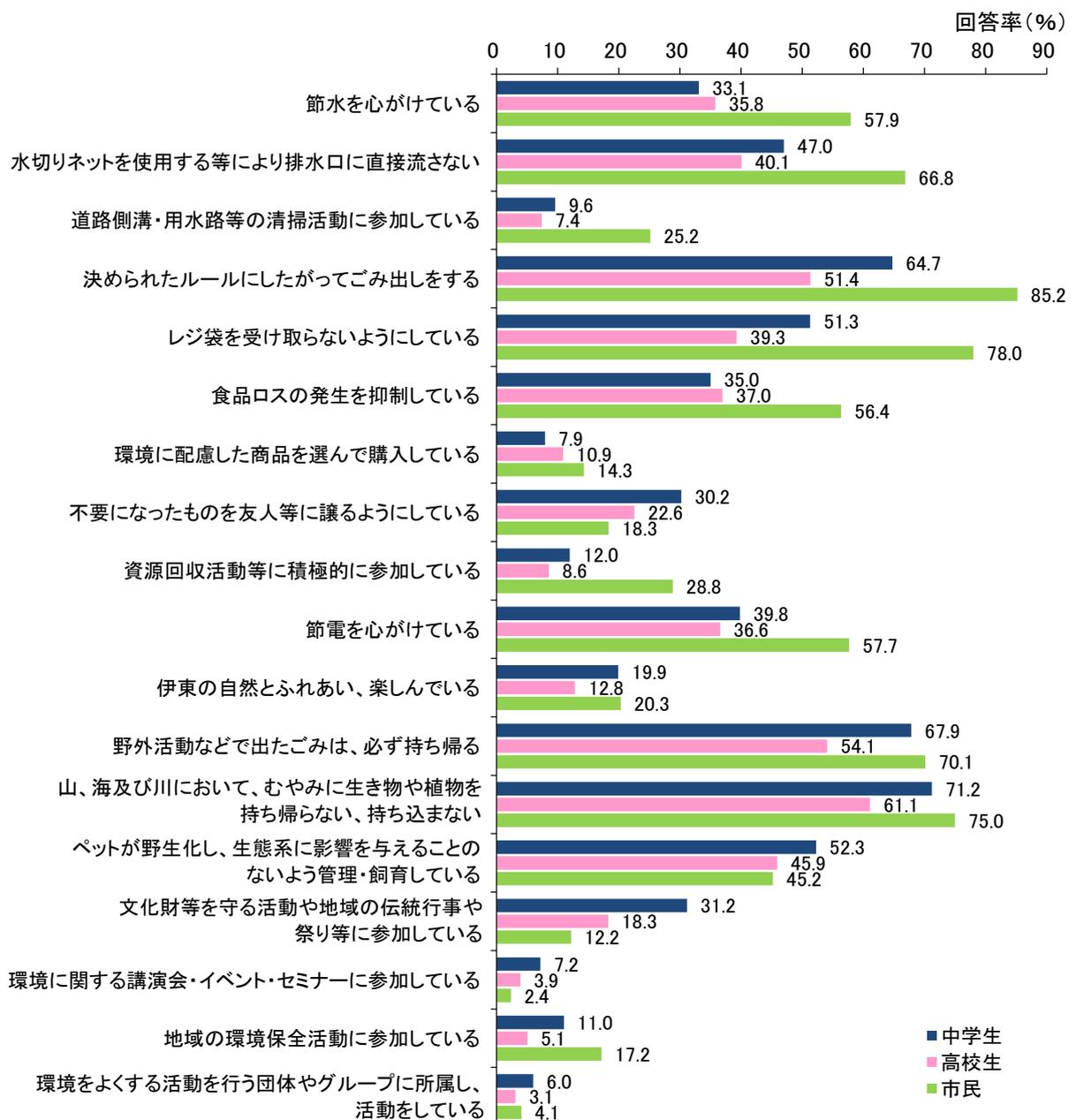
第6節 市民・事業者の意識

市民の皆さんに伊東市の環境に関するご意見を伺い、新たな環境基本計画に反映させることを目的に「環境に関するアンケート調査」を2021（令和3）年度に実施しました。

(1)環境にやさしい取り組み【中学生・高校生・市民】

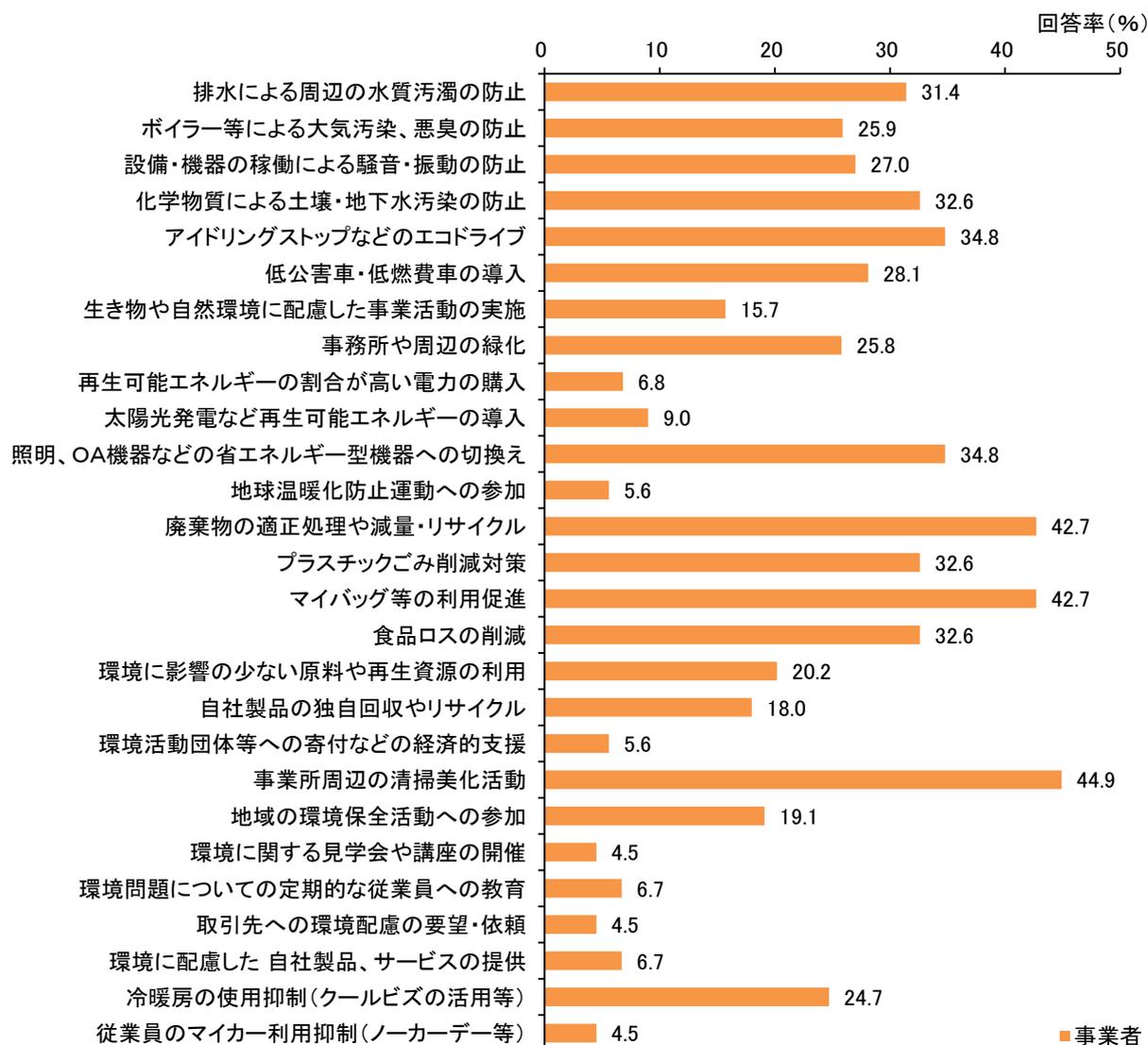
環境にやさしい取り組みについて、中学生・高校生・市民の「取り組んでいる」という回答が多かったのは、「ルールにしたがってごみ出しをする」「ごみは必ず持ち帰る」「生き物や植物を持ち帰らない、持ち込まない」などでした。その一方で、回答が少なかったのは、「環境に関する講演会・イベント・セミナーへの参加」「地域の環境保全活動への参加」「環境をよくする活動を行う団体やグループに所属して活動する」でした。

なお、「不要になったものを友人等に譲る」「文化財等を守る活動や地域の伝統行事や祭り等に参加している」などは中学生の回答率が、高校生・市民の回答率よりも高くなっています。



(2)環境にやさしい取り組み【事業者】

環境にやさしい取り組みについて、事業者の「取り組んでいる」という回答が多かったのは、「事業所周辺の清掃美化活動」「廃棄物の適正処理や減量・リサイクル」「マイバッグ等の利用促進」などでした。その一方で、回答が少なかったのは、「環境に関する見学会や講座の開催」「取引先への環境配慮の要望・依頼」「従業員のマイカー利用抑制（ノーカーデー等）」でした。



「環境に関するアンケート調査」の概要

■実施年月日：2021（令和3）年10月22日～12月9日

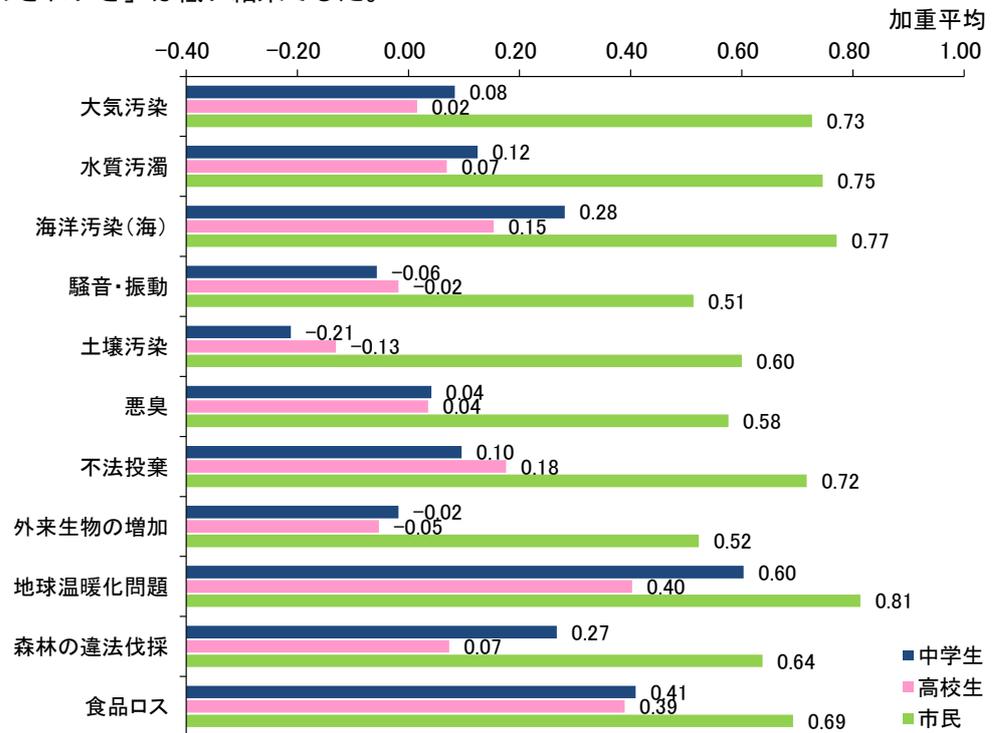
■対象者・回答率：市内在学の中学2年生（483人：回収率86.3%）、市内在学の高校2年生（271人：回収率94.8%）、18歳以上の市民（2,100人：回収率36.3%）、市内の事業者（200事業所：回収率44.5%）

(3)環境の関心度・周辺環境の評価

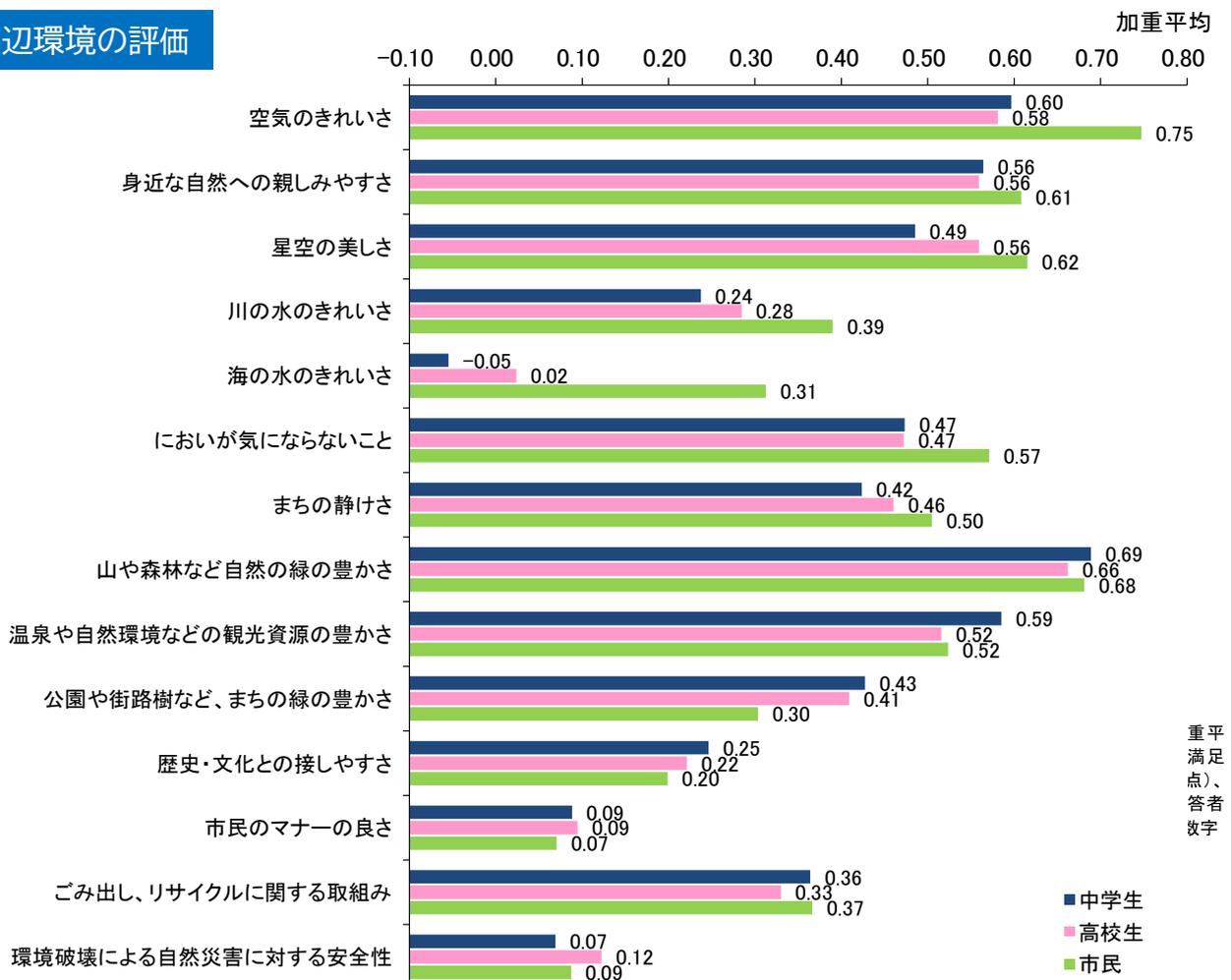
環境の関心度は、中学生・高校生は「地球温暖化問題」「食品ロス」が高く、市民は全般的に高くなりました。周辺環境の評価は、中学生・高校生・市民ともに「山や森林など自然の緑の豊かさ」「空気のきれいさ」などは高く、「海の水のきれいさ」は低い結果でした。

環境の関心度

注) 環境の関心度の加重平均は「ある」(1点)、少しある(0.5点)、あまりない(-0.5点)、ない(-1点)を合計して回答者数(無回答を除く)で割った数字

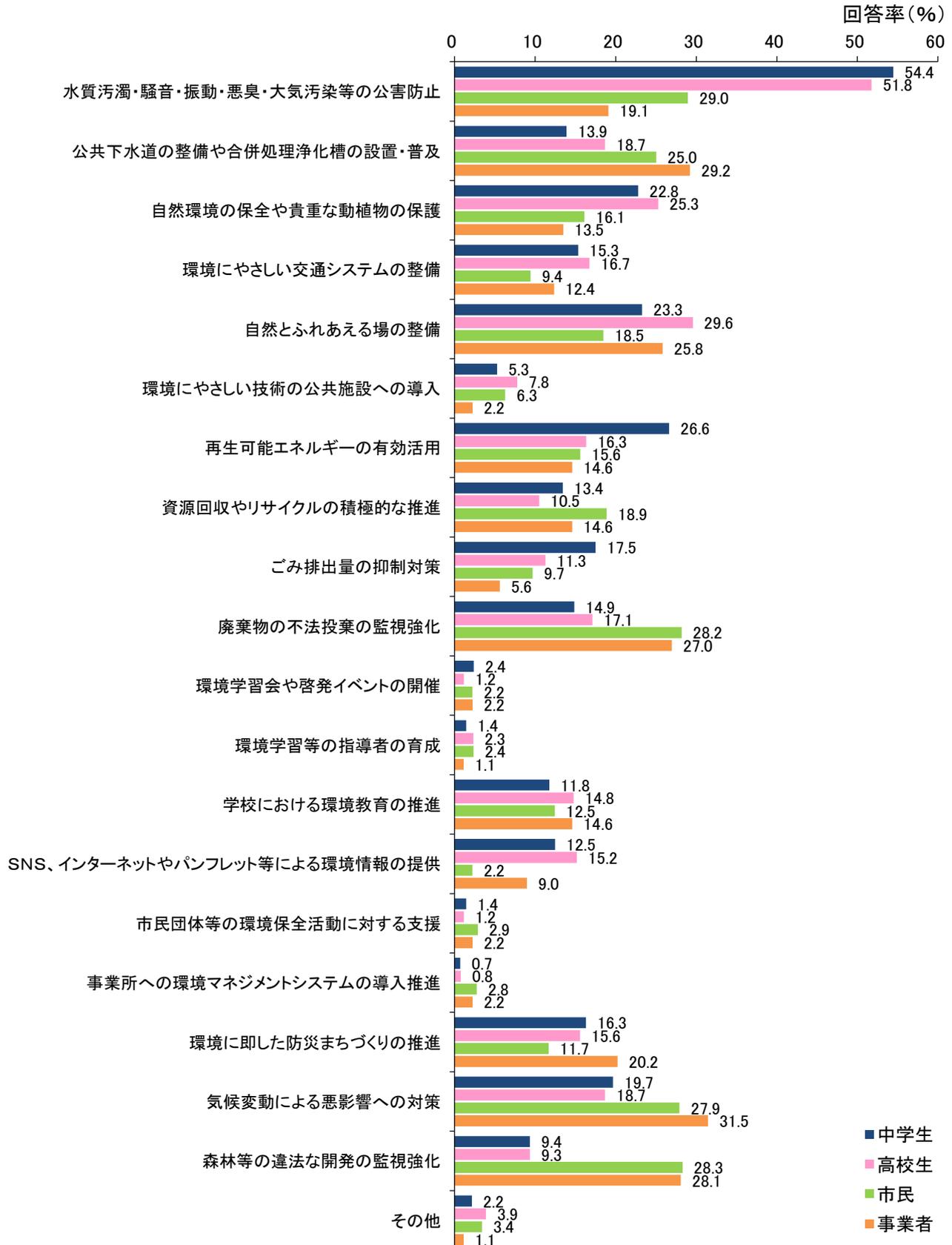


周辺環境の評価



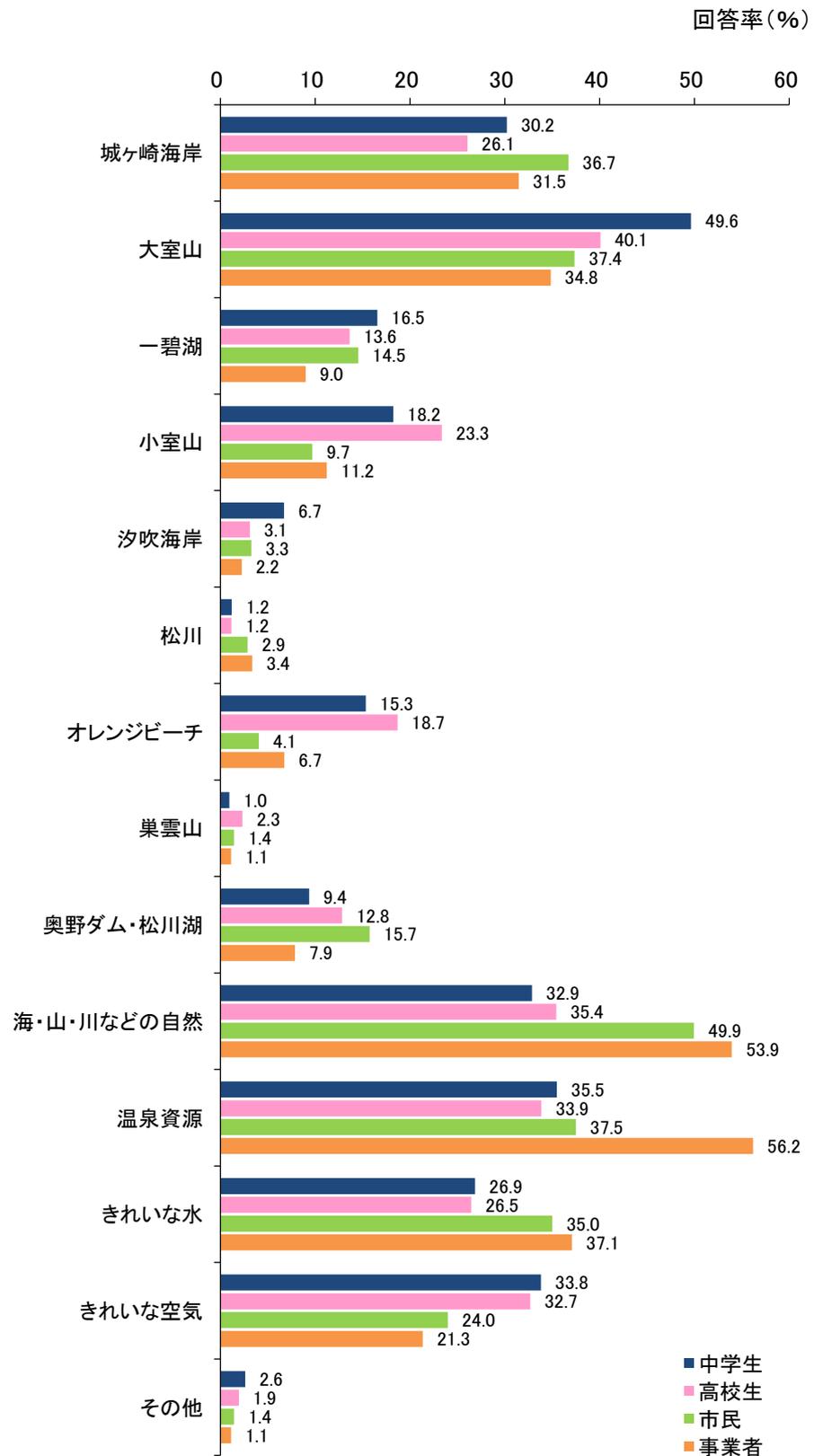
(4)本市でこれから積極的に取り組むべきもの

本市でこれから積極的に取り組むべきものについて、回答率が高かったものは、中学生が「公害防止」「再生可能エネルギーの有効活用」、高校生が「公害防止」「自然とふれあえる場の整備」、市民が「公害防止」「森林等の違法な開発の監視強化」「不法投棄の監視強化」「気候変動」、事業者が「気候変動」「公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置・普及」「森林等の違法な開発の監視強化」などでした。



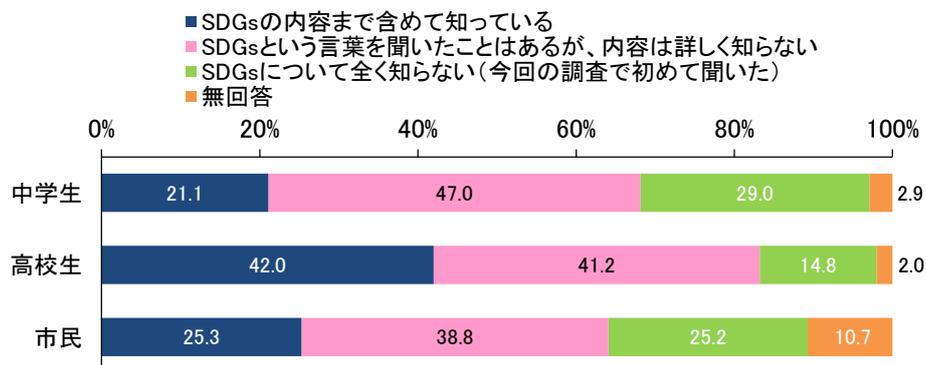
(5)将来に残したい環境・場所・風景

本市でこれから積極的に取り組むべきものについて、回答率が高かったものは、中学生・高校生が「大室山」、市民が「海・山・川などの自然」、事業者が「温泉資源」「海・山・川などの自然」でした。



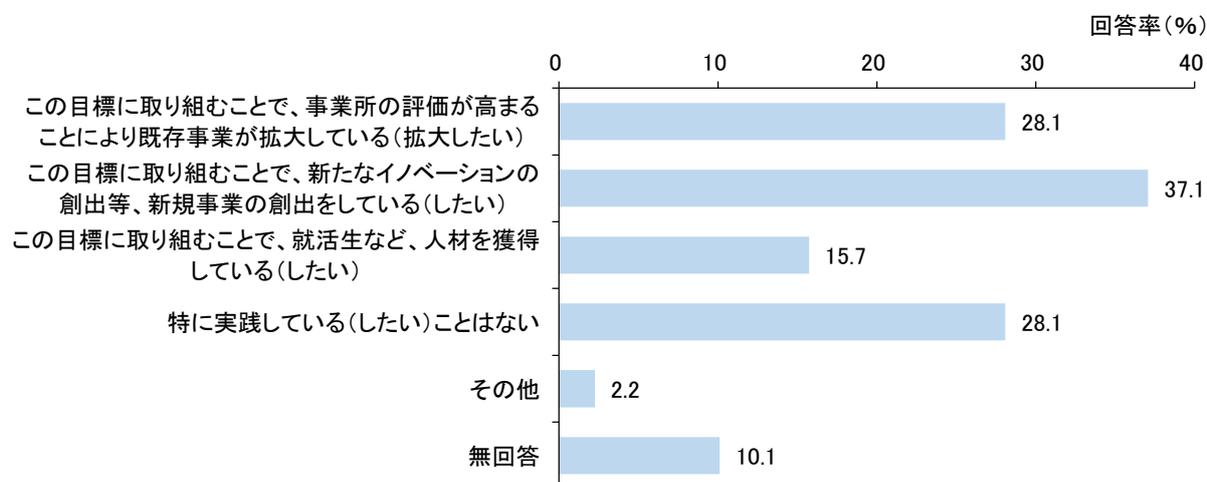
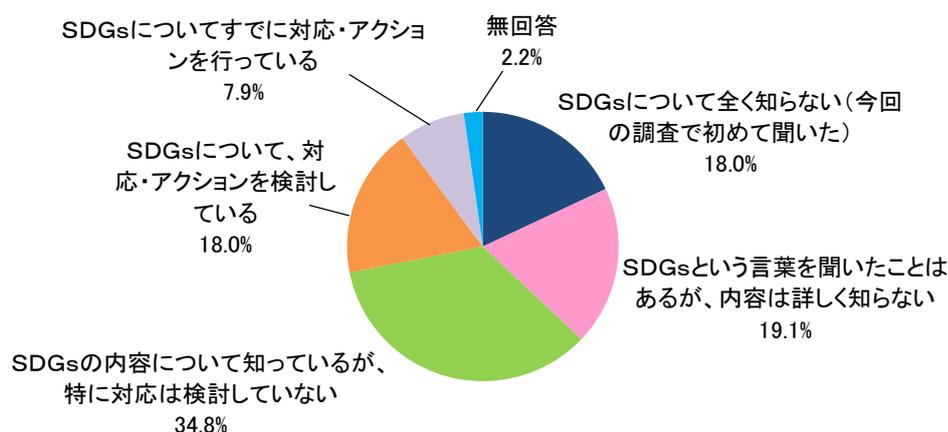
(6)SDGs という言葉の認知度

SDGs という言葉の認知度として、「SDGs の内容まで含めて知っている」という回答は、高校生が 42.0%で最も多く、市民は 25.3%、中学生は 21.1%でした。



事業者の SDGs という言葉の認知度について、「SDGs について、対応・アクションを検討している」は 18.0%、「SDGs についてすでに対応・アクションを行っている」という回答は 7.9%でした。

また、SDGs の目標に取り組むことで、「新たなイノベーションの創出等、新規事業の創出をしている(したい)」という回答が 37.1%と全体の約 4 割を占めていました。





第3章 計画の目標

第1節 基本理念

基本理念は、「伊東市環境基本条例」第3条に次の4つを掲げています。

1 恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承

環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない快適で良好な環境を確保するとともに、現在及び将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 循環型社会の構築

環境の保全及び創造は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 自然と人との共生できる快適な環境の確保

環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の地域の特性を生かし、自然と人との共生できる潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 地球環境の保全

環境の保全及び創造は、地域における日常的活動が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの共通の認識の下に、地球環境の保全に資するように行われなければならない。



第2節 望ましい環境像



私たちのまち伊東は、緑なす山なみと紺碧の海、そして豊かな温泉に恵まれて国際観光温泉文化都市として着実な発展を続けてきました。

伊東市民はこれらの自然を限りなく愛し、また、誇りとしています。このことは、「ふるさと伊東」を愛する多くの先人や市民のたゆまぬ努力によって育まれてきたものであり、さらにこれを大きな財産として次世代に引き継いでいくことが、私たちの努めです。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市・生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきており、また、人の活動及び都市の活動そのものが、直接間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることで新たな対応が求められています。

私たちは、天与に恵まれた自然の中で住みよい生活を確保するため、伊東市民として自然と共生し、地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指さなければなりません。

そこで、本計画の望ましい環境像は、第五次伊東市総合計画の環境部門の大綱に掲げた「**良好な環境が広がり快適に暮らせるまち**」とします。

第3節 基本目標

本計画が目指す望ましい環境像「良好な環境が広がり快適に暮らせるまち」を具体化していくために、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 | きれいな空気 おいしい水 心安らぐ環境のまちづくり

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質への対策など、市民が安心して暮らせる安全な生活環境の確保を目指します。

- 環境分野1 大気環境 | 澄んだ空気を維持する
- 環境分野2 水環境 | 清らかな水環境を保全する
- 環境分野3 その他生活環境 | 安心して暮らせる生活環境を維持する

基本目標2 | 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

緑なす山なみや紺碧の海、温泉などの恵み豊かな自然環境の保全とその活用や、生活に身近な自然や郷土色豊かな伊東らしい環境の保全や創造を目指します。

- 環境分野4 自然環境 | 豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐ
- 環境分野5 身近な自然 | うるおいある市街地を形成する
- 環境分野6 歴史的・文化的環境 | 歴史・文化を継承する

基本目標3 | 資源を大切にし 環境にやさしいまちづくり

多様化する廃棄物対策、限りある資源・エネルギー対策、温暖化をはじめとする地球規模の環境対策など、本市域だけではなく広域的な環境への負荷の低減を目指します。

- 環境分野7 廃棄物 | 3R（ごみの減量・再利用・再資源化）を推進する
- 環境分野8 地球環境 | 地球への影響を認識し、伊東から貢献する

基本目標4 | みんなで学び よりよい豊かな環境のまちづくり

市民・事業者・滞在者の環境意識向上のための環境学習の推進や、環境に配慮した行動や自主的な環境保全活動の普及など、環境を保全したり、よりよい環境を創り出す行動が実践される社会を目指します。

- 環境分野9 環境学習 | 環境にやさしい人づくりを進める
- 環境分野10 環境保全活動・環境配慮 | みんなで協力し、より良い環境づくりを進める

第4節 計画の体系

望ましい環境像

良好な環境が広がり快適に暮らせるまち

基本目標	環境分野	環境目標	目標を達成するための施策
【基本目標1】 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ環境の まちづくり	1 大気環境	澄んだ空気を維持する	①大気監視伝達体制の整備・充実 ②自動車排ガス対策 ③工場・事業所対策
	2 水環境	清らかな水環境を 保全する	①水環境の監視伝達体制の整備・充実 ②生活排水対策 ③工場・事業所対策
	3 その他 生活環境	安心して暮らせる 生活環境を維持する	①騒音・振動、悪臭対策 ②土壌汚染対策 ③有害化学物質への対策 ④その他生活環境の保全
【基本目標2】 恵まれた環境を 守り育てる 自然豊かな まちづくり	4 自然環境	豊かな自然を守り、 将来の世代に引き継ぐ	①良好な自然環境の保全 ②森林・農地の保全 ③親しみやすい水辺の保全・創出 ④水資源の保全と有効利用
	5 身近な自然	うるおいある市街地を 形成する	①野生鳥獣や外来種への対策 ②街中の緑の創出・緑地景観の形成 ③自然の恵みの活用
	6 歴史的・ 文化的環境	歴史・文化を継承する	①文化財の保護 ②歴史的・文化的資源の活用 ③芸術文化の振興
【基本目標3】 資源を大切に 環境にやさしい まちづくり	7 廃棄物	3R を推進する	①3R（ごみの減量・再利用・再資源化） の推進 ②ごみの適正処理の推進 ③ごみの不法投棄等の防止
	8 地球環境	地球への影響を認識し、 伊東から貢献する	①横断的な取り組み ②再生可能エネルギーの利用促進 ③産業・業務その他・家庭部門の省エ ネルギーの推進 ④運輸部門の省エネルギーの推進 ⑤土地利用、交通、街区・地区づくり における脱炭素化 ⑥その他地球環境問題対策
【基本目標4】 みんなで学び よりよい 豊かな環境の まちづくり	9 環境学習	環境にやさしい 人づくりを進める	①環境学習の場や機会の提供 ②環境情報の整備と提供 ③人材の活用
	10 環境保全 活動・環境 配慮	みんなで協力し、 より良い環境づくりを 進める	①環境保全活動の推進 ②環境配慮行動の普及 ③行政の環境配慮率先行動の推進 ④環境ビジネスの支援

第4章 目標達成に向けた施策

【第4章の見方】

基本目標	「望ましい環境像」の実現に向け、4つの「基本目標」を設定しています。
環境分野	4つの基本目標を達成するため、分かりやすい10の環境分野に分類して施策を掲載しています。
対応するSDGs	環境分野ごとに対応するSDGsの17のゴールをロゴマークで表示しています。
環境目標	環境分野ごとの目標を言葉で表現しています。
課題	第1章第2節の「第二次計画の総括」や、第2章の「環境の現状」から明らかとなった課題を環境分野ごとにまとめて掲載しています。
環境目標に対する指標	環境目標の達成度を評価するための指標を設定しています。中間目標値を2027(令和9)年度、目標値を2032(令和14)年度としています。
環境目標を達成するための施策・方針	各環境分野の具体的な施策、方針を示しています。
市民・事業者・滞在者の取り組み	市民、事業者、滞在者の取り組み内容を掲載し、該当する主体を「★印」で示しています。

環境分野

基本目標

環境分野

▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らく環境のまちづくり

1 大気環境

対応するSDGs

環境目標

●環境目標 | 澄んだ空気を維持する

課題

■課題

- 2021(令和3)年度に実施した環境意識調査の結果によると、「空気のきれいさ」については、中学生・高校生・市民のいずれも満足度が高く、良好な状態が保たれていると考えられます。
- 二酸化窒素の測定結果については環境基準を達成していますが、2021(令和3)年度には光化学オキシダント注意報が2回発令されました。今後も県と連携して監視を継続する必要があります。
- より環境への負荷が少ない次世代自動車への転換やエコドライブの推進などの自動車排ガス対策、工場・事業所から発生する大気汚染対策を広域で行う必要があります。

環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
光化学オキシダントの注意報発令回数	2回	0回	0回
二酸化窒素の測定結果	0.011 ppm	0.06 ppm 以下 <small>(※環境基準値)</small>	0.06 ppm 以下 <small>(※環境基準値)</small>

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①大気監視伝達体制の整備・充実	◇ 県と連携し、異常が生じた場合には迅速に対応します。
②自動車排ガス対策	◇ エコドライブの普及啓発に努めます。 ◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動を啓発します。 ◇ 必要以上のマイカー利用の抑制のため、バス・鉄道事業者、関係団体、市民などととも、総合的な交通施策を検討します。

市民・事業者・滞在者の取り組み

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
① ○ 光化学オキシダント注意報などの情報に注視します。	★	★	★
○ アイドリングストップ、急加速をしないなど、環境に配慮したエコドライブを実践します。	★	★	★
② ○ 電車やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	★	★	★
○ 自動車の買い替え時には、次世代自動車に切り替えます。	★	★	

環境目標を達成するための施策・方針

環境分野

▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ環境のまちづくり

1 大気環境



環境目標 | 澄んだ空気を維持する

課題

- 2021（令和3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、「空気のきれいさ」については、中学生・高校生・市民のいずれも満足度が高く、良好な状態が保たれていると考えられます。
- 二酸化窒素の測定結果については環境基準を達成していますが、2021（令和3）年度には光化学オキシダント注意報が2回発令されました。今後も県と連携して監視を継続する必要があります。
- より環境への負荷が少ない次世代自動車への転換やエコドライブの推進などの自動車排ガス対策、工場・事業所から発生する大気汚染対策を広域で行う必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
光化学オキシダントの注意報発令回数	2回	0回	0回
二酸化窒素の測定結果	0.011 ppm	0.06 ppm 以下 (※環境基準値)	0.06 ppm 以下 (※環境基準値)

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①大気監視伝達体制の整備・充実	◇ 県と連携し、異常が生じた場合には迅速に対応します。
②自動車排ガス対策	◇ エコドライブの普及啓発に努めます。
	◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動を啓発します。
	◇ 必要以上のマイカー利用の抑制のため、バス・鉄道事業者、関係団体、市民などとともに、総合的な交通施策を検討します。
	◇ 次世代自動車の普及に努めます。
③工場・事業所対策	◇ 公用車の次世代自動車への順次転換を行うとともに、公共施設等の次世代自動車インフラの整備拡大を図ります。
	◇ 工場・事業所に対して、大気汚染の防止に関する啓発を行います。 ◇ 県と連携し、「大気汚染防止法」や県条例に基づき、特定工場等に対して立入検査を実施するなど、規制・監視を行います。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
① ○ 光化学オキシダント注意報などの情報に注視します。	★	★	★
② ○ アイドリングストップ、急加速をしないなど、環境に配慮したエコドライブを実践します。	★	★	★
	○ 電車やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	★	★
	○ 自動車の買い替え時には、次世代自動車に切り替えます。	★	★
③ ○ 大気汚染に関心を持ち、異常を発見した場合は市に連絡します。	★		★
	○ 「大気汚染防止法」を遵守し、特定工場等に対する立入検査に協力します。		★
	○ 大気汚染発生源への対策を講じます。		★

colum コラム

エコドライブ 10 のすすめ

「エコドライブ」とは環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことであり、省エネルギーとともに自動車から排出される窒素酸化物などの排出削減につながり、大気汚染対策にも有効なものです。自動車を運転する際には、以下に示すようなエコドライブを実践しましょう。

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「e スタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう



【資料：COOL CHOICE ウェブサイト（環境省）】

colum コラム

光化学オキシダント注意報・警報

光化学オキシダント注意報は、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事によって発令されます。さらに、1時間値が0.24ppm以上になり、その状態が継続すると認められる場合には光化学オキシダント警報が発令されます。光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合は、以下の点に注意してください。

- 目やのどに刺激を感じたときは、洗眼やうがいをする。
- それでも治らないときは、医師の診断を受ける。
- 屋外に出たり、屋外での運動は控える。
- 自動車の運転は、なるべくしないようにする。

環境分野 ▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ 環境のまちづくり

2 水環境



環境目標 | 清らかな水環境を保全する

課題

→ 河川 BOD や海域 COD の値は、環境基準を達成しています。しかし、2021（令和 3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、「川の水のきれいさ」「海の水のきれいさ」については、中学生・高校生・市民のいずれも満足度がそれほど高くなく、特に「海の水のきれいさ」については中学生・高校生で満足度が非常に低くなっています。



→ 2021（令和 3）年度の本市の污水处理人口普及率は 61.5%で、県平均（84.3%）より低くなっています。市内世帯の約 4 割の生活排水が処理されず、河川に排出されているため、今後も下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、河川等の継続的な監視が必要です。加えて、「水質汚濁防止法」や県の条例に基づき、工場・事業所に対しての規制や啓発を行う必要があります。

環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021 年度)	中間目標値 (2027 年度)	目標値 (2032 年度)
河川 BOD75%値（八代田橋）	1.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)
河川 BOD75%値（渚橋）	1.1 mg/ℓ	3 mg/ℓ以下 (※環境基準値)	3 mg/ℓ以下 (※環境基準値)
海域 COD75%値（伊東港中央）	1.9 mg/ℓ	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)	2 mg/ℓ以下 (※環境基準値)
污水处理人口普及率	62%	71%	79%
合併処理浄化槽補助事業による設置基数 (累計) *	796 基	856 基	906 基

*1990（平成 2）年度末からの累計

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①水環境の監視伝達体制の整備・充実	◇ 県と連携し、異常が生じた場合には迅速に対応します。
	◇ 伊東大川支流、その他河川及び一碧湖の水質測定を実施します。
②生活排水対策	◇ 公共下水道全体計画区域外では、合併処理浄化槽による整備を推進します。
	◇ 公共下水道事業計画区域内の整備率向上を目指して、整備効率の高い地区へ管路網の整備を推進します。

施策	方針
②生活排水対策（続き）	◇ 下水道施設の老朽化及び耐震化対策を図り、管きよ・処理施設の安全で効率的な維持管理と安定した水質管理を目指します。
	◇ 下水道の日（9月10日）や小学生の施設見学等を通じ、下水道の意義、効用についての知識を高めるPR活動を行い、下水道に関する市民意識の高揚を図ります。
	◇ 浄化槽の適正な維持管理について、周知啓発を図ります。
	◇ 排水等による水質汚濁防止に関する啓発を図ります。
③工場・事業所対策	◇ 水質汚濁防止に関する啓発を図ります。
	◇ 県と連携し、「水質汚濁防止法」や県条例に基づき、特定工場等に対し、立入検査を実施するなど規制・監視を行います。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 身近な河川や海域の水質について注視します。	★	★	★
	○ 油や生ごみを流さない、洗剤の適量使用などにより、生活雑排水による汚濁を低減します。	★		★
②	○ 下水道への接続、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理などを行います。	★	★	
	○ 事業排水の処理を徹底します。		★	
	○ 水辺などのごみを持ち帰ります。	★		★
③	○ 水質汚濁に関心を持ち、異常を発見した場合は市に連絡します。	★		★
	○ 「水質汚濁防止法」を遵守し、特定工場等に対する立入検査に協力します。		★	
	○ 水質汚濁発生源への対策を講じます。		★	

コラム

川や海の水をきれいにするためにできること

単独浄化槽の場合、台所や洗濯で使用した生活排水は直接、川に流れていくため、水質汚濁の原因となります。例えば、家庭から天ぷら油 500ml を流したら、魚たちが川にすむことができる水質（BOD 5mg/ℓ以下）にするためには、風呂おけ 500 杯分のきれいな水が必要となります。川をきれいにするために、私たち一人ひとりができることを考えてみましょう。

【川や海をきれいにするための取り組み例】

- 油は使い切るよう工夫し、捨てる時は新聞紙などに染みこませて処理する。
- 流しの三角コーナーや排水口に水切り袋などを置く。
- 洗たく洗剤は、決められた量を計って使う。
- 風呂の残り湯は、洗たくや掃除に使う。
- 浄化槽の点検と清掃を定期的に行う。
- 身近な川や排水路の清掃に協力する。



環境分野

▼基本目標1 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ 環境のまちづくり

3 その他生活環境



環境目標 | 安心して暮らせる生活環境を維持する

課題

- 本市の公害苦情件数はここ数年、増加傾向にあり、特に大気汚染が多くなっています。また、空調機、楽器、ペットの鳴き声などの一般家庭からの騒音の苦情が問題になることが多く、これらは防止対策等の行政指導が困難で、問題解決には、市民一人ひとりの意識の醸成が必要です。
- 本市の悪臭発生源は近年、飲食店や動物の飼育、廃棄物の不正焼却等に変化しており、管理者による適正な管理体制が重要です。それぞれの発生源に適した形で悪臭防止の啓発・指導を行うことが必要です。
- 県と連携し、市民の生活環境が脅かされないよう有害化学物質対策を進める必要があります。また、悪臭の発生源にもなっている廃棄物の不正焼却防止の啓発により、ダイオキシン類の発生を防止することが必要です。
- 典型七公害以外の新しい環境問題に対応するため、県と連携して情報収集を行い、必要に応じた監視体制を検討することが必要です。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
公害苦情件数	35 件/年	15 件/年以下	0 件/年以下
愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数	37 件/年	15 件/年以下	0 件/年以下

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①騒音・振動、悪臭対策	◇ 日常生活に伴う騒音や悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
	◇ 騒音、振動、悪臭の発生源抑止に関する指導をします。
	◇ 工場・事業所に対して、騒音、振動、悪臭、有害化学物質による環境汚染の発生防止に関する啓発を行います。
	◇ 「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」や県条例に基づき、工場・事業所に対して規制・監視を行います。
②土壌汚染対策	◇ 県と連携し、土壌汚染の状況や汚染源となる物質の情報収集を行います。また、必要に応じて土壌の保全を図るための定点調査を実施します。
	◇ 県と連携し、工場・事業所に対して、土壌汚染防止に関する啓発を行います。
	◇ 県と連携し、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」「土壌汚染対策法」などに基づき、規制・監視や浄化対策の指導を行います。

施策	方針
②土壌汚染対策(続き)	◇ 農用地等が汚染源とならないよう、県や農協と連携し、農業者に対し化学肥料・農薬・除草剤などの適正使用の指導を推進します。
③有害化学物質への対策	◇ 県と連携し、必要に応じて観測地点や、新たな有害汚染物質など観測項目を追加します。
	◇ たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式の導入を推進します。
	◇ 廃棄物不正焼却防止の啓発を推進し、ダイオキシン類の発生防止に努めます。
	◇ ダイオキシン類の発生抑制に対応した廃棄物処理を推進します。
④その他生活環境の保全対策	◇ 日照障害、電波障害、光害等に関する情報を収集し、対策について検討します。
	◇ 用途地域の適正な規制・誘導により建物用途の混在を防止し、都市環境の保全や利便増進を図ります。
	◇ 県と連携し、愛護動物飼養者へ適正飼養に関する啓発を推進します。
	◇ 犬の登録制度の適正化を図るとともに、狂犬病予防注射接種率の向上に努めます。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 日常生活から発生する騒音・振動、悪臭を防止します。	★		★
	○ 事業活動から発生する騒音・振動、悪臭を防止します。		★	
②	○ 庭や家庭菜園における化学肥料などを適正に使用します。	★		★
	○ 土壌汚染防止対策、有害化学物質の適正な管理を行います。		★	
③	○ 農業などにおいて化学肥料、農薬、除草剤などを適正に使用します。	★	★	
	○ ダイオキシン類が発生する野焼きなどを行いません。	★	★	★
④	○ 焼却施設の適正管理・運用、ダイオキシン類の測定・届出を行います。		★	
	○ 愛護動物の終生飼養や飼育マナーの遵守、適正な販売・管理に努めます。	★	★	★

colum
コラム

生活騒音への配慮

生活していく上で避けられない音、自分にとっては都合のよい音や楽しい音、快適な音が他の人にとっては不快な音、うるさい音として受けとられることがあります。この点を各個人が認識し、生活騒音問題を生じさせないために、日常生活における騒音防止の配慮、モラル、マナーの向上を図ることが必要です。また同時に日頃から隣人間の交流を図り、隣人にとって好ましくない音として受け止められないような良好な近隣関係を築きあげておくことも必要です。

【騒音をなくす5つの気くぱり】

- ①時間帯に配慮しましょう
- ②音がもれない工夫をしましょう
- ③音は小さくする工夫をしましょう
- ④音の小さい機器を選びましょう
- ⑤ご近所とのおつきあいを大切にしましょう

【資料：生活騒音（環境省）】

環境分野 ▼基本目標 2 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

4 自然環境



環境目標 | 豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐ

課題

- 本市は、市域の約 45%が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されているほか、伊豆半島ジオパークのジオサイトが分布しており、今後も緑豊かで良好な自然環境を保全・活用していく必要があります。
- 本市の総面積の約 55%を占める森林は、その半分が人工林です。人工林は資源として成熟していますが、担い手不足などにより、森林施業が行いにくい状況にあるため、森林ボランティアとの協働などにより、森林の保全と適正管理を推進していくことが必要です。
- 本市は樹園地及び畑の面積が減少し、耕作放棄地もみられるため、農地の保全や環境保全型農業の推進が必要です。
- 近年、自然への回帰と水とのふれあいの場として河川が見直され、海岸については、観光資源だけではなく、市民の憩いの場となっていることから、河川・海岸の積極的な保全・整備をしていく必要があります。
- 「伊東市水道水源保護条例」に基づき、水源の水質保全に取り組むとともに、水量の確保や水資源の有効活用も図る必要があります。また、豊富な温泉資源を観光に活用していくため、持続可能な利用を図っていく必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021 年度)	中間目標値 (2027 年度)	目標値 (2032 年度)
「伊東市森林整備計画」に基づき 間伐を行った森林面積（累計）	18.1 ha	25.8 ha 以上	33.3 ha 以上

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①良好な自然環境の 保全	◇ 伊豆半島ジオパークの活動及び第 1 種特別地域の国有化やナショナルトラスト運動を支援します。
	◇ 自然公園法の遵守を促すとともに、自然環境保全意識の普及啓発に努めます。
	◇ 「伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」を適切に運用し、自然環境と調和した開発誘導します。
	◇ 市の巨木や名木の保護に努めます。
	◇ 「静岡県自然環境保全条例」に基づき、開発行為については、保全対策等を行うように事業者へ指導します。
②森林・農地の保全	◇ 二酸化炭素吸収源としての森林の保全を図るため、間伐や植栽を推進します。
	◇ 森林環境譲与税を活用し、森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進を図ります。

施策	方針
②森林・農地の保全 (続き)	◇ 森林ボランティアとの協働により森づくりを推進します。
	◇ 松くい虫による被害や枯れ木現象の実態調査を通し、被害の防除に努めます。
	◇ 森林資源の利用を促進します。
	◇ 公共建築物・民間建築物における木造・木質化、地場木材の利用促進に向けた認証制度の取得を推進します。
	◇ 農業振興地域整備計画に基づき優良農地の確保を推進します。
	◇ 遊休農地の実態調査を行い、適正利用を推進します。
	◇ 環境保全型農業の推進により、農薬の使用量を削減します。
③親しみやすい水辺の 保全・創出	◇ 親しみやすい自然環境が残されている海浜、小川などの保全を図ります。
	◇ 人工河床を自然河床とし、親水護岸・親水公園の整備を推進します。
	◇ 憩いの場として、海辺に親しめるよう海岸環境の保全に努めます。
	◇ 「川のある湯のまち」の演出とともに、中心市街地を流れる伊東大川における水辺の創出を図ります。
④水資源の保全と有効 利用	◇ 有害物質等により発生する水問題に対しては、的確な情報収集や監視体制のもとに水質管理を徹底します。
	◇ 「伊東市水道水源保護条例」の適正な運用を図るとともに、その他の水源についても水質の保護に努めます。
	◇ 「静岡県水循環保全条例」に基づき、水源保全地域における土地取引・開発行為については、県と連携し健全な水循環の保全を図ります。
	◇ 水資源の大切さを呼びかけ、節水意識の高揚を図ります。
	◇ 水源のかん養となる森林や表土の保全に努めます。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 「自然公園法」を遵守し、良好な自然や景観を保全します。	★	★	★
	○ 開発などを行う場合は、条例などに基づき、届出・調査・保全対策を行います。		★	
②	○ ごみを捨てないなど、環境維持に協力します。	★		★
③	○ 森林ボランティアへの参加など、森林の適正管理に協力します。	★	★	
	○ 森林や農地の所有者は適正な維持管理を行います。		★	
④	○ 節水を心掛けます。	★	★	★
	○ 「静岡県水循環保全条例」を遵守し、水源の保全に協力します。	★	★	★

環境分野 ▼基本目標2 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

5 身近な自然



環境目標 | うるおいある市街地を形成する

課題

- 野生鳥獣による被害や外来種の拡大などの問題が発生していることから、野生鳥獣による被害の未然防止や外来種の防除などを推進していく必要があります。
- 市の巨木や名木は、引き続き保護・保全していく必要があります。
- 本市の都市計画公園1人当たりの面積は、国の基準を下回っていることから、市街地では、憩いの場として、また遊びの場として未利用空地等をできる限り活用し、公園・広場や緑地を整備する必要があります。
- 本市の自然豊かな景観資源を生かした自然と調和したまちづくりを推進するため、市・市民・事業者・滞在者の協働の取り組みが必要です。また、規制のない小規模開発等や屋外広告物などにより、この美しい自然景観が損なわれないように、条例等の規制により積極的に保全していく必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
「海岸、高原、住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に満足している市民の割合	58.9% (2019)	65%以上 (2025)	65%以上

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①野生鳥獣や外来種への対策	◇ 「伊東市鳥獣被害防止計画」に基づき、関係団体と連携した野生鳥獣の被害防止目的捕獲、防護柵の設置、意識啓発など、被害の防止を推進します。
	◇ 県と連携し、特定外来生物（オオキンケイギク、タイワンリスなど）に対する情報提供を行うとともに、防除を推進します。
②街中の緑の創出・緑地景観の形成	◇ 来園者が利用しやすい都市公園となるよう公園の再整備を推進します。
	◇ 緑化のための市民運動等を支援し、うるおいあるまちづくりを推進します。
	◇ 都市内にある里山などの大規模な緑地の保全に努めます。
	◇ 活用できる空き地等を利用し、緑化を推進するとともに、市民の緑化運動等を支援し、うるおいあるまちづくりを推進します。
	◇ 「伊東市景観形成基本計画」に基づき緑豊かな景観を守り育てます。
	◇ 市民の自主的なまちづくりや、個性を生かした景観形成を推進します。

施策	方針
③自然の恵みの活用	◇ 伊豆半島ジオパークの理念に基づき、大地が育んだ貴重な資産を保全し、持続可能な豊かな自然を生かした地域振興を推進します。
	◇ 城ヶ崎海岸、さくらの里、一碧湖などの自然や花木を生かした観光スポットや、自然や歴史を生かしたウォーキングコースを整備し、自然環境の保全と活用を図ります。
	◇ 「伊東市観光基本計画」に基づき、本市の自然環境を活かしたエコツーリズム等を展開し「健康保養都市」として個性ある観光地づくりを推進します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置しないようにします。	★	★	
	○ 狩猟免許取得や狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力します。	★	★	
	○ 他の地域からの生物を放流・移植したり、ペットなどの動物を野外に遺棄しません。	★	★	★
	○ 捕まえた外来種を他の場所へ放ちません。	★	★	★
②	○ 敷地内に木を植えたり、建物の壁面緑化・屋上緑化をします。	★	★	
	○ 建物は自然景観と調和したデザインや色彩とします。	★	★	
	○ 地域の緑化活動に参加します。	★	★	★
③	○ 伊豆半島ジオパークに関心を持ち、保全に協力します。	★	★	★
	○ ごみの持ち帰りなどにより、自然を大切にします。	★	★	★

colum
コラム

特定外来生物「オオキンケイギク」

特定外来生物に指定されているオオキンケイギクが、伊東市南部地域で確認されました。今後、市内全域に拡大することが予想されるため、市では市民の皆さんに駆除への協力をお願いしています。オオキンケイギクは、栽培、保管、運搬、輸入などが「外来生物法」により、禁止されています。違反をすると罰則があるため、絶対に持ち帰ったり、栽培をしたりしないでください。



【オオキンケイギクの駆除方法】

- ①根から引き抜く：根元から株ごと引き抜きましょう。多年草なので、根が残るとまた生えてきます。
- ②袋に入れて枯らせる：種子や根を落とさないよう袋を密閉して枯らしてください。
- ③燃えるごみとして出す

環境分野

▼基本目標2 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

6 歴史的・文化的環境



環境目標 | 歴史・文化を継承する

課題

- 先人たちに愛され守られてきた本市の豊かな自然を保全し、次の世代に継承することが必要です。
- 本市の歴史・文化を継承するため、文化財保護法・条例等による指定登録等の有無に関わらず、文化財を保護することが必要です。
- 歴史的・文化的資源は観光資源などに活用しながら、自然と共生する地域社会の実現や伊東らしい景観形成に向けて、次の世代に適切に継承していくことが望まれます。
- 芸術文化に親しむ市民の活動を支援する対策が必要です。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
歴史文化に触れた人数*	3,553人/年	19,000人/年	20,000人/年

*木下空太郎記念館及び文化財管理センター入館人数並びに歴史講座等の参加人数

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①文化財の保護	◇ 講演会や講座により郷土の歴史を学ぶ機会を創出し、郷土を愛する心を育み、恵まれた自然環境や先人たちの築いた文化を守ります。
	◇ 市の歴史的環境や文化財を調査し、出版物やウェブサイトにより成果を情報発信することで、文化財の理解を深め、保護に繋がります。
	◇ 市民の協力や関係機関との連携により、文化財保全活動に取り組む団体・個人を支援・育成します。
②歴史的・文化的資源の活用	◇ 伊東らしい観光地づくりに、地域の歴史・郷土芸能や郷土にゆかりのある文学作品、東海館や木下空太郎記念館などの文化財を活用します。
	◇ 「伊東市景観条例」に基づき、景観形成の上で重要となる施設等や地区を指定し、個性的で魅力あふれる景観を守り、育て、つくります。
③芸術文化の振興	◇ 芸術祭や各種教室の充実に努め、芸術文化活動団体の活性化を図ります。

市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①	○ 郷土の歴史を学び、地域の習慣や文化を継承します。	★	★
	○ 文化財を理解し、保護に協力します。	★	★
②	○ 歴史・郷土芸能、文学作品、文化財を観光活用します。	★	★
③	○ 芸術文化に取り組む団体・個人を支援します。	★	

指定文化財一覧

指定区分	名称	
国指定	天然記念物	葛見神社の大クス、八幡宮来宮神社社叢、蓮着寺のヤマモモ、大室山
	史跡	江戸城石垣石丁場跡
県指定	天然記念物	天照皇大神社社叢、林泉寺のフジ、比波預天神社のホルトノキ
	工芸品	太刀銘大和則長作
	無形民俗文化財	新井の大祭り諸行事
	有形民俗文化財	富戸の魚見小屋
	建造物	八幡宮来宮神社本殿・渡殿及び拝殿
	彫刻	木造宝冠阿弥陀如来坐像
市指定	天然記念物	ヒメユズリハ群落、音無神社のタブの木、最誓寺のソテツ、山神社のムクの木（群落）、伊吹ビャクシン、高見のシイの木、音無神社のシイの木、かんのん浜ポットホール、大室山スコリアラフト、城ヶ崎海岸燕島（つばくろじま）のアマツバメ集団生息地
	史跡	伊東家の墓、河津三郎祐泰の血塚、木下空太郎生家、伝・伊東祐親の墓所、吉田隧道、江戸城に係る石丁場遺跡（洞ノ入1遺跡i地点）、鎌田城跡、東浦路（朝善寺道標一網代峠区間）
	工芸品	八幡宮来宮神社神輿（2基）、八幡宮来宮神社屋台、杉崎神社の鰐口、阿原田八幡神社の鰐口
	無形民俗文化財	伊東の鹿島踊（宇佐美初津）、伊東の鹿島踊（宇佐美八幡）、伊東の鹿島踊（湯川）、伊東の鹿島踊（新井）、伊東の鹿島踊（富戸）
	建造物	天照皇大神社本殿、旧木造温泉旅館東海館、三島神社本殿 附棟札2枚、比波預天神社本殿 附棟札2枚
	彫刻	浜崎家の木造毘沙門天立像
	典籍	鳴戸吉兵衛写本「伊東誌」
	歴史資料	元禄地震津波供養塔（行蓮寺）、元禄地震津波供養塔（佛現寺）、元禄地震津波供養塔（恵鏡院）

【資料：生涯学習課】



照葉樹林

照葉樹林とは、冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面のクチクラ層（角質の層）が発達した光沢の強い深緑色の葉を持つ樹木に覆われた森林のことで、シイ、タブノキ、クスノキ、サカキ、ヤブツバキ、ヤマモモなどが該当し、西南日本、台湾、ヒマラヤ、東南アジアの山地とアジア大陸東岸など主に降雨量の多い亜熱帯から温帯に分布しています。

日本の照葉樹林は、土地利用による落葉広葉樹林への遷移や、針葉樹の植林によって、その大部分が失われ、現在まとまった自然林は少なく、社寺林や急斜面などに断片的に残っているに過ぎませんが、本市の城ヶ崎海岸には、照葉樹の自然林が散見されます。特に門脇灯台付近では、ヒメユズリハが純林といえるほどの群落となっており、本ページ記載のとおり、市の天然記念物にも指定されています。

環境分野 ▼基本目標3 資源を大切にし 環境にやさしいまちづくり

7 廃棄物



環境目標 | 3R（ごみの減量・再利用・再資源化）を推進する

課題

- 本市の1人1日当たりのごみ排出量は、県平均や全国平均より多くなっています。そのため、さらなるごみの減量化・再資源化に向け、分別の徹底や3Rの推進について積極的な広報、啓発を行っていく必要があります。
- 山間部などを中心に不法投棄がみられることから、パトロールの強化や看板の設置など、関係機関と連携しながら不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
ごみ排出量（1人1日当たり）	1,284 g/人・日	1,236 g/人・日	1,136 g/人・日
最終処分量（1人1日当たり）	14 g/人・日	14 g/人・日	13 g/人・日

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進	◇ 新たな分別品目の追加や分別方法の周知徹底など、啓発、教育、指導活動等を実施し、ごみの排出抑制及び再資源化を推進します。
	◇ コンポスト、電動式生ごみ処理機の設置費補助や食品ロス削減の啓発により、家庭ごみの減量を推進します。
	◇ 多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの発生・排出抑制の指導を行います。
	◇ 剪定枝のチップ化など、ごみの減量化・再資源化に努めます。
	◇ 宿泊施設や飲食店等と協力し、食べ残し等の食品ロスを削減します。
	◇ プラスチック容器包装及び使用製品の回収・再資源化により、海洋プラスチックごみの削減を図ります。
	◇ 古紙の分別の徹底、古着の回収・再資源化を推進します。
②ごみの適正処理の推進	◇ 小型家電の回収・再資源化を推進します。
	◇ 低公害型のごみ収集車の導入など、環境にやさしい収集運搬に努めます。
	◇ 周辺環境に配慮した処理施設の適正な運転管理や整備に努めます。
	◇ 最終処分量の抑制、埋立ごみの飛散防止や浸出水処理施設の適正な維持管理を行います。
	◇ 「伊東市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速な災害廃棄物の処理に努めます。

施策	方針
③ごみの不法投棄等の防止	◇ 空き缶等のポイ捨て防止の啓発及び散乱ごみの収集による美観の保全を図ります。
	◇ 県と連携し、ごみの不法投棄防止パトロールによる不法投棄の未然防止に努めます。
	◇ 投棄防止柵や監視カメラ等の設置による再発防止対策に取り組みます。
	◇ 地域住民やボランティア団体が行う美化活動に協力します。
	◇ 市民・事業者等へ市内一斉清掃活動を呼びかけ、実施します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
○ 3R（ごみの減量・再利用・再資源化）を実践します。	★	★	★
① ○ 食品ロスやプラスチックの削減に協力します。	★	★	★
○ 生ごみの水切りや堆肥化に努めます。	★	★	★
② ○ ごみの分別、資源回収に協力します。	★	★	★
○ 産業廃棄物を適正に処理します。		★	
③ ○ 不法投棄の発見、不法投棄がしにくい環境づくりに協力します。	★	★	
○ 地域環境の美化活動に参加します。	★	★	★

colum コラム

海洋プラスチックごみ（マイクロプラスチック）

海洋プラスチックごみのなかで、近年注目されているのがマイクロプラスチックの問題です。

マイクロプラスチックとは、海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子のことで、大きさが5mm以下のものを指します。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる繊維、また研磨材として使用されてきたマイクロビーズなどが含まれます。

これらのマイクロプラスチックは、無意識のうちに生物の体内に取り込まれているという研究報告があります。そのため、使い捨てプラスチック製品の削減やプラスチック以外の素材への転換などが求められています。



マイクロプラスチック

colum コラム

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例

本市では、清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境を確保するために、「1996（平成8）年10月1日から「伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例（平成8年伊東市条例第6号）」を施行しています。同条例では、市民（空き缶などの持ち帰り、回収容器等への収納など）、事業者（空き缶等の回収容器の設置と適正管理、消費者や旅行者に対する意識啓発）、行政（清潔で美しい景観の保全・快適な生活環境を確保するための施策の計画・実施、市民や事業者などに対する意識啓発や自主的活動への支援）それぞれの役割を定めるとともに、ポイ捨て行為を禁止しています。

環境分野 ▼基本目標 3 資源を大切にし 環境にやさしいまちづくり

8 地球環境



環境目標 | 地球環境への影響を認識し、伊東から貢献する

課題

- 本市域からの二酸化炭素排出量は年々減少傾向にあり、2019（令和元）年度は 2013（平成 25）年度と比べて 25.5%減少しています。しかし、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 46%、2050（令和 32）年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指すためには、市民・滞在者・事業者・市が協力し、さらなる温室効果ガスの削減に向けた取り組みの推進が必要です。
- 温室効果ガスの排出を抑制するため、環境への負荷が少なく枯渇の心配がない再生可能エネルギーの有効利用が求められています。2020（令和 2）年度における本市の消費電力に占める再生可能エネルギー発電量の比率は 8.9%となっており、今後はさらに比率を高めていく必要があります。
- 大規模な太陽光発電施設等の設置については、自然環境や風致景観の保護及び生物多様性の確保など、自然環境との調和や地域住民の理解が必要です。
- 次世代自動車の普及や公共交通の利用促進を図り、交通の脱炭素化を推進していく必要があります。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021 年度)	中間目標値 (2027 年度)	目標値 (2032 年度)
市域の温室効果ガス排出量の削減率	2013 年度基準	46% (2030 年度)	100% (2050 年度)
市役所の温室効果ガス総排出量	13,720 t-CO ₂	10,290 t-CO ₂	6,860 t-CO ₂
太陽光発電システム設置世帯数（累計）※	1,701 世帯	2,114 世帯	2,693 世帯
鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーの年間利用者数	8,651 千人/年 (2019)	現状維持 (2025)	現状維持

※2009（平成 21）年度末からの累計

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①横断的な取り組み	◇ 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言をします。
	◇ 温室効果ガスの削減に向けた情報提供と啓発に努めます。
	◇ 気候変動に対する適応策を推進します。
②再生可能エネルギーの利用促進	◇ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及啓発、調査・研究等に努めます。
	◇ 産業・業務その他部門の施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。
	◇ 営農型太陽光発電の導入に努めます。
	◇ 公共施設の整備等に当たっては、再生可能エネルギー発電などの優先的な導入に努めます。

施策	方針
③産業・業務その他・家庭部門の省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共施設の保有建築物の ZEB 化の推進、省エネルギー型の設備・機器の優先的な導入に努めます。 ◇ 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発に努めます。 ◇ 地場産材を用いた高断熱、再生可能エネルギー導入住宅の普及啓発に努めます。 ◇ HEMS、計測器・表示器など、高効率設備・機器及びエネルギー利用効率のコージェネレーションの普及に努めます。 ◇ 公営住宅における省エネ設備・機器の率先導入を進めます。 ◇ 施設園芸における省エネ設備導入や、農機の省エネ使用、省エネ漁船への転換に関する普及啓発に努めます。 ◇ 省エネルギー型の事業活動の工夫について、意識の啓発に努めます。 ◇ 地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進など、省エネ行動の重要性に関する意識改革を進めます。 ◇ 省エネルギー関連技術、温暖化対策関連技術等を開発する IT 企業のサテライトオフィスを誘致・支援します。 ◇ ノンフロン製品についての情報提供や、フロン類使用製品の適正な処理を推進します。
④運輸部門の省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ エコドライブの普及啓発に努めます。 ◇ 次世代自動車の普及に努めます。 ◇ 公用車の次世代自動車への順次転換を行うとともに、公共施設等の次世代自動車インフラの整備拡大を図ります。 ◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動及びエネルギー利用効率の高い鉄道・バス等の公共輸送機関の積極的な活用を啓発します。
⑤土地利用、交通、街区・地区づくりにおける脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域住民や職場、学校などを対象とし、公共交通に関するモビリティ・マネジメントを実施します。 ◇ 公共交通機関の利用を促進します。 ◇ 市自主運行バス（生活路線バス）など収支上課題のある路線の維持に向けた行政補助を実施します。 ◇ 路線バスの運行ルートや運行本数の見直しを検討するほか、必要に応じ路線や乗継拠点などの検討を行います。 ◇ 伊豆市と連携し、広域路線バスの維持、収支改善に向けた検討を実施します。 ◇ 鉄道と路線バスの接続の向上を図ります。 ◇ 渋滞の緩和対策を検討し、円滑な交通のための道路網の整備を行います。 ◇ 公共施設や集客施設については、徒歩、自転車、公共交通機関が便利な地区への新規立地や郊外から移転を誘導するなどの措置を講じます。 ◇ 「立地適正化計画」に基づき、脱炭素型地区・街区の形成を推進します。
⑥その他地球環境問題対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共事業における熱帯林材を用いた資材や備品の使用削減に努め、森林保護に努めます。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」、地球温暖化の問題に関心を持ちます。	★	★	★
	○ 気候変動に対する適応策を実践します。	★	★	★
②	○ 太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入するとともに、自然環境との調和に配慮します。	★	★	
	○ 営農型太陽光発電の導入に努めます。		★	
③	○ 省エネルギー型の住宅、設備・機器を積極的に導入します。	★	★	
	○ 節電など省エネルギーの取り組みを積極的に行います。	★	★	
	○ 不要となったフロン類の回収を徹底します。		★	
	○ ノンフロン製品を選択します。	★	★	★
④	○ アイドリングストップ、急加速をしないなど、環境に配慮したエコドライブを実践します。	★	★	★
	○ 自動車を使わずに、徒歩や自転車を積極的に利用します。	★	★	★
	○ 自動車の買い替え時には、次世代自動車に切り替えます。	★	★	
⑤	○ 電車やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	★	★	★
⑥	○ 建設工事などに熱帯林材を使わないようにします。		★	

colum
コラム

緩和策と適応策

地球温暖化対策には大きく分けて「緩和策」と「適応策」があります。緩和策は、従来から行われている省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、植物による二酸化炭素の吸収促進など温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことです。その一方で、防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策など、既に起こりつつある地球温暖化による影響を軽減するための取り組みを適応策といいます。今後はこの緩和策と適応策の両方を同時に進めていく必要があります。

緩和

原因を少なく

2つの
気候変動対策

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす
温室効果ガスを減らす

適応

影響に備える

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

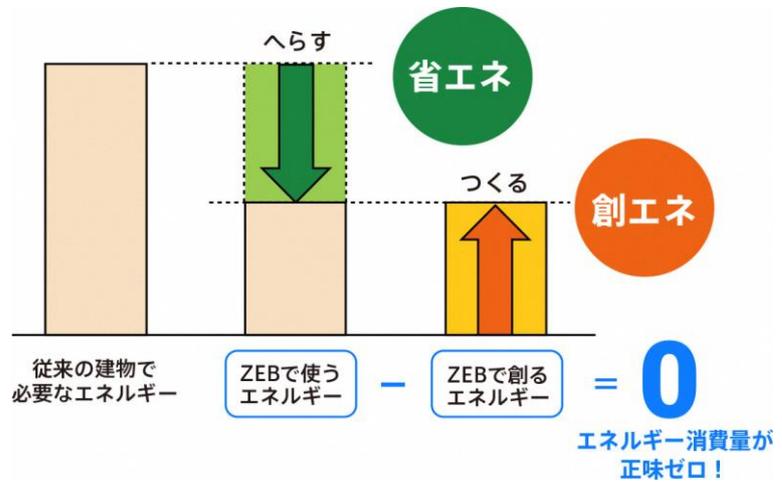
【資料：気候変動適応情報プラットフォーム（環境省）】

colum
コラム

ZEB

ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。



【資料：環境省・ゼブポータル・ウェブサイト】

colum
コラム

次世代自動車

次世代自動車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。具体的には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車を指します。

また、災害による停電等の発生時において、電気自動車や燃料電池自動車は非常用電源としての活用も期待されています。



燃料電池自動車

【資料：環境省】

colum
コラム

スマートムーブ

smart move（スマートムーブ）とは、日常生活の様々な移動手段を工夫し、二酸化炭素排出量を削減しようとする取り組みです。家庭から排出される二酸化炭素では、自動車からの排出量が全体の1/4程度を占めています。毎日の通勤・通学・買い物や旅行で意識的に歩いたり、自転車や公共交通機関を利用したり、自動車の使い方を工夫するなど、二酸化炭素排出量の少ない移動を実践することで、健康にもよく、快適で地球にもやさしい暮らし方ができます。

「移動」を「エコ」に。



【資料：環境省】

9 環境学習



環境目標 | 環境にやさしい人づくりを進める

課題

- 2021（令和3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、環境に関する講演会・イベント・セミナーへの参加が少ない状況です。環境教育・環境学習に関する講座への参加しやすい環境づくりが必要です。
- 環境学習コーディネーターや関係団体等が持っている情報等についても引き続き整備し、提供できる体制づくりが必要です。
- 環境学習は、幅広い年齢層の皆様に関心を持っていただくことが重要です。これには、学校や家庭での環境学習に加え、様々な環境分野で活動している個人や団体との連携と交流を深めることが必要です。



環境目標に対する指標

指標	現状値 (2021年度)	中間目標値 (2027年度)	目標値 (2032年度)
図書館における環境資料の購入冊数	20冊	50冊	65冊
環境学習講座の参加人数	790人/年	850人/年	900人/年

環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①環境学習の場や機会の提供	◇ 大川浄水場・奥野ダム・環境美化センター・終末処理場等への施設見学を継続します。
	◇ 環境学習リーダー派遣事業を活用するなど、自然の中の体験学習を継続します。
	◇ 環境月間行事や各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。
	◇ 消費生活特別講座等において環境学習の機会の提供に努めます。
	◇ 生涯学習講座や小学生ふるさと教室などを通して、環境学習の機会や情報を提供します。
②環境情報の整備と提供	◇ 小中学校や高等教育機関、関係行政機関等との連携により、環境学習を推進します。
	◇ 教育関連機関と連携し、環境学習の情報提供に努めます。
	◇ 市民や事業者が持っている環境学習に役立つ情報を収集・整理し、提供します。
	◇ 図書館において環境資料の特集を組むなど、市民への環境情報を提供します。
③人材の活用	◇ 環境の様々な分野で活動している個人（環境カウンセラー等）や団体との交流や連携の機会を増やします。

市民・事業者・滞在者の取り組み		市民	事業者	滞在者
①	○ 環境について話し合う機会を設け、みんなで考えます。	★	★	★
	○ 自然観察会や勉強会など、環境学習の機会の開催に協力・参加します。	★		★
	○ 社員に対して環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めます。		★	
②	○ 環境についての情報を収集・発信します。	★	★	★
	○ 図書館を利用して環境情報を収集します。	★		
③	○ 環境学習の講師として活動します。	★	★	★

colum
コラム

静岡県環境学習コーディネーター制度

環境教育に関する様々な相談に対応する「静岡県環境学習コーディネーター制度」が始まりました。学習会の講師・フィールドの紹介や、体験型の学習会の進め方など、県に登録されたコーディネーターが無料でご相談に応じています。

コーディネーター登録制度の内容や各コーディネーターの連絡先については、県が解説するホームページ「環境学習データバンク」をご覧ください。

→参照 URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-020/ecobank/top.html>



10 環境保全活動・環境配慮



環境目標 | みんなで協力し、よりよい環境づくりを進める

課題

- 自治会・町内会、ボランティア、NPO、事業者等が行う環境保全の取り組みを把握し、協働して環境保全の活動を推進することが必要です。
- 2021（令和3）年度に実施した環境意識調査の結果によると、地域や団体、グループでの環境保全活動への参加が少ない状況です。そのため、環境保全活動を実施する団体の情報を収集し、情報提供により市民の環境保全活動への参加意欲の向上を図ることが必要です。
- 「伊東市役所地球温暖化対策実行計画」では、市自らが率先して温室効果ガスの削減や省エネルギー行動を実践し、今後も市民・事業者の見本となるような積極的な取り組みを推進していく必要があります。



環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
①環境保全活動の推進	◇ 消費生活特別講座等において、環境保全活動のための情報を提供します。
	◇ 自治会・町内会やグループ、ボランティア、NPO、事業者等が行う環境保全活動を把握し、その支援に努めます。
	◇ 環境保全活動の実践にあたっては、市の施設や資材の提供に努めます。
	◇ 海・山などを自然とふれあえる体験の場として活用し、環境保全活動への参加意識の向上を図ります。
②環境配慮行動の普及	◇ 各施策に SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けた「伊東市総合計画」に基づき、環境・経済・社会の側面から環境保全対策を総合的に推進します。
	◇ 消費生活特別講座等において、環境にやさしい暮らしの情報を提供します。
	◇ 観光地や観光施設における環境美化を啓発する看板などにより、観光客の環境に配慮する意識の向上を図ります。
	◇ 広報などによる環境にやさしい暮らしの情報提供に努めます。
	◇ マイカー通勤者の協力を得てノーカーデーの普及啓発に努めます。
③行政の環境配慮率先行動の推進	◇ 各種事業施工に際しては、自然型工法などによる環境に配慮した整備を推進します。
	◇ 「伊東市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減や省エネルギー行動を実践します。
	◇ 地球温暖化防止策として、緑の大切さを啓発することや、緑の募金運動を通じて、緑化を推進します。
	◇ 省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入に努めます。

施策	方針
③行政の環境配慮優先行動の推進	◇ 率先して環境物品等の調達を推進します。（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）
④環境ビジネスの支援	◇ 地球温暖化に関する環境ビジネスを支援します。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	○ 町内会やグループ、ボランティア、NPO、事業者が行う環境保全活動に参加します。	★	★	★
②	○ 環境負荷の低減に配慮した生活や事業活動を行います。	★	★	★
③	○ 市が行う環境配慮に関心をもち、協力します。	★	★	★
④	○ 地球温暖化に関する環境ビジネスを行います。		★	

colum
コラム

ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」

「クルポ」とは、スマートフォン専用アプリを使って自分のエコ活動を「見える化」し、気軽に楽しみながら温暖化防止活動に取り組める全世代参加型の新しい県民運動です。貯まったポイントでクオカード等プレゼントの抽選に応募できます。

市内では、健康福祉センター、伊東温泉競輪場、市立図書館の「クールシェア」、市役所の「リサイクルボックス」などでポイントが貯まります。



colum
コラム

環境保全のためのパネル展示の実施

本市では、6月の環境月間に合わせたパネル展を市役所1階で開催しています。市民に環境保全への関心を高めてもらおうと、2022（令和4）年度に初開催したもので、地球温暖化の原因や温暖化の影響とみられる世界各地での異常高温、災害などをパネルで解説しました。また、市内でのごみの収集に関連してびんの分別方法を周知し、色によって分けて出すよう、実物を置いて分かりやすく啓発したほか、古紙の回収から再生までのリサイクルの仕組みも紹介しました。

colum
コラム

環境物品等の調達

環境物品等の調達とは、「グリーン購入」とも呼ばれており、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。エコマーク（環境負荷の少ない製品）やグリーンマーク（古紙を原料に再生利用した製品）などの環境ラベルが参考になります。



エコマーク



グリーンマーク

第5章 伊東市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

第1節 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」を公表しました。この報告書では、人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気・海洋・生物圏の広範囲かつ急速な変化が現れていることなどが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨など異常気象のリスクはさらに高まることが予測されています。



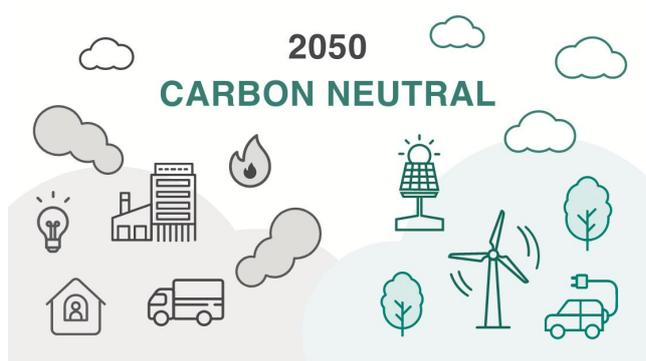
(2) 国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリで開催されたCOP21にて「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

また、2018(平成30)年に公表されたIPCCの「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。これを受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 国内の動向

2020(令和2)年10月、日本は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ(2050年カーボンニュートラル)とする「脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が2022(令和4)年4月から施行され、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法律に位置づけられました。さらに、同法では市町村においても「地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定するよう努めるものとされています。



2050年カーボンニュートラル

【資料：脱炭素ポータル(環境省)】

2021(令和3)年10月には、「地球温暖化対策計画」が5年ぶりに改定されました。この計画の中では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、2030(令和12)年度までに温室効果ガスを2013(平成25)年度比46%削減する(さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていく)という新たな削減目標も示され、2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

(4)将来予測

IPCCの「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」では、将来の地球温暖化の見通しとして5つのシナリオに沿って評価されました。

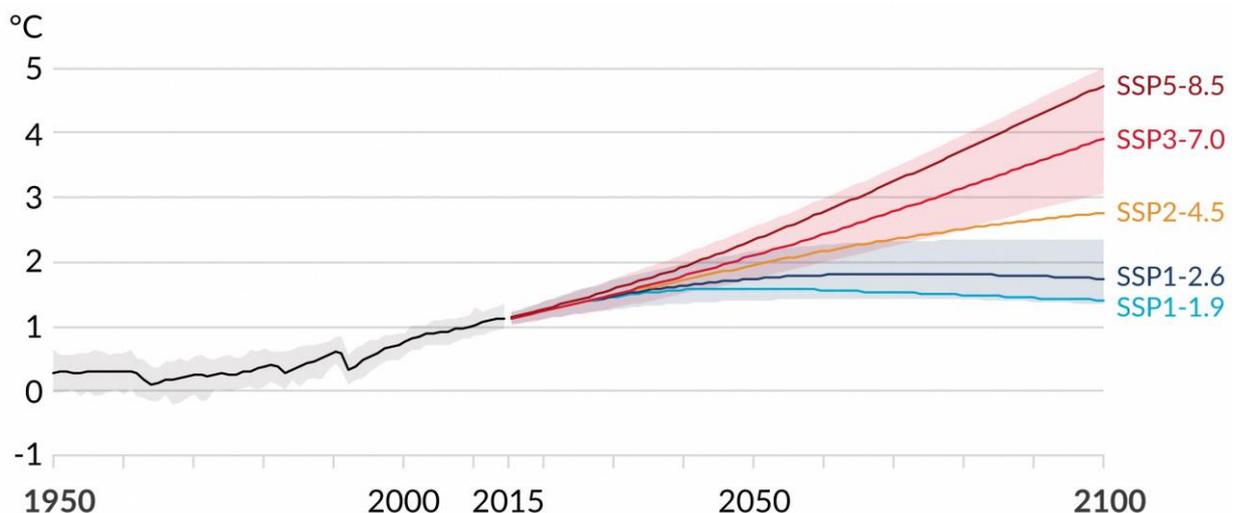
気温上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオ(SSP1-1.9)は、IPCCの「1.5℃温暖化特別報告書」とほぼ同じシナリオであり、21世紀半ばに二酸化炭素排出を実質ゼロにする必要があります。また、現状の対策レベルに近い、中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ(SSP2-4.5)では、21世紀半ばに2℃を超えてしまいます。さらに、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないシナリオ(SSP5-8.5)では、今世紀末までに約5℃も気温が上昇すると予測されています。



第6次評価報告書・第1作業部会報告書における5つのシナリオ

シナリオ	シナリオの概要
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で、気温上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオ → 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を1.5℃以下に抑える政策を導入。 → 21世紀半ばに二酸化炭素排出実質ゼロの見込み。
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で、気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ → 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を2℃未満に抑える政策を導入。 → 21世紀後半に二酸化炭素排出正味ゼロの見込み。
SSP2-4.5	中道的な発展の下で、気候政策を導入するシナリオ → 2030年までの各国の自国決定貢献(NDC)を集計した排出量の上限に位置する。 → 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)は約2.7℃。
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないシナリオ

【資料：IPCC 第6次評価報告書・第1作業部会報告書(IPCC、2021年をもとに作成)】



注) グラフ中の陰影は不確実性の範囲を示す。

1850~1900年を基準とした世界平均気温の変化予測

【資料：IPCC 第6次評価報告書・第1作業部会報告書(IPCC、2021年)】

第2節 計画の概要

(1)計画の目的・位置づけ

「伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本実行計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を掲げた地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけます。

本市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市・市民・事業者・滞在者などの各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

(2)計画の期間と基準・現状・目標年度

本実行計画は、2023（令和5）年度を初年度とし、2032（令和14）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や環境分野の変化に対応するため、5年後の2027（令和9）年度に見直しを行います。

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度は2013（平成25）年度、中期目標は2030（令和12）年度、長期目標は2050（令和32）年度とします。また、現状年度は2019（令和元）年度とします。

計画期間・基準・現状・目標年度

2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
計画 期間 開始				中間 見直し					計画 期間 終了

(3)計画で対象とする温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）とします。

対象とする排出部門は、エネルギー起源 CO₂（産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門）、エネルギー起源 CO₂ 以外（廃棄物部門）とします。

なお、二酸化炭素排出量のデータは、環境省で毎年公表される「部門別 CO₂ 排出量データ」を活用します。



対象とする排出部門

部門		内容
エネルギー起源 CO ₂	産業	第一次産業、第二次産業から発生する温室効果ガス排出量
	業務その他	第三次産業から発生する温室効果ガス排出量
	家庭	家庭から発生する温室効果ガス排出量
	運輸	輸送・運搬から発生する温室効果ガス排出量
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物部門	廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス排出量

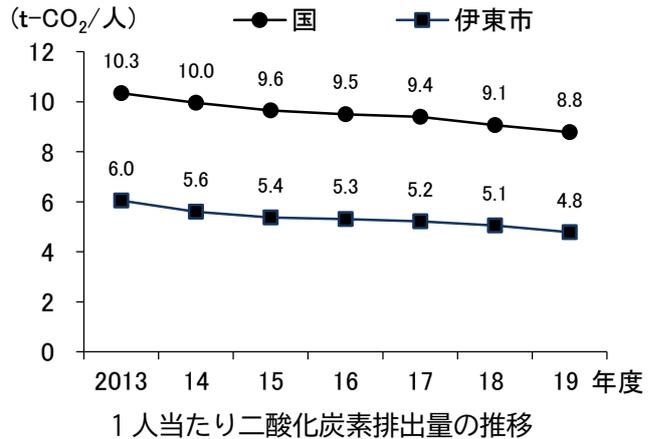
第3節 温室効果ガス排出量・再生可能エネルギーの現状

(1)本市の温室効果ガス排出量

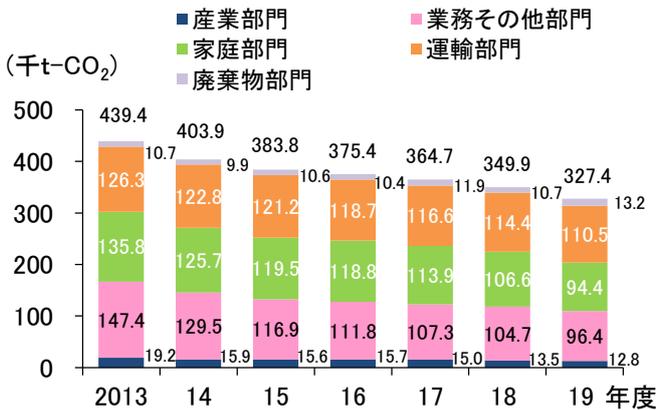
本市の2019(令和元)年度における二酸化炭素排出量は327.4千t-CO₂です。運輸部門(110.5千t-CO₂、33.8%)が最も多く、次いで業務その他部門(96.4千t-CO₂、29.5%)、家庭部門(94.4千t-CO₂、28.8%)、廃棄物部門(13.2千t-CO₂、4.0%)、産業部門(12.8千t-CO₂、3.9%)の順となっています。

二酸化炭素排出量は年々減少傾向にあり、2019(令和元)年度は2013(平成25)年度比で25.5%減少しています。業務その他部門(-34.6%)、産業部門(-33.2%)、家庭部門(-30.5%)、運輸部門(-12.5%)が減少し、廃棄物部門(+23.7%)が増加しています。

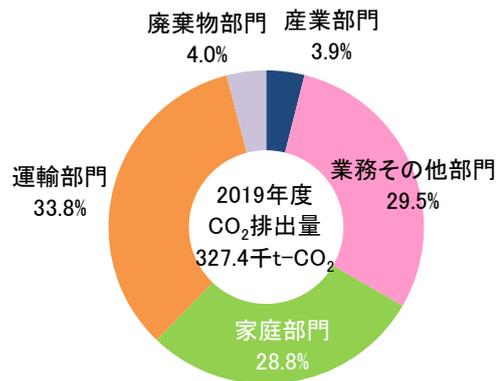
本市の2019(令和元)年度における1人当たり二酸化炭素排出量は4.8t-CO₂/人で、国8.8t-CO₂/人よりも少なくなっています。



【資料:日本国温室効果ガスインベントリ、環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】



本市の二酸化炭素排出量の推移
【資料:環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】



本市の二酸化炭素排出量の割合 (2019年度)
【資料:環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】

本市の二酸化炭素排出量の推移 (単位は千 t-CO₂)

部門/年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)		2013 (H25)比	
							排出量	構成比		
産業部門	製造業	6.6	6.1	5.8	5.8	5.5	4.8	4.5	1.4%	-31.4%
	建設業・鉱業	5.0	4.9	4.5	4.4	4.4	4.2	3.8	1.2%	-24.7%
	農林水産業	7.5	4.9	5.3	5.5	5.0	4.4	4.5	1.4%	-40.5%
	小計	19.2	15.9	15.6	15.7	15.0	13.5	12.8	3.9%	-33.2%
業務その他部門	147.4	129.5	116.9	111.8	107.3	104.7	96.4	29.5%	-34.6%	
家庭部門	135.8	125.7	119.5	118.8	113.9	106.6	94.4	28.8%	-30.5%	
運輸部門	自動車	117.9	114.3	113.0	110.6	108.8	106.9	104.1	31.8%	-11.7%
	鉄道	5.6	5.4	5.2	5.0	4.8	4.4	4.3	1.3%	-24.4%
	船舶	2.8	3.2	3.0	3.1	3.0	3.1	2.2	0.7%	-22.5%
	小計	126.3	122.8	121.2	118.7	116.6	114.4	110.5	33.8%	-12.5%
廃棄物部門	10.7	9.9	10.6	10.4	11.9	10.7	13.2	4.0%	+23.7%	
合計	439.4	403.9	383.8	375.4	364.7	349.9	327.4	100.0%	-25.5%	
2013 (H25) 比		-8.1%	-12.7%	-14.6%	-17.0%	-20.4%	-25.5%			

注) 四捨五入の関係で合計が100にならない場合がある。

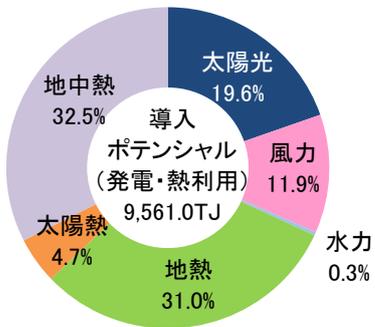
【資料:環境省・部門別CO₂排出量の現況推計】

(2)再生可能エネルギー

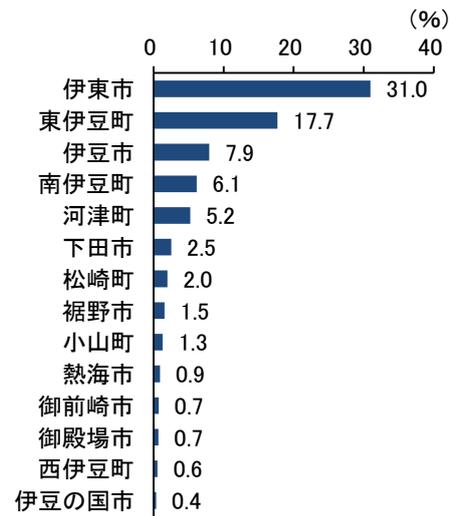
■再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本市の再生可能エネルギー（発電及び熱利用）の導入ポテンシャルは9,561.0TJ（テラジュール）/年で、地中熱（32.5%）が最も多く、次いで地熱（31.0%）、太陽光（19.6%）、風力（11.9%）、太陽熱（4.7%）、水力（0.3%）となっています。特に導入ポテンシャルに占める地熱の割合は、県内では1位となっています。

再生可能エネルギー（発電）の導入ポテンシャルの合計は1,669.5GWh/年、2020（令和2）年度の導入実績は30.7GWh/年であり、導入ポテンシャルの利用率は1.8%です。なお、2020（令和2）年度の本市全域における電力消費量は約343.4GWhであることから、再生可能エネルギー（発電）の導入ポテンシャルは電力消費量の約4.9倍となります。

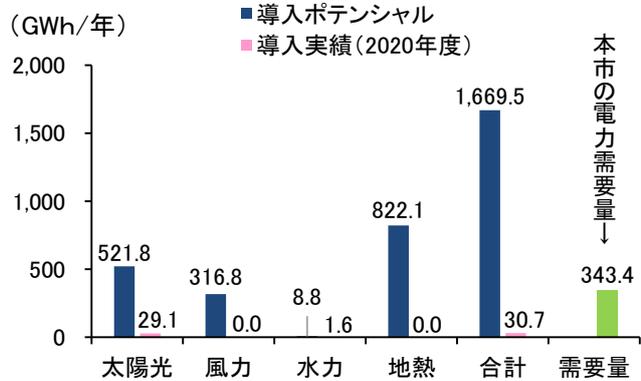


導入ポテンシャル（発電・熱利用）
【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテより作成】



導入ポテンシャルに占める地熱の割合（静岡県内での比較）

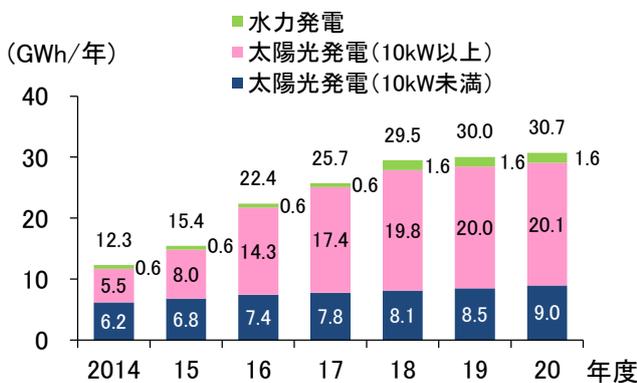
【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテ】



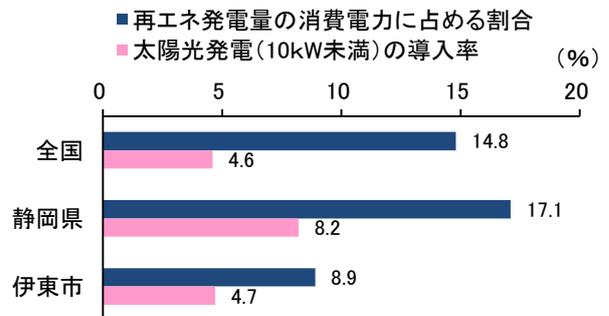
導入ポテンシャル（発電）と導入実績量（2020年度）
【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテより作成】

■再生可能エネルギー発電量の導入状況

本市の2020（令和2）年度における再生可能エネルギー（発電）の年間想定発電量は30.7GWhであり、これは2020（令和2）年度の本市全域における電力消費量約343.4GWhの約8.9%に相当しますが、全国（14.8%）及び静岡県（17.1%）よりも低い割合となっています。



再生可能エネルギーの年間発電量の推移
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】



再生可能エネルギーの比較（2020年度）
【資料：環境省・自治体排出量カルテ】

第4節 将来推計

(1)将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）について将来推計を行いました。

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、部門ごとの温室効果ガス排出量が、それぞれの部門を代表する「活動量」（製造品出荷額等、世帯数、自動車保有台数など）に比例すると想定して算定します。

2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の活動量については、人口ビジョンの目標値や過去の傾向分析などに基づく予測値を設定しました。

$$\diamond 2030\text{年度の温室効果ガス排出量} = (2019\text{年度の温室効果ガス排出量} / 2019\text{年度の活動量}) \times 2030\text{年度の活動量}$$

$$\diamond 2050\text{年度の温室効果ガス排出量} = (2019\text{年度の温室効果ガス排出量} / 2019\text{年度の活動量}) \times 2050\text{年度の活動量}$$

活動量の推計結果

部門	活動量の指標	実績		将来推計		
		2013(平成25)年度	2019(令和元)年度	2030(令和12)年度	2050(令和32)年度	
		基準年度	現状年度	現状趨勢	現状趨勢	
産業	製造業	製造品出荷額等（千万円）	978,282	892,204	889,110	659,536
	建設業・鉱業	建設業・鉱業従業者数（人）	2,523	2,114	1,936	1,436
	農林水産業	農林水産業従業者数（人）	132	94	86	64
業務その他	業務その他従業者数（人）	28,730	26,876	24,619	18,262	
家庭	世帯数（世帯）	35,065	35,393	34,489	27,399	
運輸	自動車	旅客用自動車保有台数（台）	37,605	38,057	34,861	25,860
		貨物用自動車保有台数（台）	9,818	9,045	8,285	6,146
	鉄道	人口（人）	72,664	68,487	60,041	44,538
船舶	船舶入港トン数（千 t）	463,067	379,642	497,112	497,112	
廃棄物処理	ごみ処理量（t）	34,557	33,921	31,073	23,049	

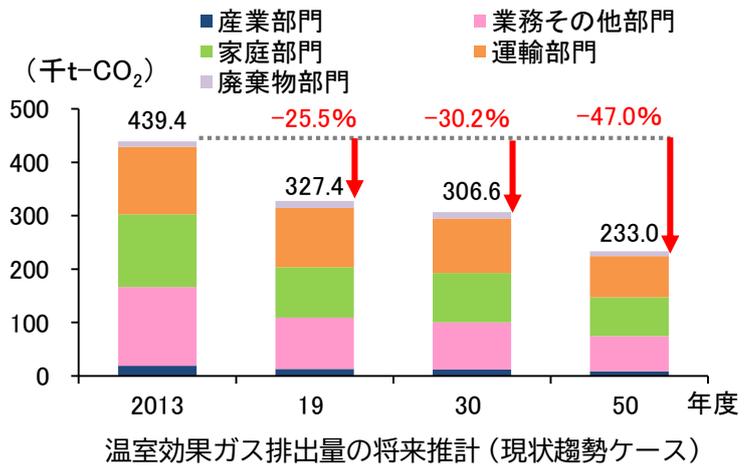
活動量の将来推計の方法

部門	実績値の出典	将来推計の方法	
産業	製造業	工業統計調査	
	建設業・鉱業	経済センサス	
	農林水産業	経済センサス	
業務その他	経済センサス	2013（平成25）～2019（令和元）年度の平均値を基準として、人口増減率（人口ビジョン）を乗じて設定。	
家庭	国勢調査、静岡県推計人口		
運輸	自動車(旅客)	自動車保有車両数統計、市町村別軽自動車車両数	2019（令和元）年度を基準として、人口増減率（人口ビジョン）を乗じて設定。
	自動車(貨物)	国勢調査、静岡県推計人口	
	鉄道	港湾調査 年報	人口ビジョンの目標を達成するものとして設定。
	船舶	一般廃棄物処理実態調査	2013（平成25）～2019（令和元）年度の平均値で設定。
廃棄物処理	一般廃棄物処理実態調査	2019（令和元）年度を基準として、人口増減率（人口ビジョン）を乗じて設定。	

(2) 将来推計の結果

温室効果ガスの総排出量は、2030（令和12）年度が306.6千t-CO₂、2050（令和32）年度が233.0千t-CO₂となる見込みです。

基準年度の2013（平成25）年度と比べた総排出量の増減は、2030（令和12）年度が30.2%減少、2050（令和32）年度が47.0%減少と推計されます。



温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）（単位は千 t-CO₂）

部門	実績		将来推計（現状趨勢）				
	2013 （平成25） 年度	2019 （令和元） 年度	2030 （令和12） 年度	基準年度比 （2013比）	2050 （令和32） 年度	基準年度比 （2013比）	
エネルギー 起源 CO ₂	産業	19.2	12.8	12.1	-36.9%	9.0	-53.2%
	業務その他	147.4	96.4	88.3	-40.1%	65.5	-55.6%
	家庭	135.8	94.4	92.0	-32.2%	73.1	-46.2%
	運輸	126.3	110.5	102.1	-19.2%	76.5	-39.5%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	10.7	13.2	12.1	13.3%	9.0	-15.9%
合計	439.4	327.4	306.6	-30.2%	233.0	-47.0%	

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

(3) 削減見込量の推計

本実行計画の目標年度における施策の削減効果を推計しました。

なお、2050（令和32）年度は国の計画などにおいても削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和32）年度にカーボンニュートラルを実現するための目安として設定しています。

根拠一覧

根拠	
A	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して伊東市分を設定（2050（令和32）年度は削減見込量が設定されていないことから、2030（令和12）年度と同じ数値で設定）
B	「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）」の目標値から設定
C	「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「次世代自動車戦略2010」などを基本として設定
D	「伊東市一般廃棄物処理基本計画」の目標値から設定
E	森林による吸収は「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の森林吸収量から伊東市分を按分、都市緑化による吸収は公園緑地面積から設定
F	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）
G	独自に設定

削減見込量の推計結果

部門	項目	削減見込量(千 t-CO ₂)		根拠
		2030(令和12)年度	2050(令和32)年度	
産業	・高性能ボイラーの導入	1.90	5.03	G
	・ESCO 事業による省エネ技術の導入	0.15	0.31	G
	・その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	1.51	1.51	A
	・業種間連携省エネルギーの取組推進	0.02	0.02	A
	・燃料転換の推進	0.06	0.06	A
	・FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.04	0.04	A
業務 その他	・高効率給湯器の導入	3.40	12.63	G
	・業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.20	1.06	G
	・ESCO 事業による省エネ技術の導入	1.20	5.50	G
	・市の事務事業における省エネルギー行動の実践	4.20	14.03	B
	・計画・制御システムの導入	1.90	7.21	G
	・建築物の省エネルギー化	1.33	1.33	A
	・高効率な省エネルギー機器の普及	1.87	1.87	A
	・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3.10	3.10	A
	・廃棄物処理における取組	0.02	0.02	A
	・脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.03	0.03	A
家庭	・高効率給湯器の導入	1.90	10.55	G
	・家庭用コージェネレーションの導入	0.40	1.49	G
	・計画・制御システムの導入	0.80	3.29	G
	・高効率照明の導入	0.10	0.66	G
	・省エネルギー行動の実践	0.80	2.68	G
	・エコ診断の実施	0.10	0.82	G
	・緑のカーテンの設置	0.44	3.48	G
	・住宅の省エネルギー化	5.05	5.05	A
	・高効率な省エネルギー機器の普及	0.07	0.07	A
	・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	2.85	2.85	A
	・脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.46	1.46	A
	運輸	・クリーンエネルギー自動車の導入	7.00	39.40
・エコドライブの実践		1.20	5.30	G
・公共交通機関の利用促進		0.65	1.93	A、G
・テレワークの実践		0.10	0.50	G
・道路交通流対策(道路交通流対策等の推進)		1.37	1.37	A
・自動車運送事業等のグリーン化		0.79	0.79	A
・鉄道・船舶分野の脱炭素化		0.78	0.78	A
・トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進		1.27	1.27	A
廃棄物 処理	・廃プラスチックなどの削減	2.40	8.20	D、G
	・食品ロスの削減	0.22	0.44	D、G
排出削減量の合計		50.68	146.02	-
森林 吸収等	・森林による CO ₂ 吸収	12.71	12.71	E
	・農地土壌による CO ₂ 吸収	0.12	0.12	A
	・都市緑化による CO ₂ 吸収	0.29	0.29	G
再生可 能エネ ルギー	・太陽光発電施設の導入	5.39	54.94	F、G
	・風力発電施設の導入	0.00	0.78	F、G
	・水力発電施設の導入	0.00	0.16	F、G
	・地熱発電(低温バイナリー)施設の導入	0.00	12.61	F、G
	・バイオマス発電施設の導入	0.00	1.26	F、G
	・太陽熱利用施設の導入	0.03	0.08	F、G
	・地中熱利用施設の導入	0.00	4.00	F、G
排出削減量+森林吸収等+再生可能エネルギー		69.22	233.03	-

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

第5節 削減目標

国の「地球温暖化対策計画」や削減見込量の推計結果を踏まえ、本市における2013（平成25）年度を基準とした2030（令和12）年度の中期目標、2050（令和32）年度の長期目標は以下のとおりとします。

削減目標

目標年度	削減目標
中期目標 2030（令和12）年度	2013（平成25）年度比で 46%削減
長期目標 2050（令和32）年度	温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラルの実現）

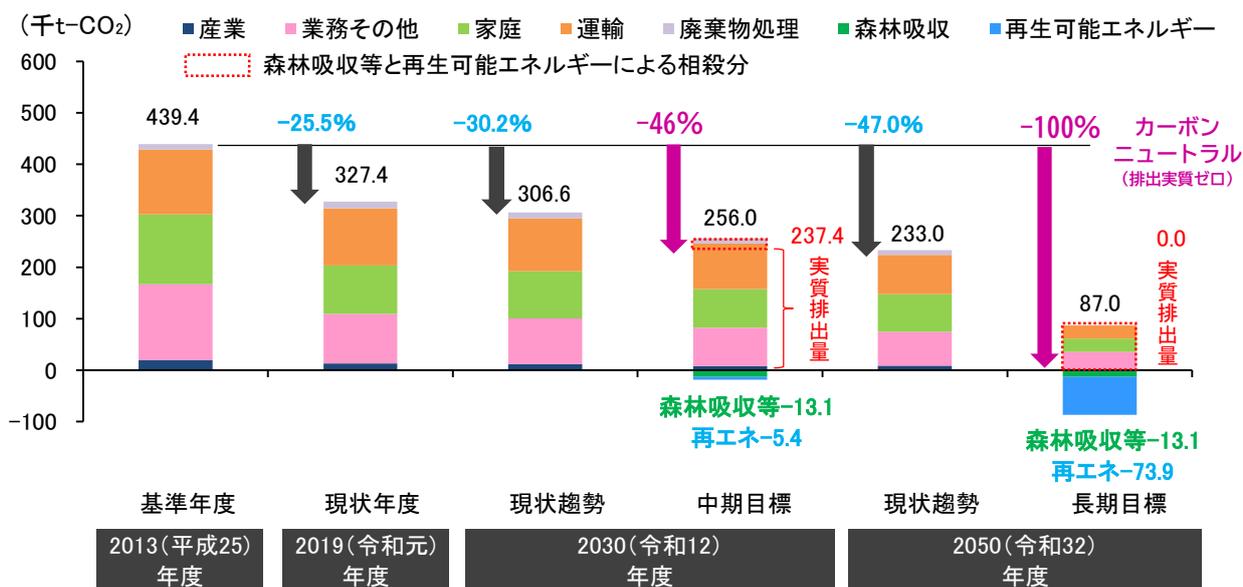
部門別排出量の目標（単位は千t-CO₂）

部門	年度	2013 (平成25) 年度		2019 (令和元) 年度		2030 (令和12) 年度		2050 (令和32) 年度	
		基準年度	現状年度	現状趨勢	中期目標	現状趨勢	長期目標		
エネルギー起源 CO₂… (A)									
産業		19.2	12.8	12.1	8.4	9.0	2.0		
業務その他		147.4	96.4	88.3	71.1	65.5	18.7		
家庭		135.8	94.4	92.0	78.0	73.1	40.8		
運輸		126.3	110.5	102.1	88.9	76.5	25.1		
エネルギー起源 CO₂以外… (B)									
廃棄物処理		10.7	13.2	12.1	9.5	9.0	0.3		
温室効果ガス… (A) + (B)									
排出量合計 (A) + (B) …①		439.4	327.4	306.6	256.0	233.0	87.0		
森林吸収等…②					-13.1		-13.1		
再生可能エネルギー…③					-5.4		-73.9		
実質排出量 (①+②+③)					237.4		0.0		
					[-46.0%]		[-100.0%]		

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和が合計値と合わない場合がある。

注2) 中期目標・長期目標は、削減割合が整数となるように設定した。

注3) 現状趨勢ケース排出量から削減見込量を差し引く際には、削減見込量を超えない範囲で中期目標・長期目標の排出量を設定した。



温室効果ガス排出量の中期目標・長期目標

第6節 地球温暖化対策の取り組み

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項が4項目(第20条第3項1~4号)示されています。本実行計画では、この4項目に「横断的な取り組み」を加えた5つの項目ごとに地球温暖化対策に関する施策を掲載します。

なお、本実行計画に掲載する施策と関連する環境分野(第4章)取り組みの実施時期の目安は以下のとおりです。

本実行計画に掲載する施策と関連する環境分野(第4章)

項目	関連する環境分野(第4章)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	大気環境	水環境	その他生活環境	自然環境	身近な自然	歴史的・文化的環境	廃棄物	地球環境	環境学習	環境保全活動・環境配慮
◇横断的な取り組み								★	★	★
◇再生可能エネルギーの利用促進 【法律第20条の3 第3項1号】								★		
◇区域の事業者・住民の活動促進 【法律第20条の3 第3項2号】	★							★		
◇地域環境の整備及び改善 【法律第20条の3 第3項3号】				★	★			★		
◇循環型社会の形成 【法律第20条の3 第3項4号】							★			

取り組みの実施時期の目安

①	②	③
2022(令和4)年度 実施中	2030年(令和12)年度 までに実施	2050年(令和32)年度 までに実施



(1)横断的な取り組み

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
総合的な地球温暖化対策の推進	◇ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言をします。	—	●	●
	◇ 温室効果ガスの削減に向けた情報提供と啓発に努めます。	●	●	●
環境教育・環境保全活動・環境保全活動の推進	◇ 地球温暖化に関する環境教育の実施、環境情報の提供、環境保全活動の推進・支援をします。	●	●	●
	◇ 各施策にSDGsの目指す17のゴールを関連付けた「伊東市総合計画」に基づき、環境・経済・社会の側面から地球温暖化対策を総合的に推進します。	●	●	—
環境ビジネスの支援	◇ 地球温暖化に関する環境ビジネスを支援します。	—	●	●
気候変動の適応策	◇ 気候変動に対する適応策を推進します。	●	●	●

(2)再生可能エネルギーの利用促進

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
再生可能エネルギーの普及	◇ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及啓発、調査・研究等に努めます。	●	●	●
	◇ 産業・業務その他部門の施設への再生可能エネルギー（営農型太陽光発電など）の導入に努めます。	●	●	●
	◇ 営農型太陽光発電の導入に努めます。	—	●	●
	◇ 公共施設の整備等に当たっては、再生可能エネルギー発電などの優先的な導入に努めます。	—	●	●

(3)区域の事業者・住民の活動促進

①産業部門・業務その他部門・家庭部門

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
公共施設の省エネ化	◇ 公共施設の保有建築物のZEB化の推進、省エネルギー型の設備・機器の優先的な導入に努めます。	●	●	●
建築物の省エネ化	◇ 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発に努めます。	●	●	●
	◇ 地場産材を用いた高断熱、再生可能エネルギー導入住宅の普及啓発に努めます。	—	—	●
高効率設備・機器の普及	◇ HEMS、計測器・表示器など、高効率設備・機器及びエネルギー利用効率のコージェネレーションの普及に努めます。	●	●	●
	◇ 公営住宅における省エネ設備・機器の率先導入を進めます。	—	●	●
農林水産業の省エネ対策	◇ 施設園芸における省エネ設備導入や、農機の省エネ使用、省エネ漁船への転換に関する普及啓発に努めます。	—	●	●

①産業部門・業務その他部門・家庭部門（つづき）

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
省エネ行動の推進	◇ 省エネルギー型の事業活動の工夫について、意識の啓発に努めます。	●	●	●
	◇ 地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進など、省エネ行動の重要性に関する意識改革を進めます。	●	●	—
温暖化対策関連ビジネスの支援	◇ 省エネルギー関連技術、温暖化対策関連技術等を開発するIT企業のサテライトオフィスを誘致・支援します。	●	●	●
農地の温室効果ガス対策	◇ 環境保全型農業の推進により、農薬の使用量を削減します。	●	●	●
	◇ 地産地消を推進します。	●	●	●
フロン類への対応	◇ ノンフロン製品についての情報提供、フロン類使用製品の適正な処理を推進します。	●	●	●

②運輸部門

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
エコドライブの推進	◇ エコドライブの普及啓発に努めます。	●	●	—
次世代自動車の普及促進	◇ 次世代自動車の普及に努めます。	—	●	●
	◇ 公用車の次世代自動車への順次転換を行うとともに、公共施設等の次世代自動車インフラの整備拡大を図ります。	—	●	●
自動車の使用自粛	◇ 自動車の使用を自粛し、自転車や徒歩による移動及びエネルギー利用効率の高い鉄道・バス等の公共輸送機関の積極的な活用を啓発します。	●	●	●

(4)地域環境の整備及び改善

①土地利用、交通、街区・地区

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
モビリティ・マネジメント等の自動車交通需要の調整	◇ 地域住民や職場、学校などを対象とし、公共交通に関するモビリティ・マネジメントを実施します。	●	●	●
公共交通機関の利用促進	◇ 公共交通機関の利用を促進します。	●	●	●
	◇ 市自主運行バス（生活路線バス）など収支上課題のある路線の維持に向けた行政補助を実施します。	●	●	●
	◇ 路線バスの運行ルートや運行本数の見直しを検討するほか、必要に応じ路線や乗継拠点などの検討を行います。	●	●	●
	◇ 伊豆市と連携し、広域路線バスの維持、収支改善に向けた検討を実施します。	●	●	●
	◇ 鉄道と路線バスの接続の向上を図ります。	●	●	●

①土地利用、交通、街区・地区（つづき）

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
公共施設・集客施設の立地の適正化	◇ 公共施設や集客施設については、徒歩、自転車、公共交通機関が便利な地区への新規立地や郊外から移転を誘導するなどの措置を講じます。	—	●	●
脱炭素型地区・街区の形成	◇ 「立地適正化計画」に基づき、脱炭素型地区・街区の形成を推進します。	●	●	●

②緑地の保全・緑化の推進、熱環境の改善

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
森林の保全・適正管理	◇ 二酸化炭素吸収源としての森林の保全を図るため、間伐や植栽を推進します。	—	●	●
	◇ 森林環境譲与税を活用し、森林整備の促進、森林保全活動の支援、森の力再生事業の促進を図ります。	—	●	●
	◇ 森林ボランティアとの協働により森づくりを推進します。	—	●	●
森林資源の利用促進	◇ 森林資源の利用を促進します。	—	—	●
	◇ 公共建築物・民間建築物における木造・木質化、地場木材の利用促進に向けた認証制度の取得を推進します。	—	—	●
緑地の保全	◇ 都市内にある里山などの大規模な緑地の保全に努めます。	—	—	●
公園の整備	◇ 来園者が利用しやすい都市公園となるよう公園の再整備を推進します。	●	●	●
緑化の推進	◇ 活用できる空き地等を利用し、緑化を推進するとともに、緑化のための市民運動等を支援し、うるおいあるまちづくりを推進します。	—	●	●

(5)循環型社会の構築

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進	◇ 新たな分別品目の追加や分別方法の周知徹底など、啓発、教育、指導活動等を実施し、ごみの排出抑制及び再資源化を推進します。	●	●	●
	◇ コンポスト、電動式生ごみ処理機の設置費補助や食品ロス削減の啓発により、家庭ごみの減量を推進します。	●	●	●
	◇ 多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの発生・排出抑制の指導を行うとともに、排出量に応じた料金の徴収を実施します。	●	●	●
	◇ 剪定枝のチップ化などを検討し、ごみの減量化・再資源化に努めます。	●	●	●
	◇ 宿泊施設や飲食店等と協力し、食べ残し等の食品ロスを削減します。	●	●	●

(5)循環型社会の構築（つづき）

項目	施策内容	実施時期※		
		①	②	③
	◇ プラスチック容器包装及び使用製品の回収・再資源化による海洋プラスチックごみの削減を図ります。	●	●	●
	◇ 古紙の分別の徹底、古着の回収・再資源化を推進します。	●	●	●
	◇ 小型家電の回収・再資源化を推進します。	●	●	●
	◇ 低公害型のごみ収集車の導入など、適切な収集運搬を行います。	●	●	●

※①2022（令和4）年度実施中 ②2030年（令和12）年度までに実施 ③2050年（令和32）年度までに実施

column
コラム

ゼロカーボンアクション 30

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要です。環境省では、「できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション『ゼロカーボンアクション30』」を発信し、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減目標の達成を目指しています。



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

環境省 URL <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>

<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 再エネ電気への切り替え クールビズ・ウォームビズ 節電 節水 省エネ家電の導入 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの設置 ZEH（ゼッチ） 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 暮らしに木を取り入れる 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 働き方の工夫 	<p>CO₂の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> スマートムーブ ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事を食べ残さない 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO₂の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 脱炭素型の製品・サービスの選択 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 修理や修繕をする フリマ・シェアリング ゴミの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ 環境に配慮した服を選ぶ

【資料：環境省】

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

市民、滞在者、事業者、市などの各主体、庁内の横断的な組織、環境審議会など、本計画を推進するための組織については以下のとおりです。

(1)市民・滞在者

市民、滞在者は、伊東市環境基本計画に係る役割を確認するとともに、市の進める施策に積極的に参加します。

(2)事業者

事業者は、伊東市環境基本計画に係る役割を確認するとともに、市の進める施策に積極的に協力します。

(3)市

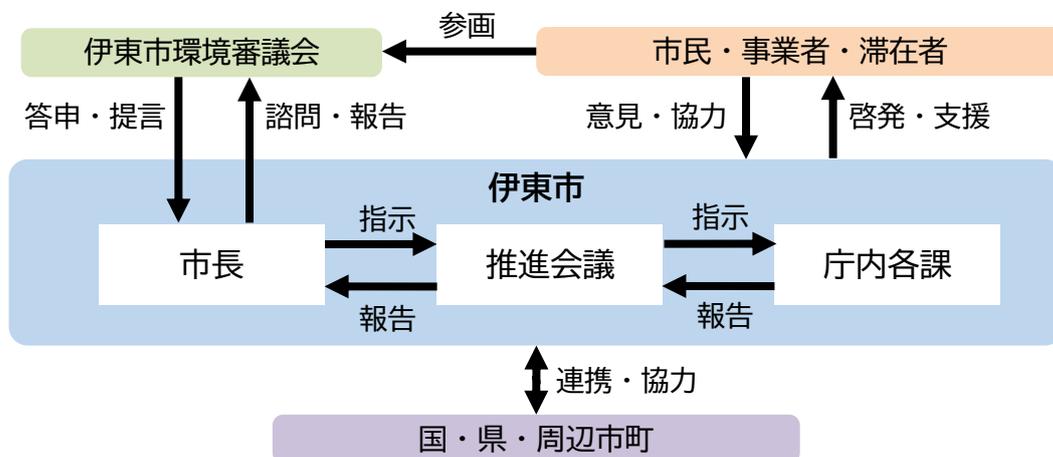
市は、環境への配慮を徹底し、市民や事業者等の積極的な環境保全活動の促進や、環境への負荷を減らすための率先的な取り組みを推進します。

(4)伊東市環境基本計画推進会議

庁内の横断的な組織である伊東市環境基本計画推進会議を通じて、環境目標に係る指標、施策や方針の進捗、改善に向けた取り組みを、PDCA サイクルの手法により検討し、計画を推進していきます。

(5)伊東市環境審議会

伊東市環境審議会は、市議会議員、学識経験者、市民の代表、事業者の代表、関係行政機関の職員によって構成し、本市からの報告を通して、計画の進捗状況を確認するとともに、環境に係る新しい意見や提言をします。



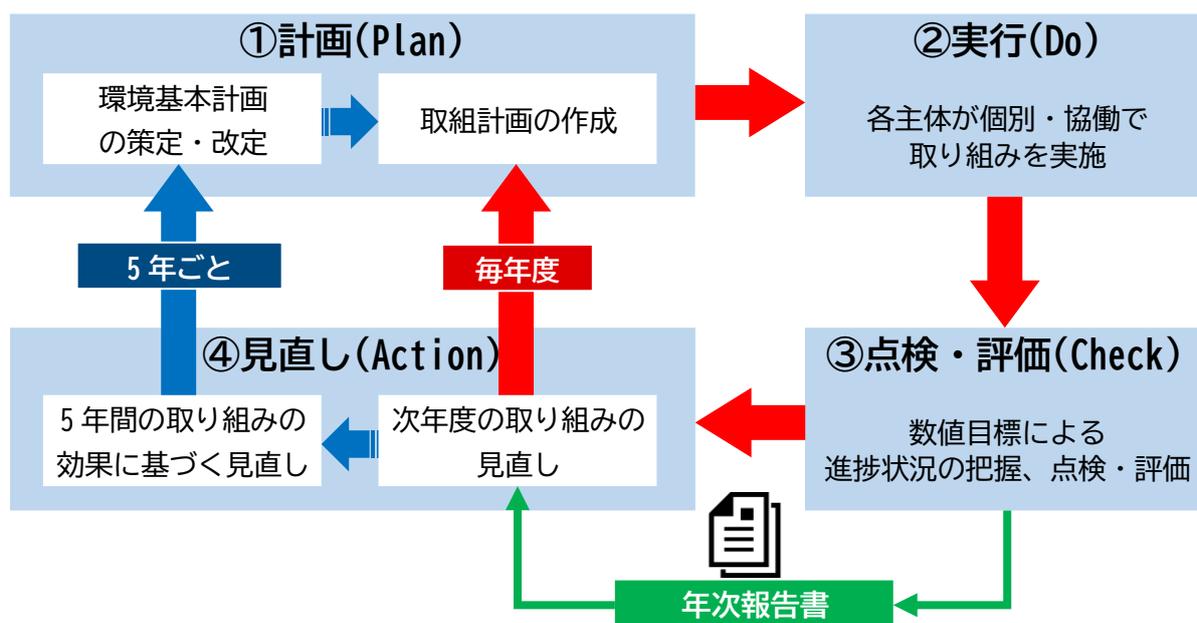
計画の推進体制

第2節 進行管理

計画に示した具体的施策を効果的に実施し、計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルの考え方に基づいた進行管理を図ります。

計画の進捗状況は、年度ごとに点検・評価し、結果に応じて具体的施策の内容や進め方の改善を図るとともに、「年次報告書」を公表します。さらに、5年ごとに計画の内容や具体的施策の実施状況全般について点検・評価し、見直しを行います。

なお、国の施策や社会経済情勢など、計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合は、その都度見直しを行います。



PDCA サイクルによる計画の進行管理

colum コラム

環境基本計画・年次報告書

本市では、「伊東市環境基本計画」の進捗状況を把握し、市民・事業者の皆さんに広く公表するため、毎年、年次報告書を作成・公表しています。

年次報告書では、数値目標の達成状況や庁内各課の環境施策の実施状況を分かりやすくとりまとめています。市のウェブサイトに掲載されているため、一度、内容を確認してみてください。

第二次
伊東市環境基本計画
《後期計画》
(平成30年度～令和4年度)
《令和2年度》年次報告書
～ 環境をまもり
豊かな自然とともに
生きるまち 伊東 ～
令和3年10月
伊東市



資料編

資料 1 関係条例

(1)伊東市環境基本条例

平成 12 年 3 月 28 日

伊東市条例第 34 号

改正 平成 15 年 3 月伊東市条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 8 条～第 18 条）

第 3 章 環境審議会（第 19 条・第 20 条）

附則

私たちのまち伊東は、緑なす山なみと紺碧の海、そして豊かな温泉に恵まれて国際観光温泉文化都市として着実な発展を続けてきた。

伊東市民はこれらの自然を限りなく愛し、また、誇りとしている。

このことは、「ふるさと伊東」を愛する多くの先人や市民のたゆまぬ努力によって育まれてきたものであり、さらにこれを大きな財産として次世代に引き継いでいくことが、私たちの努めである。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市・生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきており、また、人の活動及び都市の活動そのものが、直接間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることで新たな対応が求められている。

私たちは、天与に恵まれた自然の中で住みよい生活を確保するため、伊東市民として自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指さなければならない。

このような認識の下に、伊東市は、市民の意思と行動を結集して環境の保全と創造とを推進し、国際観光温泉文化都市として健康で安全かつ快適な生活の確保を宣言して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。
- (4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵沢の確保などに止まらず、水や空気、そこに生息する動植物などの自然の構成要件を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない快適で良好な環境を確保するとともに、現在及び将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の地域の特性を生かし、自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。
 - 4 環境の保全及び創造は、地域における日常的活動が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの共通の認識の下に、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を自ら積極的に講じる責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他本市に滞在する者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

- 第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。
- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全が図られること。
 - (2) 地域性豊かな自然景観及び恵まれた良質の温泉を適正に保全するとともに、歴史的、文化的遺産の保全及び緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (3) 森林、海岸、水辺地等における多様な自然環境が良好な状態に保持されるとともに、野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保が図られること。
 - (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等を促進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

- 第 9 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する本市の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらが組織する団体並びに滞在者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第 19 条に規定する伊東市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制的措置)

- 第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講じるものとする。

(誘導的措置等)

- 第 12 条 市は、市民等に対して必要かつ適正な経済的助成を行うことにより市民等が自らの行為による環境への負荷を低減させることを助長するために必要な措置を講じるように努めるものとする。
- 2 市は、市民等に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自らの行為による環境への負荷を低減させるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、必要があると認めるときは、そのための措置を講じるように努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

- 第 13 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め環境への負荷の低減等に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

- 第 14 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

- 第 15 条 市は、第 13 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

- 第 16 条 市は、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する監視及び測定並びに調査研究その他必要な措置を講じるように努めるものとする。

(公害等の処理)

- 第 17 条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正な処理に努めるものとする。

(国等との協力)

- 第 18 条 市は、地球環境の保全に関する施策その他広域的な取組を必要とする施策については、国、静岡県及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるとともに、市民等と協力して施策の推進を図るものとする。

第 3 章 環境審議会

(環境審議会)

- 第 19 条 市長の諮問に応じ市の環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに環境基本計画の推進等に関し、必要な調査審議を行うため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、伊東市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 20 人以内で組織し、その委員は、学識経験のある者その他の市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬及び費用弁償)

第 20 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和 22 年伊東市条例第 3 号)に定めるその他法令及び条例に規定する委員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例の一部改正)
- 2 伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例(平成 8 年伊東市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「この条例は」の次に「、伊東市環境基本条例(平成 12 年伊東市条例第 34 号)の基本理念にのっとり」を加える。
(伊東市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正)
- 3 伊東市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 8 年伊東市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「この条例は」の次に「、伊東市環境基本条例(平成 12 年伊東市条例第 34 号)の基本理念にのっとり」を加える。

附 則

(平成 15 年 3 月 28 日伊東市条例第 9 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

伊東市環境審議会(2023 年 3 月現在)

職名	氏名	所属	選出区分
会長	四宮 和彦	伊東市議会 議員	第 1 号 市議会議員
副会長	森 知子	伊東市女性連盟 理事長	第 3 号 市民の代表
委員	佐藤 周	伊東市議会 議員	第 1 号 市議会議員
委員	丹羽 忠昭	環境省環境カウンセラー	第 2 号 学識経験者
委員	上村 昌延	伊東商工会議所 常議員	第 4 号 事業者の代表
委員	清 真人	静岡県くらし・環境部環境局環境政策課長	第 5 号 関係行政機関の職員

(2)伊東市環境基本計画策定検討委員会設置要綱

平成 23 年 11 月 14 日

伊東市訓令甲第 9 号

改正 平成 24 年 3 月伊東市訓令甲第 2 号

改正 平成 28 年 3 月伊東市訓令甲第 6 号

(設置)

第 1 条 伊東市環境基本条例(平成 12 年伊東市条例第 34 号)に基づき定める伊東市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するに当たり、その調査及び研究をするため、伊東市環境基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 環境基本計画に関わる各部課との調整に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は市民部長を、副委員長は環境課長を、委員は別表に掲げる課の課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第 5 条 委員会に、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会から付託された事項について、調査、研究及び調整を行い、その結果を委員会に報告する。

3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

4 部会長は環境課長を、副部会長は環境課課長補佐を、部員は別表に掲げる課の課長補佐又は係長をもって充てる。

5 部会長は、必要に応じて作業部会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会及び作業部会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、環境基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日伊東市訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 17 日伊東市訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）（平28訓令甲6・一部改正）

企画課	建設課
危機対策課	都市計画課
財政課	下水道課
健康推進課	水道課
観光課	教育指導課
産業課	生涯学習課

資料2 策定経過

年月日			経過	
年	月	日		
令和3年	6月	25日	【策定検討委員会第1回作業部会】 ・策定方針の検討	
	7月	3日	【第1回策定検討委員会】 ・策定方針の審議	
	7月	28日	・策定方針の決定	
	8月	12日	【策定検討委員会第2回作業部会】 ・環境に関するアンケート調査内容の検討	
	8月	25日	【第2回策定検討委員会】 ・環境に関するアンケート調査内容の審議	
	10月	14日	【第1回環境審議会】 ・策定方針、環境に関するアンケート調査内容の報告ほか	
	10月22日～ 12月9日		【環境に関するアンケート調査の実施】 ・市民、事業所、高校生、中学生を対象に実施 ※滞在者は、伊東温泉観光客実態調査により実施	
令和4年	2月	14日	【第2回環境審議会】 ・環境に関するアンケート調査結果報告ほか ※滞在者分を除く	
	4月	27日	【策定検討委員会第1回作業部会】 ・策定方針変更の検討 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せて策定する旨の変更	
	5月	10日	【第1回策定検討委員会】 ・策定方針変更の審議 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せて策定する旨の変更	
	5月	19日	・策定方針の変更決定 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せて策定する旨の変更	
	9月	27日	【第1回環境審議会】 ・環境に関するアンケート調査結果報告ほか	
	11月	18日	【策定検討委員会第2回作業部会】 ・基本計画（案）の諮問の検討	
	11月	28日	【第2回策定検討委員会】 ・基本計画（案）の諮問の審議	
	12月	21日	・市長から伊東市環境審議会へ基本計画（案）の諮問	
	12月	21日	【第2回環境審議会】 ・基本計画（案）の審議	
	令和4年12月22日～ 令和5年1月21日		・基本計画（案）に対する市民意見の募集	
	令和5年	2月	10日	【第3回環境審議会】 ・基本計画（案）及び基本計画（案）の答申（案）の審議
		2月	15日	・伊東市環境審議会から市長へ基本計画（案）の答申
2月		22日	【策定検討委員会第3回作業部会】 ・基本計画（案）の検討	
3月		15日	【第3回策定検討委員会】 ・基本計画（案）の審議	
3月		24日	・基本計画の決定 ・政策会議へ基本計画を報告	

資料3 諮問・答申

(1)諮問



伊環第616号
令和4年12月21日

伊東市環境審議会
会長 四宮和彦 様

伊東市長 小野達也



第三次伊東市環境基本計画（案）について（諮問）

本市における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第三次伊東市環境基本計画（案）を策定しましたので、伊東市環境基本条例（平成12年伊東市条例第34号）第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

以上

(2)答申

伊環審第5号

令和5年2月15日

伊東市長 小野達也様

伊東市環境審議会

会長 四宮和彦



第三次伊東市環境基本計画（案）について（答申）

令和4年12月21日付け伊環第616号をもって諮問のあった第三次伊東市環境基本計画（案）については、慎重に審議した結果、下記のとおり本審議会の意見を決定したので答申します。

なお、本計画の推進には、市民、事業者及び滞在者の協力が欠かせないことから、周知啓発に注力するとともに、必要に応じて条例の制定や予算措置などに努めるよう要望します。

記

1 第三次伊東市環境基本計画（案）

第三次伊東市環境基本計画（案）については、本計画案の一部を別紙修正意見のとおり修正し、他は本計画案のとおり決定した。

2 審議会の審議状況

令和4年12月21日 第1回審議会

第三次伊東市環境基本計画（案）説明及び審議

令和5年2月10日 第2回審議会

第三次伊東市環境基本計画（案）審議及び答申決定

3 審議を行った委員

会 長	四 宮	和 彦
副会長	森	知 子
委 員	佐 藤	周
同	丹 羽	忠 昭
同	上 村	昌 延
同	清	真 人

以 上

資料4 参考資料

(1) 温室効果ガス削減見込量

■削減見込量の算定①

取り組み	指標	設定値			削減見込量 (千t-CO ₂)		根拠	
		2019 (令和元) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度		
産業部門								
高性能ボイラーの導入	製造業への導入	高性能ボイラー導入率	0.0%	10.0%	30.0%	0.9	2.0	G
	建設業・鉱業への導入	高性能ボイラー導入率	0.0%	10.0%	30.0%	1.0	3.0	G
ESCO 事業による省エネ技術の導入	製造業への導入	ESCO 事業導入率	0.0%	10.0%	40.0%	0.1	0.2	G
	建設業・鉱業への導入	ESCO 事業導入率	0.0%	10.0%	40.0%	0.0	0.1	G
その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	【業種横断】高効率空調の導入、産業 HP の導入、産業用照明の導入、低炭素工業炉の導入、産業用モータ・インバータの導入、コージェネレーションの導入	—	—	—	—	0.6	0.6	A
	【鉄鋼業】電力需要設備効率の改善、発電効率の改善(自家発)、省エネルギー設備の増強	—	—	—	—	0.0	0.0	A
	【化学工業】化学の省エネルギープロセス技術の導入	—	—	—	—	0.1	0.1	A
	【建設施工・特殊自動車分野】ハイブリッド建機等の導入	—	—	—	—	0.5	0.5	A
	【施設園芸・農業機械・漁業分野】施設園芸における省エネルギー設備の導入、省エネルギー農機の導入、省エネルギー漁船への転換	—	—	—	—	0.3	0.3	A
業種間連携省エネルギーの取組推進	—	—	—	—	0.0	0.0	A	
燃料転換の推進	—	—	—	—	0.1	0.1	A	
FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	—	—	—	—	0.0	0.0	A	
業務その他部門								
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	※0.0%	10.0%	50.0%	3.2	12.0	G
	潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	※0.0%	5.0%	20.0%	0.2	0.7	G
業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	業務用燃料電池コージェネレーションシステム導入率	※0.0%	5.0%	30.0%	0.2	1.1	G	
ESCO 事業による省エネ技術の導入	ESCO 事業導入率	※0.0%	10.0%	60.0%	1.2	5.5	G	
市の事務事業における省エネルギー行動の実践	市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減率	※0.0%	29.6%	100.0%	4.2	14.0	B	
計画・制御システムの導入	BEMS の導入	計画・制御システム(BEMS など)導入率	※0.0%	20.0%	100.0%	1.9	7.2	G
建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化(改修)	—	—	—	—	3.2	12.0	A
高効率な省エネルギー機器の普及	高効率照明の導入	—	—	—	—	1.3	1.3	A

■削減見込量の算定②

業務その他部門								
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	—	—	—	—	3.1	3.1	A
廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	—	—	—	—	0.0	0.0	A
脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	—	—	—	—	1.9	1.9	A
家庭部門								
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	0.0%	10.0%	70.0%	1.8	10.2	G
	潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	0.0%	5.0%	20.0%	0.1	0.4	G
家庭用コージェネレーションの導入	燃料電池コージェネレーションシステムの導入	燃料電池コージェネレーションシステム導入率	0.0%	5.0%	30.0%	0.3	1.3	G
	ガスコージェネレーションシステムの導入	ガスコージェネレーションシステム導入率	0.0%	5.0%	20.0%	0.1	0.2	G
計画・制御システムの導入	HEMS、スマートメーター、省エネナビなどの導入	計画・制御システム（HEMS など）導入率	0.0%	20.0%	100.0%	0.8	3.3	G
高効率照明の導入	LED 照明への切り替え	高効率照明（LED）導入率	0.0%	5.0%	25.0%	0.1	0.5	G
省エネルギー行動の実践（2019 年度を基準）		省エネルギー行動実践率の向上率	0.0%	15.0%	50.0%	0.8	2.7	G
エコ診断の実施		エコ診断の実践率	0.0%	10.0%	100.0%	0.1	0.8	G
緑のカーテンの設置		緑のカーテン設置率	※0.0%	10.0%	100.0%	0.4	3.5	G
住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化（新築）、住宅の省エネルギー化（改修）	—	—	—	—	5.1	5.1	A
高効率な省エネルギー機器の普及	浄化槽の省エネルギー化（低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を削減した浄化槽の導入、中大型浄化槽の省エネ化）	—	—	—	—	0.1	0.1	A
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	—	—	—	—	2.9	2.9	A
脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進、照明の高効率利用	—	—	—	—	1.5	1.5	A

■削減見込量の算定③

取り組み	指標	設定値			削減見込量 (千t-CO ₂)		根拠		
		2019 (令和元 年度)	2030 (令和12 年度)	2050 (令和32 年度)	2030 (令和12 年度)	2050 (令和32 年度)			
運輸部門									
クリーンエネルギー自動車の導入	電気自動車 (EV) の導入	電気自動車 (EV) 導入率	0.1%	3.0%	70.0%	1.7	31.5	C	
	プラグインハイブリッド自動車 (PHV) の導入	プラグインハイブリッド自動車 (PHV) 導入率	0.1%	3.0%	10.0%	1.7	4.4	C	
	ハイブリッド自動車 (HV) の導入	ハイブリッド自動車 (HV) 導入率	8.3%	15.0%	15.0%	3.6	1.3	C	
	燃料電池自動車 (FCV) の導入	燃料電池自動車 (FCV) 導入率	※0.0%	0.0%	5.0%	0.0	2.3	G	
エコドライブの実践	エコドライブ関連装置の導入	エコドライブ関連装置導入率	※0.0%	5.0%	100.0%	0.2	3.0	G	
	エコドライブの実践	エコドライブ実践率	※0.0%	10.0%	50.0%	1.0	3.5	G	
公共交通機関の利用促進	公共交通機関の積極的な利用	公共交通機関を利用している人の割合	※0.0%	10.0%	50.0%	0.5	1.8	G	
	自転車の利用促進	—	—	—	—	0.2	0.2	A	
テレワークの実践	テレワーク実践率	※0.0%	10.0%	50.0%	0.1	0.5	G		
道路交通流対策等の推進	道路交通流対策等の推進、信号機の集中制御化・ハイブリッド化、LED 道路照明の整備促進、交通安全施設の整備 (信号灯器の LED 化の推進)、自動走行の推進	—	—	—	—	1.4	1.4	A	
環境に配慮した自動車使用等の促進	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化、地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	—	—	—	—	0.8	0.8	A	
鉄道・船舶分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進	—	—	—	—	0.8	0.8	A	
トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進、環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	—	—	—	—	1.3	1.3	A	
廃棄物処理									
廃プラスチックなどの削減	廃プラスチック焼却量の削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率	※0.0%	15.5%	43.1%	2.4	8.2	D、G	
		ごみ質に占める廃プラスチック割合 (目標)	21.1%	18.0%	0.0%				G
		燃やすごみに含まれる水分 (目標)	39.1%	39.1%	39.1%				G
食品ロスの削減	食品ロスの削減率	0.0%	50.9%	100.0%	0.2	0.4	D、G		
森林吸収等									
森林による CO ₂ 吸収	森林管理の継続	—	—	—	—	12.7	12.7	E	
農地土壌による CO ₂ 吸収	農地土壌の炭素吸収源対策	—	—	—	—	0.1	0.1	A	
都市緑化による CO ₂ 吸収	都市緑化等の推進	都市公園面積 (ha)				0.3	0.3	G	

■削減見込量の算定④

取り組み	指標	設定値			削減見込量 (千 t-CO ₂)		根拠	
		2019 (令和元) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度		
再生可能エネルギー								
太陽光発電の導入	10kW 未満	設置数 (戸)	1,588	2,402	5,864	5.4	54.9	F、G
		新設住宅の太陽光 発電・設置割合	16.0%	60.0%	100.0%			F、G
	10kW 以上	設置数 (戸)	302	370	1,336			F、G
		新設建物の太陽光 発電・設置割合	6.0%	50.0%	100.0%			F、G
風力発電施設の導入	設備容量 (kW)	0.0	0.0	600.0	0.0	0.8	F、G	
水力発電施設の導入	設備容量 (kW)	306.0	306.0	356.0	0.0	0.2	F、G	
地熱発電 (低温バイナリー) 施設の導入	設備容量 (kW)	0.0	0.0	3,000.0	0.0	12.6	F、G	
バイオマス発電施設の導入	設備容量 (kW)	0.0	0.0	300.0	0.0	1.3	F、G	
太陽熱利用施設の導入	設置数 (戸)	745	800	900	0.0	0.1	F、G	
地中熱利用施設の導入	設置数 (戸)	0	0	400	0.0	4.1	F、G	

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

※印は 2019 (令和元) 年度を基準 (0%) としたものである。

根拠一覧

根拠	
A	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して伊東市分を設定 (2050 (令和 32) 年度は削減見込量が設定されていないことから、2030 (令和 12) 年度と同じ数値 で設定)
B	「伊東市役所地球温暖化対策実行計画 (第 4 次エコアクションプラン)」の目標値から設定
C	「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「次世代自動車戦略 2010」などを基本として設定
D	「伊東市一般廃棄物処理基本計画」の目標値から設定
E	森林による吸収は「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画」の森林吸収量から伊東市分を按分、都 市緑化による吸収は公園緑地面積から設定
F	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)
G	独自に設定

資料5 用語解説

あ行

■アイドリングストップ

長時間の駐停車時に自動車のエンジンを切ること。これによりガソリンの節約、大気汚染や二酸化炭素排出の抑制につながる。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿・生活雑排水」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■エコツーリズム

自然や環境を損なわない範囲で、自然観察や地域住民の生活・歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

■エコドライブ

環境に配慮した自動車運転のこと。具体的には、やさしい発進を心掛けたり、無駄なアイドリングをやめたりして、燃料の節約に努める。地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の減少にもつながる。

か行

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。ゼロカーボンともよばれる。

■海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみのこと。その中でも長期間かけて細かくなり、直径5mm以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、2005（平成17）年6月より施行されている。海外からの外来種（主として明治以後に外国から入ってきた外来種に焦点を当てている）による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置等を定め、違反者には罰則もある。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単

独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■環境基準

大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の汚染及び騒音などに係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なる。

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となる恐れのあるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガスなどのほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■環境保全型農業

農薬や化学肥料などの使用量の削減、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きをいう。

■クールビズ

冷房時の室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。

■クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。電気自動車、天然ガス自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

■グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルファー緑化協力を始め、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を

得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

■建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的として2015（平成27）年に制定された。正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」。住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講じたため、省エネ法から建築物に係る部分が移行された。

■コージェネレーション（熱電併給）

天然ガス、石油、LPガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。ヒートポンプ型や潜熱回収型などがある。

■コミュニティプラント

住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽ともいえる。

■コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

さ行

■最終処分場

環境保全の観点から、汚水の外部流出、地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガス発生等を防止しながら、所要量の廃棄物を安全に埋立処分できる構造物のこと。

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを指す。

■サテライトオフィス

企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィス。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。

た行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されるとともに、輸送エネルギーの省エネルギー化や農林水産業の振興にも効果が期待できる。

■低温バイナリー

水より沸点の低い作動媒体（代替フロン、水とアンモニアの混合液等）を熱交換器によって加熱、蒸発させ、この媒体の蒸気でタービンを回す方式をバイナリー発電と呼ぶ。加熱流体と作動媒体と二つあることからバイナリー式と呼ばれている。環境省・再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)では、低温バイナリーを 53~120℃としている。

■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。次世代自動車と低燃費・低排出ガス認定車が含まれる。

■都市公園

都市公園は都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

な行

■ナショナルトラスト運動

市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどして、次の世代に残すという運動。

■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんご焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

■ノンフロン製品

フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。

は行

■バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などがある。

■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。「廃棄物の処理及び

清掃に関する法律」では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

ま行

■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。見た目が涼しげだけではなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネルギーの手法として注目されている。

■モビリティ・マネジメント

地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みのこと。

■モーダルシフト

自動車などに偏った輸送機関を鉄道、船舶、バスなどの公共的な輸送機関に移行させること。

や行

■有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

ら行

■緑地

都市公園法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされている。

英数

■BEMS・FEMS・HEMS

エネルギーの消費を監視・制御するシステムのこと。HEMSは住宅向け、BEMSはビル向け、FEMSは工場向けのシステム。電力使用量を可視化したり、自動的に電気使用量をコントロールすることができる。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■COOL CHOICE（クールチョイス）

2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するという目標達

成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

■ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、技術、設備、人材、資金などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

■HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■NPO

民間非営利団体の略称。正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体。

■PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(plan)、実行(do)、点検・評価(check)、見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■ppm

微量の割合を表す単位で濃度や含有率を示すのに用い、100万分の1を1ppmという。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1ppmとは1m³の大気中に1cm³の汚染物質が含まれていることを表す。



伊東市の鳥
イソヒヨドリ

第三次伊東市環境基本計画

伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和5年3月

伊東市市民部環境課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

TEL: 0557-32-1374 FAX:0557-38-3088

URL <https://www.city.ito.shizuoka.jp>